

**第 2 回臨時会**

平成29年 5 月 1 日開会

平成29年 5 月 1 日閉会

**第 3 回臨時会**

平成29年 5 月 24日開会

平成29年 5 月 24日閉会

**第 4 回定例会**

平成29年 6 月 8 日開会

平成29年 6 月 21日閉会

# 三股町議会会議録

三股町議会

# — 目 次 —

## ◎第2回臨時会

○5月1日（第1号）

|        |  |    |
|--------|--|----|
| 日程第1   | 会議録署名議員の指名 .....                           | 4  |
| 日程第2   | 会期決定の件について .....                           | 4  |
| 追加日程第1 | 議長辞職の件 .....                               | 5  |
| 追加日程第2 | 議長選挙 .....                                 | 6  |
| 追加日程第3 | 副議長辞職の件 .....                              | 9  |
| 追加日程第4 | 副議長選挙 .....                                | 10 |
| 日程第3   | 常任委員会委員の選任 .....                           | 11 |
| 日程第4   | 議会運営委員会委員の選任 .....                         | 16 |
| 追加日程第5 | 各種委員の推薦について .....                          | 17 |
| 日程第5   | 議案第30号について（監査委員選任） .....                   | 18 |
| 日程第6   | 議案第31号から第37号までの7議案並びに報告1件一括上程 .....        | 19 |
| 日程第7   | 質疑（議案第31号から第37号までの7議案） .....               | 25 |
| 日程第8   | 討論・採決（議案第31号から第37号までの7議案） .....            | 26 |
| 日程第9   | 議会運営委員会の閉会中の審査事項について .....                 | 29 |
| 日程第10  | 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について .....               | 30 |
| 日程第11  | 総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項につ<br>て ..... | 30 |

### 付議事件及び審議結果一覧

| 付議議会                    | 議案番号   | 件名   | 結果       | 年月日  |
|-------------------------|--------|--|----------|------|
| 平成29年<br>第2回臨時会<br>(5月) | 議案第30号 | 監査委員の選任について                                    | 原案<br>同意 | 5月1日 |
| 〃                       | 議案第31号 | 固定資産評価員の選任について                                 | 原案<br>同意 | 5月1日 |
| 〃                       | 議案第32号 | 専決処分した事件の報告及び承認につ<br>いて（三股町税条例等の一部を改正す<br>る条例） | 原案<br>承認 | 5月1日 |

|                         |        |  |            |      |
|-------------------------|--------|--|------------|------|
| 平成29年<br>第2回臨時会<br>(5月) | 議案第33号 | 専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）                            | 原 案<br>承 認 | 5月1日 |
| 〃                       | 議案第34号 | 専決処分した事件の報告及び承認について（三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例） | 原 案<br>承 認 | 5月1日 |
| 〃                       | 議案第35号 | 専決処分した事件の報告及び承認について（平成28年度三股町一般会計補正予算(第6号)）                            | 原 案<br>承 認 | 5月1日 |
| 〃                       | 議案第36号 | 専決処分した事件の報告及び承認について（平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)）                      | 原 案<br>承 認 | 5月1日 |
| 〃                       | 議案第37号 | 専決処分した事件の報告及び承認について（平成28年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)）                     | 原 案<br>承 認 | 5月1日 |
| 〃                       | 報告第2号  | 専決処分の報告（支払督促申立後の訴訟（和解）について）  |            |      |

### ◎第3回臨時会

○5月24日（第1号）

|      |                           |       |    |
|------|---------------------------|-------|----|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                | ----- | 35 |
| 日程第2 | 会期決定の件について                | ----- | 35 |
| 日程第3 | 議案第38号及び第39号までの2議案一括上程    | ----- | 36 |
| 日程第4 | 質疑（議案第38号及び第39号までの2議案）    | ----- | 38 |
| 日程第5 | 討論・採決（議案第38号及び第39号までの2議案） | ----- | 41 |

### 付議事件及び審議結果一覧

| 付議議会                    | 議案番号   | 件名                                    | 結果   | 年月日   |
|-------------------------|--------|---------------------------------------|------|-------|
| 平成29年<br>第3回臨時会<br>(5月) | 議案第38号 | 工事請負契約の締結について（平成29年度町営住宅東原団地A棟建築主体工事） | 原案可決 | 5月24日 |
| 〃                       | 議案第39号 | 工事請負契約の締結について（平成29年度町営住宅東原団地A棟機械設備工事） | 原案可決 | 5月24日 |

## ◎第4回定例会

### ○6月8日(第1号)

|      |  |    |
|------|--|----|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                                     | 47 |
| 日程第2 | 会期決定の件について                                     | 47 |
| 日程第3 | 議案第40号から議案第54号までの15議案及び報告3件、請願2件<br>及び発議1件一括上程 | 48 |

### ○6月12日(第2号)

|      |            |     |
|------|------------|-----|
| 日程第1 | 一般質問       | 56  |
|      | 1番 森 正太郎君  | 56  |
|      | 3番 福田 新一君  | 79  |
|      | 9番 重久 邦仁君  | 99  |
|      | 10番 池田 克子君 | 106 |
|      | 5番 堀内 義郎君  | 115 |

### ○6月13日(第3号)

|      |           |     |
|------|-----------|-----|
| 日程第1 | 一般質問      | 134 |
|      | 2番 楠原 更三君 | 134 |
|      | 8番 指宿 秋廣君 | 156 |
|      | 6番 内村 立澤君 | 166 |

### ○6月14日(第4号)

|      |                                 |     |
|------|---------------------------------|-----|
| 日程第1 | 総括質疑                            | 178 |
| 日程第2 | 常任委員会付託                         | 178 |
| 日程第3 | 質疑(議案第48号から第54号までの7議案、発議第1号)    | 179 |
| 日程第4 | 討論・採決(議案第48号から第54号までの7議案、発議第1号) | 179 |

### ○6月21日(第5号)

|      |                                     |     |
|------|-------------------------------------|-----|
| 日程第1 | 常任委員長報告                             | 186 |
| 日程第2 | 質疑(議案第40号から第47号までの8議案及び請願第1号・2号)    | 190 |
| 日程第3 | 討論・採決(議案第40号から第47号までの8議案及び請願第1号・2号) | 193 |

|        |                  |     |
|--------|------------------|-----|
| 日程第4   | 意見書案第3号上程        | 198 |
| 日程第5   | 意見書案第3号の質疑・討論・採決 | 199 |
| 追加日程第1 | 意見書案第4号上程        | 202 |
| 追加日程第2 | 意見書案第4号の質疑・討論・採決 | 202 |
| 日程第6   | 議員派遣の件について       | 203 |

付議事件及び審議結果一覧

| 付議議会                | 議案番号   | 件名   | 結果       | 年月日   |
|---------------------|--------|--|----------|-------|
| 平成29年第4回定例会<br>(6月) | 議案第40号 | 特別職の職員で非常勤のもの<br>の報酬及び費用弁償に関する<br>条例の一部を改正する条例 | 原案<br>可決 | 6月21日 |
| 〃                   | 議案第41号 | 職員の育児休業等に関する<br>条例の一部を改正する条例                   | 原案<br>可決 | 6月21日 |
| 〃                   | 議案第42号 | 平成29年度三股町一般会計<br>補正予算(第1号)                     | 原案<br>可決 | 6月21日 |
| 〃                   | 議案第43号 | 平成29年度三股町国民健康<br>保険特別会計補正予算(第1号)               | 原案<br>可決 | 6月21日 |
| 〃                   | 議案第44号 | 平成29年度三股町後期高齢<br>者医療保険特別会計補正予<br>算(第1号)        | 原案<br>可決 | 6月21日 |
| 〃                   | 議案第45号 | 平成29年度三股町介護保険<br>特別会計補正予算(第1号)                 | 原案<br>可決 | 6月21日 |
| 〃                   | 議案第46号 | 平成29年度三股町介護保険<br>サービス事業特別会計補正<br>予算(第1号)       | 原案<br>可決 | 6月21日 |
| 〃                   | 議案第47号 | 平成29年度三股町公共下水<br>道事業特別会計補正予算(第<br>1号)          | 原案<br>可決 | 6月21日 |
| 〃                   | 議案第48号 | 監査委員の選任について                                    | 原案<br>同意 | 6月14日 |
| 〃                   | 議案第49号 | 農業委員会委員の任命につ<br>いて                             | 原案<br>同意 | 6月14日 |
| 〃                   | 議案第50号 | 農業委員会委員の任命につ<br>いて                             | 原案<br>同意 | 6月14日 |

|                         |             |   |            |       |
|-------------------------|-------------|---|------------|-------|
| 平成29年<br>第4回定例会<br>(6月) | 議案第51号      | 農業委員会委員の任命について  | 原 案<br>同 意 | 6月14日 |
| 〃                       | 議案第52号      | 農業委員会委員の任命について  | 原 案<br>同 意 | 6月14日 |
| 〃                       | 議案第53号      | 農業委員会委員の任命について  | 原 案<br>同 意 | 6月14日 |
| 〃                       | 議案第54号      | 農業委員会委員の任命について  | 原 案<br>同 意 | 6月14日 |
| 〃                       | 報告第3号       | 平成28年度三股町一般会計繰越明許<br>費繰越計算書の報告について                                  |            |       |
| 〃                       | 報告第4号       | 三股町土地開発公社の平成29年度事<br>業計画及び予算  |            |       |
| 〃                       | 報告第5号       | 三股町土地開発公社の平成28年度事<br>業決算の報告について                                     |            |       |
| 〃                       | 請願第1号       | 「青少年健全育成基本法」の制定を求<br>める意見書提出に関する請願                                  | 趣 旨<br>採 択 | 6月21日 |
| 〃                       | 請願第2号       | 中小自営業者婦人・家族従業者の人権<br>保障のため「所得税法第56条の廃止<br>を求める意見書」の採択を求めること<br>について | 不採択        | 6月21日 |
| 〃                       | 意見書案<br>第3号 | ギャンブル等依存症対策の抜本的強化<br>を求める意見書(案)                                     | 原 案<br>可 決 | 6月21日 |
| 〃                       | 意見書案<br>第4号 | 「青少年健全育成基本法」の制定を求<br>める意見書  | 原 案<br>可 決 | 6月21日 |
| 〃                       | 発議第1号       | 三股町議会委員会条例の一部を改正す<br>る条例  | 原 案<br>可 決 | 6月14日 |

# 一 般 質 問

| 発言<br>順位 | 質問者   | 質問事項          | 質問の<br>要 旨  | 質問の相手 |
|----------|-------|---------------|---|-------|
| 1        | 森 正太郎 | 1 高齢者福祉について   | ① 介護保険法の改正が行われるが、本町で影響を受ける規模は。<br>② 介護認定が受けにくいという住民の声をどう考えるか。<br>③ 高齢者の免許返納者について、どのようなメリットがあるか。<br>④ 元気の杜の温泉浴場の利用について、一般開放を再開する余地はないか。<br>⑤ 温泉券の配布は検討できないか。 | 町 長   |
|          |       | 2 まちドラについて    | ① 5月に行われた第6回まちドラの開催状況を問う。<br>② 今後の展望を問う。  | 町 長   |
|          |       | 3 核兵器禁止条約について | 国連で会議されている核兵器禁止条約について、町長の認識を問う。   | 町 長   |
|          |       | 4 町営住宅について    | ① 空室対策をどう考えているか。<br>② 広場等の環境維持について、入居者の減少や高齢化に伴って住民による維持管理が困難であるが、町で対応できないか。  | 町 長   |
|          |       | 5 マイナンバーについて  | ① 利用状況を問う。<br>② 記入を強制する実態の是正を求める。   | 町 長   |

|   |       |                       |   |     |
|---|-------|-----------------------|---|-----|
| 2 | 福田 新一 | 1 「協働で創る」の基本姿勢とは。     | <p>元気なまちづくりの取組に対し「協働」とは何か。</p> <p>① 包括連携協定締結後の進捗状況は。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3/15 都城工業高等専門学校</li> <li>3/17 南九州学園</li> </ul> <p>上記との協定締結後の具体的な内容、目標、日程</p> <p>② 空き家等情報バンク活用促進事業の実状は。本町の空き家状況と「空き家等情報バンク」の登録件数及び不動産業者情報。</p> | 町 長 |
|   |       | 2 地域定住と児童教育の望ましい関係とは。 | <p>幼小一貫教育のネックとは何か。（長田小とひまわり保育園長田分園）</p>   | 教育長 |
|   |       | 3 本町が羽ばたく材料は何か。       | <p>① パノラマまらそんから、まちづくりへの展開へ（宿泊施設の問題）</p> <p>② ドローン導入で新分野設立（業務改革）</p>   | 町 長 |
|   |       | 4 五本松団地跡地利活用の進捗状況は。   | <p>利活用作業部会での経過報告を。</p>  | 町 長 |
| 3 | 重久 邦仁 | 1 新公会計制度への町取組は。       | <p>平成29年度までに全ての地方自治体は複式簿記で財務書類を作成しなければならない。当町の取組を伺う。</p>  | 町 長 |
|   |       | 2 農業用水、排水路整備について      | <p>山手幹線水路をホテル発生地として、環境保護事業の取組経過は。</p>   | 町 長 |
|   |       | 3 地区要望について            | <p>自治会の要望件数と進捗状況経過は。</p>  | 町 長 |
| 4 | 池田 克子 | 1 生活困窮者対策について         | <p>① 2015年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたが、当町の生活困窮者の実態について伺う。</p> <p>② 相談者の具体的取り組みについて</p> <p>③ 支援法の中に家計相談支援事業と学習支援事業は任意で取組めるとしている。取り組み状況についてそれぞれ尋ねる。</p>   | 町 長 |
|   |       | 2 就学援助について            | <p>① 平成30年度より就学援助における「ランドセル等新入学児童生徒学用品費」の入学前支給が要保護児童生徒に実施される。</p> <p>準要保護生徒への対応は検討されているか。</p>   | 町 長 |



|   |       |                       |  |     |
|---|-------|-----------------------|--|-----|
| 5 | 堀内 義郎 | 1 水田農業について            | <p>① 米施策の見直しによる生産調整が必要と聞くが、本町としての取組は。</p> <p>② 昨年の台風による用水路の復旧状況はどうであったか。</p> <p>③ 米の30年度産からの直接支払交付金の廃止による水不足やパイプラインの老朽化の水利に係わる諸問題にどう取組むのか。</p>                                       | 町 長 |
|   |       | 2 危機管理について            | <p>① 昨年11月に実施されたJアラートの全国一斉訓練で本町での結果はどうであったか。又、Lアラートの結果は。</p> <p>② 北朝鮮によるミサイル発射が懸念されるが、万が一の落下に備えての安全対策と対応は。</p> <p>③ 危機管理係に自衛隊OBなどの防災経験者を配置したいとあったが、どうであったのか。又、された場合どのような業務を担うのか。</p> | 町 長 |
|   |       | 3 パブリックコメントについて       | <p>① 意見募集の（過去5年間）の案件と募集の結果はどうであったか。</p> <p>② 特別職報酬等審議会推進委員会で出た意見をどのように反映させるのか。又、答申書についてパブリックコメントを行う理由は。</p>  | 町 長 |
|   |       | 4 過疎地域の奨励金制度と過疎対策について | <p>① 過疎地域定住促進奨励金制度の拡充や定住促進により奨励金がどのように変わるのか。又、交付規定に違反した場合はどうなるのか。</p> <p>② 小鷲巣地区の宅地分譲を進めるべきではないか。</p>  | 町 長 |

|   |              |  |   |     |
|---|--------------|--|---|-----|
| 6 | 楠原 更三        | 1 文教三股について   | <p>① 行政面において、文教の町三股として今後目指すことは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「歴史と伝統を生かしたふさわしい教育」とは何か</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">上記「」は2年前の6月議会での「何をもって文教三股というのか」という質問に対するの町長答弁であるが、今回はその具体的な中身について伺う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町民憲章前文にある「先人の偉業」「開拓精神」を学べる具体的な体制について</li> </ul>  | 町 長 |
|   |              |  | <p>② 学校教育面において、文教三股の学校として今後の目標は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ふるさと三股を意識させることのできる三股らしい伝統教育は考えられないか。</li> <li>○ 全国学力テスト対策について</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・全国学力テストが国語、数学のみである理由<br/>・全国学力テストを年間計画の中では、どのように位置づけられているのか。<br/>・各学校の「学力向上」のための今年度の具体的な目標（事前に資料要求）</p> <p>③ ふるさと振興人材育成派遣事業について</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">来年度以降の、派遣先の見直しはないのか。</p> | 教育長 |
|   |              | 2 梶山城跡について   | <p>① 史跡指定に向けての進捗状況</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">文化庁職員来町時の状況、用地買収の経緯等</p> <p>② 用地買収と並行した、「整備可能な地域」の整備はできないのか。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">大手口、周回道路（里道）、本丸、二の丸、三の丸などのうち「整備可能な地域」はないか。</p>  | 町 長 |
|   | 3 側溝の蓋整備について | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政側で、蓋を整備すべきであると判断し、設置を予定している箇所の有無。（あるならば、事前に資料要求）</li> </ul> | 町 長   |     |

|   |       |                      |   |    |
|---|-------|----------------------|---|----|
| 7 | 指宿 秋廣 | 1 2026年開催予定の宮崎国体について | <p>① 開催予定市町村の現状はどうなっているか。</p> <p>② 本町の取り組みはどうなっているか。</p> <p>③ 町民に身近に感じていただくためにも本施設やサブ施設の建設や練習場の誘致に取り組むことが必要ではないか。</p>           | 町長 |
|   |       | 2 福社会館跡地の有効活用について    | ① 町の中心部であり、建て替えをして今後有効活用できないか。  | 町長 |
|   |       | 3 ふるさと納税について         | ① 国からの要請での取り組みの変更はあるか。  | 町長 |
| 8 | 内村 立吉 | 1 職員採用試験について         | <p>① 本町における職員採用試験について伺う。</p> <p>② 都城市は、2017年度から、市職員採用試験の一次試験で、一般教養試験と専門試験を廃止し総合能力試験（SPI3）を導入する。本町も職員採用試験に総合能力試験を導入する考えはないか。</p> | 町長 |
|   |       | 2 税金について             | 収納対策（特別収納対策係）の状況はどうか。   | 町長 |
|   |       | 3 農業について             | <p>① 樺山用水路（中野地区福留）の復旧事業について伺う。</p> <p>② 9月の全国和牛能力共進会への現状、今後の日程について伺う。</p>   | 町長 |

三股町告示第33号

平成29年第2回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年4月27日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成29年5月1日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

森 正太郎君

楠原 更三君

福田 新一君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成29年5月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
追加日程第1 議長辞職の件  
追加日程第2 議長選挙  
追加日程第3 副議長辞職の件  
追加日程第4 副議長選挙  
日程第3 常任委員会委員の選任  
日程第4 議会運営委員会委員の選任  
追加日程第5 各種委員の推薦について  
日程第5 議案第30号について(監査委員選任)  
日程第6 議案第31号から第37号までの7議案並びに報告1件一括上程  
日程第7 質疑(議案第31号から第37号までの7議案)  
日程第8 討論・採決(議案第31号から第37号までの7議案)  
日程第9 議会運営委員会の閉会中の審査事項について  
日程第10 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について  
日程第11 総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
追加日程第1 議長辞職の件  
追加日程第2 議長選挙  
追加日程第3 副議長辞職の件  
追加日程第4 副議長選挙  
日程第3 常任委員会委員の選任  
日程第4 議会運営委員会委員の選任

追加日程第5 各種委員の推薦について

日程第5 議案第30号について（監査委員選任）

日程第6 議案第31号から第37号までの7議案並びに報告1件一括上程

日程第7 質疑（議案第31号から第37号までの7議案）

日程第8 討論・採決（議案第31号から第37号までの7議案）

日程第9 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

日程第10 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第11 総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

---

出席議員（12名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君  | 2番 楠原 更三君  |
| 3番 福田 新一君  | 4番 池邊 美紀君  |
| 5番 堀内 義郎君  | 6番 内村 立吉君  |
| 7番 福永 廣文君  | 8番 指宿 秋廣君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |            |
|-----------|------------|
| 局長 兒玉 秀二君 | 書記 矢部 明美君  |
|           | 書記 佐澤 やよい君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

|              |         |                 |        |
|--------------|---------|-----------------|--------|
| 町長 .....     | 木佐貫 辰生君 | 副町長 .....       | 西村 尚彦君 |
| 教育長 .....    | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 ..... | 黒木 孝幸君 |
| 企画商工課長 ..... | 鍋倉 祐三君  | 税務財政課長 .....    | 綿屋 良明君 |
| 町民保健課長 ..... | 横田 耕二君  | 福祉課長 .....      | 齊藤 美和君 |
| 農業振興課長 ..... | 白尾 知之君  | 都市整備課長 .....    | 上原 雅彦君 |
| 環境水道課長 ..... | 西畑 博文君  | 教育課長 .....      | 渡具知 実君 |

午前10時00分開会

○議長（福永 廣文君） それでは、ただいまから平成29年第2回三股町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福永 廣文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長により4番、池邊君、8番、指宿君の2名を指名いたします。

---

#### 日程第2. 会期決定の件について

○議長（福永 廣文君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。議会運営委員長、指宿君。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

去る4月27日に委員会を開き、本臨時会にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、本日提案される議案は、人事案件2件、条例案件3件、補正予算3件及び報告1件であります。

これらの提出議案の内容を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される8議案及び報告1件については、委員会への付託を省略し、全体審議で処置することに決定しました。

以上、報告をいたします。

○議長（福永 廣文君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とし、今回提案される8議案については、委員会付託を省略し、全体審議で処理することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とし、今回提案される8議案については、委員会付託を省略し、全体審議で処理することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。議員の皆様は議員控室にお集まりください。

午前10時01分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前10時29分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、本会議を再開いたします。

私は、今般申し合わせにより、議長の職を辞職したいと思っておりますので、議長の席を副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

----- . ----- . -----  
**追加日程第1. 議長辞職の件**

○副議長（内村 立吉君） ただいま議長の福永君より辞職願が出されましたので、地方自治法第100条1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。

お諮りします。ここで議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内村 立吉君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

議事日程表、追加日程第1のところに「議長辞職の件」とご記入ください。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法117条の規定により、福永君は退場をお願いします。

〔議長 福永 廣文君 退場〕

○副議長（内村 立吉君） 局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（兒玉 秀二君） 辞職願。このたび一身上の都合により、平成29年5月1日付をもって議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。平成29年5月1日、三股町議会副議長内村立吉様、三股町議会議長福永廣文。

以上です。

○副議長（内村 立吉君） お諮りします。福永君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内村 立吉君） 異議なしと認めます。



よって、福永君の議長の辞職を許可することに決しました。

福永君の除斥を解除します。

〔7番 福永 廣文君 入場〕

○副議長（内村 立吉君） ただいま福永君の辞職願は許可されました。福永君、議長退任挨拶を演壇からお願いします。

〔7番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（7番 福永 廣文君） 議長退任のご挨拶を申し上げます。

2年にわたり、皆様方のご協力により、町議会議員議長として大役を……。皆様方にとっては、ちょっと不足だったかもしれませんが、精いっぱい頑張ったつもりでございます。

後任の、また新しい議長が選任された折には、私も一議員として全力で協力していきたいと思っております。ひとつ今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

---

## 追加日程第2. 議長選挙

○副議長（内村 立吉君） ただいま議長が欠けましたので、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内村 立吉君） 異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決しました。

議事日程表の追加日程第2のところに「議長選挙」とご記入願います。

追加日程第2、議長選挙を行います。

全員協議会でお話しいたしましたとおり、本議会での立候補表明をすることとなりましたが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内村 立吉君） 異議なしと認めます。立候補者の方は立候補の表明をお願いいたします。

池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 皆様、おはようございます。

このたびの三股町議会議長選挙に立候補させていただきます池邊美紀です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私たち議員は、選挙という大きな関門をくぐり抜け、この場に来ています。町民の付託を受け、それぞれの町民の思いがこもった一票一票の積み重ねが、私たちの責任であり、期待であります。

日ごろから、町民のために、町民の豊かな生活を願って活動していることをもっともっと広く知ってもらいたいというふうに思っています。

また、町、行政執行部と議会は、二代表制であります。その意味と役割をお互いが深く理解し、町民のためにどうするのか、三股町の将来のためにどのように考えるべきか、真剣に、議論を積み重ねなければなりません。

皆さん、「敬愛」という言葉をご存じでしょうか。「敬い」、「尊敬」、そして「親しみ愛される」ということです。議員として議論するということは、あります。しかし、論破して敵をつくるようでは、私は、何か足りないというふうに思います。そこに礼儀や品格があつて、尊敬につながります。また、笑顔や優しさがあつて、親しみ愛されることにつながるわけです。

私は、歴史ある、伝統ある三股町議会を、敬愛されるような、そんな議会にしていきたいというふうに思っています。いや、町民のためにそうあるべきだというふうに思っています。

最後になりますけれども、私は誠心誠意を持って、信念を持って、この役目に挑んでまいりたいというふうに思っています。皆さんが「選んでよかった」と思えるような、そんな議会運営をしていきたいというふうに思っています。三股町議会のために、精いっぱい、情熱を傾けて頑張つてまいりますので、皆様方のお力添えどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○副議長（内村 立吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内村 立吉君） 議会における選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに第95条の規定を準用することになっております。

選挙の方法については、投票で行うことにします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（内村 立吉君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（内村 立吉君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内村 立吉君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（内村 立吉君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。白票は無効とします。

なお、発表は申し合わせのとおり、最高得票者の氏名とその得票数のみを発表することといたします。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台で記入願います。

それでは、1番、森君より順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○副議長（内村 立吉君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内村 立吉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。投票箱を閉鎖します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に5番、堀内君、7番、福永君の2名を指名します。

なお、開票事務は事務局職員にお願いします。

〔開票〕

○副議長（内村 立吉君） 結果を発表します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。このうち有効投票11票、無効投票1票であります。

有効投票のうち最高得票者は池邊君で、得票は9票であります。

よって、池邊君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（内村 立吉君） ただいま議長に当選されました池邊君に、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

池邊君、議長当選受託の挨拶を演壇からお願いいたします。

〔議長 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（4番 池邊 美紀君） 皆さん、身の引き締まる思いで、今この場に立っています。この任期中、しっかりとした運営を行ってまいりたいというふうに思います。ぜひ、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

失礼します。（拍手）

○副議長（内村 立吉君） 議長選挙も終わり、これで議長の職務を終了することができました。

各位のご協力に対しまして深く感謝を申し上げます。

それでは、池邊君、議長席にお着きください。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（池邊 美紀君） それでは、議事を進行してまいりたいと思います。

---

### 追加日程第3. 副議長辞職の件

○議長（池邊 美紀君） ただいま副議長の内村君より辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決しました。

議事日程表の追加日程第3のところに「副議長辞職の件」とご記入願います。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、内村君は退場を願います。

〔副議長 内村 立吉君 退場〕

○議長（池邊 美紀君） 局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（兒玉 秀二君） 辞職願。このたび一身上の都合により、平成29年5月1日付をもって副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成29年5月1日、三股町議会議長池邊美紀様、三股町議会副議長内村立吉。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。内村君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。

よって、内村君の副議長の辞職を許可することに決しました。

内村君の除斥を解除します。

〔6番 内村 立吉君 入場〕

○議長（池邊 美紀君） ただいま内村君の副議長辞職は許可されました。内村君、副議長退任挨拶を演壇からお願いします。

〔6番 内村 立吉君 登壇〕

○副議長（内村 立吉君） 2年間でしたけども、副議長と要職を務めさせてもらいました。いろんな方向で勉強させていただきました。

議会は、二元代表制であります。円滑なる議会を担い、三股町議会で、さらなる発展を求めます。そして、議員の使徒としましても、町民の目線、住民の目線で、これからもいろいろと発言をしていきたいと思っております。今後ともよろしく申し上げます。（拍手）

---

#### 追加日程第4. 副議長選挙

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。副議長が欠けましたので、この際、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに副議長選挙を行うことにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに副議長選挙を行うことに決しました。

議事日程表の追加日程第4のところに「副議長選挙」とご記入を願います。

追加日程第4、副議長選挙を行います。

選挙は、議長選挙と同じ方法で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（池邊 美紀君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付します。配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（池邊 美紀君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（池邊 美紀君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。なお、白票は無効とします。

また、発表は申し合わせどおり、最高得票者の氏名とその得票数のみの発表といたします。

それでは、1番、森君より順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（池邊 美紀君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） それでは、投票を終了します。投票箱を閉鎖します。

開票を行います。会議規則第31条2項の規定により、開票立会人に1番、森君、11番、山中君を指名します。

なお、開票事務は事務局の職員にお願いします。前のほうに。

〔開票〕

○議長（池邊 美紀君） 選挙の結果を発表します。

投票総数は12票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票は全て有効投票で、最高得票者は重久君、投票は9票であります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第4号の規定により、3票であります。したがって、重久君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（池邊 美紀君） ただいま副議長に当選されました重久君に対し、会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

重久君、副議長当選受託の挨拶を演壇からお願いします。

〔副議長 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（9番 重久 邦仁君） ただいま副議長に選出されました重久であります。議長を補佐し、スムーズな議会運営が運びますよう、皆様方にご協力をお願い申し上げ、就任受託の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（池邊 美紀君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時03分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前11時12分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

### 日程第3. 常任委員会委員の選任

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会には、委員会条例により4つの常任委員会があります。

一般会計予算・決算常任委員会委員の選任を行います。

任期2年、定数12名による一般会計予算・決算常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。

よって、議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することに決しました。

ここでお諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。

また議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務等、その職責上から、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、それにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。

よって、議長は、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退することに決しました。

それでは、これより一般会計予算・決算常任委員会の正副常任委員長を、委員会条例第8条の規定により互選をしていただきたいと思います。議事は年長の委員で進めていただくようお願いいたします。

なお、副議長は、議長に事故あるとき議長の代理を務めますので、委員長との兼務は適当でないとの見解があります。よって、委員長互選に当たっては、そのように対処願います。

しばらく本会議を休憩します。議員の皆さんは議員控室にご移動願います。

午前11時14分休憩

-----  
〔一般会計予算・決算常任委員会正副委員長互選〕  
-----

午前11時20分再開

○議長（池邊 美紀君） 発表します。発表は、これ以降、局長にさせます。

○事務局長（兒玉 秀二君） 一般会計予算・決算常任委員会の委員長、堀内議員、副委員長、池田議員で、以上です。

○議長（池邊 美紀君） ありがとうございます。

次に、総務産業、文教厚生両常任委員会委員の選任を行います。

総務産業、文教厚生両常任委員会の委員の定数は、それぞれ6人で、委員の任期は2年とな

っております。委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。総務産業、文教厚生の中常任委員会委員の指名については、慣例により、各議員から希望をとり、それを基準として正副議長で調整し、指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、総務産業、文教厚生の中常任委員会委員の指名については、それぞれの希望を取りまとめ、それを基準として正副議長で調整し、指名することに決しました。

なお、特定の委員会に希望が集中し、その調整が難航することも予想されますので、最終判断は議長にご一任願います。

それでは、希望調書を配付しますので、必ず希望する委員会に丸印をつけてください。配付をお願いします。

〔調書配付〕

○議長（池邊 美紀君） 回収します。（発言する者あり）

〔調書回収〕

○議長（池邊 美紀君） それでは、正副議長で調整します。しばらく本会議を休憩します。

なお、再開のお知らせはブザーで行います。よろしくをお願いします。

午前11時22分休憩

-----  
〔常任委員会委員希望調整〕  
-----

午前11時35分再開

○議長（池邊 美紀君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ただいま正副議長で調整を行いましたので、その結果を発表します。局長、お願いします。

○事務局長（兒玉 秀二君） それでは、発表します。

総務産業常任委員会、楠原議員、池邊議員、内村議員、池田議員、山中議員、桑畑議員。

文教厚生常任委員会、森議員、福田議員、堀内議員、福永議員、指宿議員、重久議員。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ただいまの発表のとおり、それぞれの常任委員会に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおり、それぞれの常任委員会に選任いたします。

ここでお諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。

また議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務等、その職責上から、総務産業常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議長は、総務産業常任委員会の委員を辞退することに決しました。

総務産業、文教厚生両常任委員会の正副常任委員長は、委員会条例第8条の規定により、各常任委員会において、それぞれ互選することになっております。

ただいまから常任委員会ごとに互選していただきたいと思います。議事は年長の委員で進めていただくようお願いいたします。

また、広報編集常任委員会委員、議会運営委員、各種委員もあわせて選出していただきたいと思います。

なお、互選の結果は、議長に速やかにご報告願います。

しばらく本会議を休憩しますので、議員の皆さんは、それぞれ選任された委員会室へお集まりください。

午前11時37分休憩

-----  
〔各常任委員会正副委員長互選〕  
-----

午前11時57分再開

○議長（池邊 美紀君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

正副委員長の互選結果が来ましたので、発表します。局長、お願いします。

○事務局長（兒玉 秀二君） それでは、発表いたします。

まず、総務産業常任委員会委員長、内村議員、副委員長、池田議員。

文教厚生常任委員会委員長、福田議員、副委員長、重久議員。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ありがとうございます。

次に、広報編集常任委員会委員の選任を行います。

広報編集常任委員会委員の定数は4名です。任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。広報常任委員会委員の指名については、総務産業、文教厚生両常任委員会より、2人ずつ選任することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員会委員の指名については、総務産業、文教厚生両常任委員会より、2名ずつ選任することに決しました。

それでは、総務産業、文教厚生両常任委員会より、議会広報編集常任委員会委員を選出させていただきますので、発表します。局長、お願いします。

○事務局長（兒玉 秀二君） それでは、発表します。

広報編集常任委員会委員、楠原議員、山中議員、指宿議員、福永議員、以上です。

○議長（池邊 美紀君） ただいま発表しました4人を、広報編集常任委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、広報編集常任委員会委員に選任いたします。

ここで広報編集常任委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は年長の委員で進めていただくようお願いいたします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩しますので、広報編集常任委員会に選任された委員の皆さんは、第一委員会室へお集まりください。

午後0時00分休憩

.....  
〔広報編集常任委員会正副委員長互選〕  
.....

午後0時02分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

広報編集常任委員会より正副委員長の互選結果の報告がありますので、発表します。

○事務局長（兒玉 秀二君） 広報編集常任委員会の委員長は、福永議員、副委員長、楠原議員、以上です。

○議長（池邊 美紀君） ここで13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時03分休憩

午後1時28分再開

○議長（池邊 美紀君） 時間前ではありますが、全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

#### 日程第4. 議会運営委員会委員の選任

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の定数は6名で、任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長、広報編集常任委員会委員長と、総務産業及び文教厚生の一両常任委員会から、それぞれ委員長と委員1名の2名ずつ選任することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長、広報編集常任委員会委員長と、総務産業及び文教厚生の一両常任委員会から、それぞれ委員長と委員1名の2名ずつ選任することに決しました。

それでは、先に、一般会計予算・決算常任委員会委員長の選出、広報編集常任委員会委員長の選出と、総務産業及び文教厚生の一両常任委員会から、議会運営委員会委員を選出していただいておりますので、発表します。

○事務局長（兒玉 秀二君） それでは、発表します。

議会運営委員会委員は、内村議員、楠原議員、福田議員、重久議員、堀内議員、福永議員、以上です。

○議長（池邊 美紀君） ただいま発表しました6人を議会運営委員会に指名したいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、議会運営委員に選任いたします。

ここで議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は年長の委員で進めていただくようお願いいたします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩しますので、議会運営委員に指名された議員の皆さん

は、第一委員会室へお集まりください。

午後 1 時30分休憩

-----  
〔議会運営委員会正副委員長互選〕  
-----

午後 1 時33分再開

○議長（池邊 美紀君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議会運営委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので、発表します。

○事務局長（兒玉 秀二君） それでは、発表します。

議会運営委員会委員長、楠原議員、副委員長、重久議員、以上です。

----- . ----- . -----  
追加日程第 5. 各種委員の推薦について

○議長（池邊 美紀君） 次に、各種委員の推薦の件ですが、お手元にある資料に、4つの審議会並びに土地開発公社の理事、民生委員推せん会委員について、町長より委員の推薦依頼が来ております。

お諮りします。各種委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程 5 として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、各種委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第 5 として議題とすることに決しました。

議事日程表の追加日程第 5 のところに「各種委員の推薦について」とご記入願います。

追加日程第 5、各種委員の推薦についてを議題といたします。議会としては、円滑な議会活動を図る観点から、議会の組織、委員会構成等を考慮して委員の人選をしているのが慣例となっております。

それでは、常任委員会ごとに人選をいただいておりますので、発表します。

○事務局長（兒玉 秀二君） 発表します。

都市計画審議会委員、議長と山中議員、福永議員、企業立地促進審議会、議長と池田議員、重久議員、緑化計画審議会、議長と桑畑議員、堀内議員、公共下水道事業運営審議会委員、議長と内村議員、福田議員、土地開発公社理事、議長と楠原議員、指宿議員、民生委員推せん会、森議員、以上です。

○議長（池邊 美紀君） ただいま発表しました議員を、それぞれの審議会、推せん会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、ただいま発表しました議員を、それぞれの審議会、推せん会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することに決しました。

ここで本会議を休憩し、全員がそろいましたら再開いたしますので、休憩をお願いします。

午後 1 時 35 分 休憩

-----  
午後 1 時 40 分 再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

-----  
日程第 5. 議案第 30 号について（監査委員選任）

○議長（池邊 美紀君） 日程第 5、議案第 30 号「監査委員の選任について」を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 平成 29 年第 2 回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案のうち、議案第 30 号「監査委員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

ご承知のように、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者のうちから 1 人、議会議員の中から 1 人をそれぞれ選任することになっております。

ところで、このたび議会選出の監査委員である池田克子氏から、去る 4 月 26 日に 4 月 30 日付をもって監査委員を辞職したい旨の辞職届が提出されましたので、これを受理したところであります。

したがって、その後継者として山中則夫氏を議会選出の監査委員の最適任者として選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） ここでお諮りします。本案は、先ほど全員協議会で選出した監査委員の同意案件でありますので、質疑、討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、本案については、質疑、討論を省略して採決することに決しました。

次の案件は、地方自治法第 117 条の除斥に該当しますので、山中君は退場願います。

〔11 番 山中 則夫君 退場〕

○議長（池邊 美紀君） それでは、採決を行います。議案第30号は、原案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議あり。ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第30号は、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。よって、議案30号は原案に同意することに決しました。

山中君の除斥を解除します。

〔11番 山中 則夫君 入場〕

---

#### 日程第6. 議案第31号から第37号までの7議案並びに報告1件一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第6、議案第31号から第37号までの7議案並びに報告1件を一括として議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 議案第31号から議案第37号までの7議案及び報告第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号「固定資産評価員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、固定資産評価員の選任について、議会の同意を求めるものであります。ご存じのように同評価員は、町内の固定資産を適正に評価し、町長が行う価格決定を補助するため、地方税法第404条の規定により、その設置が定められているところでありますが、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することになっております。

従来、本町における評価員は、所管の税務主管課長を選任いたしておりますが、4月1日付の人事異動によりまして、主管課長に異動があり、綿屋良明氏を固定資産評価員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第32号から第37号までの6議案については、全て、去る平成29年3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、今議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第32号「三股町税条例等の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、第193回通常国会において可決され、平成29年3月

31日に交付されたことに伴い、改正を行ったものであります。

改正の内容としましては、個人の住民税につきまして、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について適用期限を3年間延長すること、軽自動車税につきましては、グリーン化特例軽課について適用期限を2年間延長すること、固定資産税につきまして、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定を整備することとした改正などが、主なものであります。

次に、議案第33号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に準じ、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の改正を行ったものであります。

次に、議案第34号「三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、介護保険法及び関係政省令の一部改正により、地域密着型通所介護の創設がされたことに伴い、「三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に、地域密着型通所介護の基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を新設したため、所要の条例改正を行ったものであります。

次に、議案第35号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第6号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額101億5,199万6,000円から歳入歳出それぞれ7,306万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7,893万5,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

地方譲与税、利子割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方交付税等は、交付決定により、それぞれ増減補正したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定及び交付決定見込みにより、増減補正したものであります。

繰入金は、ふるさと未来基金繰入金を減額し、公共施設等整備基金は、充当事業の減分を減額し、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について、財政調整基金の取り崩し額を減額して基金の確保を図るものであります。

町債においては、それぞれ事業の実績により、増減補正したものであります。

次に、歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額補正したものであります。

総務費においては、庁舎管理費ほか各項の執行残であります。

民生費においては、社会福祉費の一部の臨時福祉給付費の執行残ほか、減額の主なものであります。

衛生費においては、予防費の予防接種委託料、母子衛生費の妊婦・乳幼児健康受託料の執行残ほか、減額の主なものであります。

農林水産業費においては、農地費の多面的機能支払交付金の減額、実績により産地強化支援事業を初めとする各種事業補助金の減額が、主なものであります。

土木費においては、都市下水路の公共下水道事業繰出金の減額、住宅管理費の町営住宅耐震診断調査設計委託料等の減額が、主なものであります。

教育費においては、幼稚園就園奨励費補助金の実績による減額、小・中学校の要保護及び準要保護児童生徒援助費の実績による減額、需要費等の執行残をそれぞれ減額したものであります。

公債費は、利子の決定により減額したものであります。

諸支出金は、見込まれる収支額の余剰分を財政調整基金、公共施設等整備基金に積み立てるため増額補正し、ふるさと未来基金は寄付金の実績、減債基金等は運用益の確定により減額補正し、及び予備費は28年度の実質収支額を見込んで増額補正したものであります。

次に、第2表、地方債補正について主なものをご説明申し上げます。

畑地帯総合整備事業宮ノ原第2地区については200万円減額し、限度額を740万円とし、畑地帯総合整備事業高才第1地区については200万円増額し、限度額を1,050万円に変更したものです。

現年度発生、農地・農林施設等一般単独災害復旧事業については、国の決定により対象事業と認定されなかったため、220万円全額減額し、廃止したものです。

次に、議案第36号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額35億560万円に歳入歳出それぞれ1,791万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,351万9,000円としたものであります。

歳入については、国民健康保険税、県支出金は増額し、国庫支出金、雑入の減額が主なもので



あります。

歳出については、保険給付費の減額と予備費の増額が主なものであります。

次に、議案第37号「平成28年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額4億2,934万7,000円から歳入歳出それぞれ348万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,586万7,000円としたものであります。

歳入につきましては、県補助金、一般会計繰入金、基金繰入金の減額が主なものであります。

歳出につきましては、工事請負費負担金、積立金の減額が主なものであります。

以上、7議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

報告第2号「専決処分の報告（支払督促申立後の訴訟（和解）について）」は、関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ここで補足説明があれば許します。税務財政課長。

起立をお願いします。

○税務財政課長（綿屋 良明君） それでは、私のほうで、議案第32号及び議案第35号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第32号「三股町税条例等の一部を改正する条例」でございます。

お手元に、改正文と新旧対照表、そして資料として概要版があると思います。

まず、改正文ですが、構成としましては、1ページの第1条で、三股町税条例の一部改正を、6ページの第2条で、三股町税条例等の一部を改正する条例の一部改正は平成28年の条例第18号の一部改正、第3条で、三股町税条例の一部を改正する条例の一部改正は平成26年の条例第14号の一部改正となり、未施行に係る条例を改正した条例となっております。

改正文では非常にわかりにくいですので、資料の改正概要を中心に、それと新旧対照表を見比べながら、改正で新設または廃止となるものを中心に、主な4点についてご説明申し上げます。

なお、改正概要は、左が改正条例、中ほどが対応する法令、右が改正の概要となっております。

また、新旧対照表は、左が現行規定で改正前、右が新、改正後となっております。

まず、第1点目は、概要版の2ページ、一番下から1行目に、附則第10条の3、第2項から

第11項の改正ですが、これは、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございます。新旧対照表では、11ページから14ページになります。

これは、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についての規定の改正であります。新旧対照表13ページ、第9項で特定耐震基準適合住宅、14ページの第10項で特定減損失防止改修住宅についての規定が新設されたものであります。

次に、2点目は、改正概要の3ページ、1行目、附則第16条ですが、これは、軽自動車税の税率の特例の規定でございます。新旧対照表では、15ページから16ページになります。

これは、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の軽課、軽い課税にするという特例を規定したもので、新規登録を受けた翌年度1年分のみ税率を低くする制度の特例でございます。この特例の基準を強化した上で、適用期限を2年延長するものです。

電気軽自動車等については、税率のおおむね100分の75を軽減し、また、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車は、燃費基準と排出ガス基準を強化した上で、それぞれの区分に応じ、税率のおおむね100分の50とおおむね100分の25を軽減する税率の特例として、平成31年度分課税まで軽減が延長されるものであります。

次に、3点目は、改正概要の3ページ、2行目、附則第16条の2ですが、これは、軽自動車税の賦課徴収の特例の規定でございます。新旧対照表では、16ページから17ページになります。

これは、三菱自動車の燃費不正問題が発生しましたが、これと同様の事案が発生した場合、メーカーを所有者とみなして、メーカーが軽自動車税の不足額に、これの100分の10を加算した額を納税するものであります。

最後に、4点目は、改正概要の2ページ、下から2行目、附則第10条の2、第7項から第12項ですが、これは法附則第15条第2項第1号等の条例を定める割合の規定でございます。新旧対照表では、11ページになります。

これは、災害により滅失、損壊した家屋、償却資産にかわるものとして、町長が認めるものを既得等した場合、当該家屋、償却資産に係る固定資産税を、4年度分、2分の1とする規定ですが、災害時に個別に措置していた軽減を常設化するものなどであります。

また、都市再生特別措置法に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税の課税標準の特例と、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に掲げる業務用の冷蔵冷凍機器で、冷媒としてアンモニア等のみ使用するものに対して課する固定資産税の課税の特例は、期限切れ

に伴い廃止するものです。

次に、議案第35号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第6号）」につきまして、補足説明をいたします。

一般会計の補正予算書をごらんください。

歳入についてですが、主なものを説明いたします。

8ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

歳入の総括表でございますが、款が第2、地方譲与税から第20款の町債までそれぞれございまして、右から2列目が補正予算額になります。

まず、第2款の地方譲与税から第9款の地方交付税までは、国からの交付決定によるものでございます。その中で、第9款の地方交付税、補正額が1億9,809万6,000円は、特別交付税でございます。

それから、第12款の使用料及び手数料につきましては、住宅使用料等、実績に基づいたものでございます。

第13款、第14款の国庫支出金・県支出金は、臨時福祉給付金事業費補助金等の交付決定により、それぞれ減額補正しております。

第17款の繰入金でございますけれども、基金から5億1,620万3,000円の取り崩しを3月補正まで予定しておりましたけれども、これを最後の段階で、充当事業の減額あるいは収支で見込まれる剰余金の関係で、1億6,664万4,000円を減額するものなどでございます。（「46万4,000円」と呼ぶ者あり）失礼した、46万4,000円です、失礼しました。

それでは、第20款の地方債につきましては、畑地帯総合整備事業の実績、農地・農林施設等一般単独災害復旧事業の国の決定による廃止などにより、590万円減額するものです。

歳出についてですが、次の10ページをごらんください。こちらが歳出の総括表でございます。

第1款から第14款までありますが、各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額補正したものであります。主なものを説明いたします。

総務費においては、番号制度税務システム運用テスト委託料、地方公共団体情報システム機構事務費負担金ほか、各項、各目の執行残で7,487万9,000円の減額であります。

民生費においては、老人福祉費の養護老人ホーム措置費が1,221万円の減額、また、年金生活者等支援と、簡素な給付措置費等の臨時福祉給付金があわせて2,977万2,000円の減額が、主なものであります。

衛生費においては、予防費の予防接種委託料ほかの執行残が1,835万8,000円、また、母子衛生費の妊婦・乳幼児健診委託料の執行残の950万1,000円が、減額の主なものであります。

農林水産業費においては、農地費の多面的機能支払交付金324万円の減額など、実績による各種事業補助金の減額が主なものであります。

土木費においては、公共下水道事業繰出金207万5,000円の減額、町営住宅耐震診断調査設計委託料ほか407万8,000円の減額が、主なものであります。

教育費は、幼稚園就園奨励費補助金の実績により63万円の減額、また、小・中学校の要保護及び準要保護児童生徒援助費の実績により、あわせて396万円の減額及びほかの執行残が、主なものであります。

公債費は、利子の決定により不用額1,069万1,000円を減額したものであります。

諸支出金は、基金費において、現時点で見込まれる収支額の余剰分を財政調整基金に9,600万円、公共施設等整備基金に1億2,022万1,000円、また、ふるさと未来基金は寄付金の実績、減債基金等は運用益の確定により減額補正し、予備費は、平成28年度の実質収支額を見込んで2,809万1,000円を増額補正したものであります。

前に戻りまして、6ページと7ページをごらんください。

第2表、地方債補正ですが、変更ということで、それぞれの整備事業等の実績により限度額を増減額変更することと、国の決定により対象事業と認定されなかった災害復旧事業を全額減額し廃止したものでございます。

これを3月31日をもって専決処分した補正予算でございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。ないようですので……。

---

### 日程第7. 質疑（議案第31号から第37号までの7議案）

○議長（池邊 美紀君） 日程第7、質疑を行います。

議案第31号から第37号までの7議案を一括して行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は会議規則により、臨時会では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方、よろしく願いいたします。

質疑はございませんか。

森議員。

○議員（1番 森 正太郎君） 専決処分の理由というか、それちょっと聞きたいんですけど。

○議長（池邊 美紀君） 議案番号を明示。

○議員（1番 森 正太郎君） 専決全部です。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 専決処分についてお答えいたします。

ちょっと条文等持って来てないんですけども、基本的に、例えば人事案件等とか、こういう、4月1日に定めないといけないとか、そういう部分とか国の条例改正に伴って4月1日から施行されるという時に、議会を開くいとまがないということで、専決処分ということで対応して、議会に、処分した後に報告いたしまして、同意を受けるというものであります。

○議長（池邊 美紀君） ほかにございませんか。

森議員。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案第33号の国民健康保険税条例、所得判定基準の引き上げということなんですけれども、これも法律改正による条例の改正になるんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 挙手をお願いします。

町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 先ほどの質問については、平成9年2月22日付で厚生労働省の保険局長のほうから来ている通達の中に、国民健康保険法施行令の一部を改正する制令の施行についてということで通達文が来ております。それに基づいて同じように改正を行ったものでございます。

○議長（池邊 美紀君） よろしいですか。

○議員（1番 森 正太郎君） すいません、いつとおっしゃいましたか。

○町民保健課長（横田 耕二君） 平成28年12月22日付の閣議決定で来ております。

○議長（池邊 美紀君） ほかにございませんか。

森議員。

○議員（1番 森 正太郎君） この所得判定基準の引き上げによって、どれくらいの方が、この軽減が受けられなくなるかがわかりますか、わかれば伺いたいんですが。

○議長（池邊 美紀君） 町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 大変申しわけございません。まだ28年中の所得の積み上げが済んでおりませんので、現在のところでは試算ができておりません。

○議長（池邊 美紀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

---

#### 日程第8. 討論・採決（議案第31号から第37号までの7議案）

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、日程第8、討論・採決を行います。

議案第31号「固定資産評価員の選任について」を議題として討論を行います。

綿屋君は退席をお願いします。

〔税務財政課長 綿屋 良明君 退席〕

○議長（池邊 美紀君） まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第31号は、原案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案に同意することに決しました。

入席を。

〔税務財政課長 綿屋 良明君 着席〕

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、議案第32号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例等の一部を改正する条例）」を議題として討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第32号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第33号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

森議員。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案第33号の「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」ですけれども、所得判定基準の引き上げということで、ちょっと何人ぐらいの方が影響あるかというのは伺えなかったんですが、やはり軽減を受けられない人が出てくるということで、ただでさえ高すぎる保険料を、やはり人によって引き上げることにつながるというのではないかというこ

とで、認められないということで反対討論といたします。

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

ご異議があるようですので、起立により採決します。議案第33号は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第34号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）」を議題として討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） なし。次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第34号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第35号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成28年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題として討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第35号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第36号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第36号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第37号「専決処分した事件の報告及び承認について」でございます。

「（平成28年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第37号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、第37号は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第9. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、日程第9、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の閉会後に召集される次回定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は2年間の任期中、閉



会中も審査できることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。よって、次回定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は2年間の任期中、閉会中も審査できることに決しました。

---

#### 日程第10. 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、日程第10、広報編集常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

本臨時会及び今後の定例会、臨時会にかかわる広報の編集及び発送事務については、広報編集常任委員会の閉会中の審査とし、広報編集常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できることにし、さらに任期中、毎定例会、臨時会、会期中の写真撮影の許可をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会及び今後の定例会、臨時会にかかわる広報の編集及び発送事務については、広報編集常任委員会の閉会中の審査事項とし、広報編集常任委員会は2年間の期間中、閉会中も活動できることにし、さらに任期中、毎定例会、臨時会、会期中の写真撮影の許可をすることに決しました。

---

#### 日程第11. 総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、日程第11、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨、申請がある場合、両常任委員会の閉会中の審査事項とし、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨、申請がある場合、両常任委員会の閉会中の審査事項とし、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できることに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時24分休憩

---

[全員協議会]

---

午後2時25分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

---

○議長（池邊 美紀君） 以上で、今会期中の全日程を終了しましたので、これをもって平成29年第2回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時25分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

前議長 福永 廣文

議長 池邊 美紀

前副議長 内村 立吉

署名議員 池邊 美紀

署名議員 指宿 秋廣

三股町告示第34号

平成29年第3回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年5月19日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成29年5月24日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

森 正太郎君

楠原 更三君

福田 新一君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

---

○応招しなかった議員

---

---

平成29年 第3回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成29年5月24日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

平成29年5月24日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第38号及び第39号までの2議案一括上程  
日程第4 質疑(議案第38号及び第39号までの2議案)  
日程第5 討論・採決(議案第38号及び第39号までの2議案)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第38号及び第39号までの2議案一括上程  
日程第4 質疑(議案第38号及び第39号までの2議案)  
日程第5 討論・採決(議案第38号及び第39号までの2議案)
- 

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君  | 2番 楠原 更三君  |
| 3番 福田 新一君  | 4番 池邊 美紀君  |
| 5番 堀内 義郎君  | 6番 内村 立吉君  |
| 7番 福永 廣文君  | 8番 指宿 秋廣君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |
- 

欠席議員(1名)

- 12番 桑畑 浩三君
- 

欠 員(なし)

---

職務のため議場に参加した事務局職員の名氏

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の名氏

|        |         |           |        |
|--------|---------|-----------|--------|
| 町長     | 木佐貫 辰生君 | 副町長       | 西村 尚彦君 |
| 教育長    | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | 黒木 孝幸君 |
| 企画商工課長 | 鍋倉 祐三君  | 税務財政課長    | 綿屋 良明君 |
| 町民保健課長 | 横田 耕二君  | 福祉課長      | 齊藤 美和君 |
| 農業振興課長 | 白尾 知之君  | 都市整備課長    | 上原 雅彦君 |
| 環境水道課長 | 西畑 博文君  | 教育課長      | 渡具知 実君 |
| 会計課長   | 内村 陽一郎君 |           |        |

午前10時00分開会

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。開会前ではありますが、桑畑君から欠席の届けが出されておりますので、報告いたします。

ただいまから平成29年第3回三股町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、堀内君、7番、福永君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 楠原 更三君 登壇〕

○議会運営委員長（楠原 更三君） おはようございます。議会運営委員会の協議の結果についてご報告します。去る5月19日に委員会を開催し、本日招集されました平成29年第3回三股町議会臨時会の会期日程等について協議しました。今期臨時会に提案されます議案は、工事請負契約の締結についての2件です。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査

をいたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される2議案については、委員会の付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案される2議案については委員会付託を省略し全体審議として措置することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案される2議案については委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第38号及び議案第39号までの2議案一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、議案第38号から議案第39号までの2議案を一括して議題とします。ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。平成29年第3回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号及び、議案第39号の「工事請負契約の締結について」は、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

本案については、国の社会資本整備総合交付金等を活用して東原団地A棟建設を施行しようとするものであります。

本建設の建築主体工事については、特定建設工事共同企業体での参加を公募し、去る5月8日に条件付き一般競争入札を実施し、機械設備については、指名競争入札を同日実施し、落札者を決定したものであります。

議案第38号の建築主体工事については、吉原・井ノ上特定JVが3億7,254万6,000円で落札し、議案第39号の機械設備工事については、有限会社四季設備が5,475万6,000円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるよう、お願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、議案第38号「工事請負契約の締結について」補足説明をいたします。

本案は、5月8日に東原団地A棟の建築主体工事の入札を実施し、落札者と工事請負契約の締結をするために議会の議決を求めるものであります。入札の参加形態につきましては、2社で構成する特定建設工事共同企業体、いわゆるJVでの参加としたところであります。代表者の主な資格としましては、建築一式工事の経営事項審査結果の総合評点値が850点以上であること、平成10年度以降において、工事概要と同種の建築工事において元請としての施工実績があること、宮崎県内に建設業法に定める主たる本社または営業所等が所在すること等としまして、構成員の主な資格としましては、建築一式工事の経営事項審査結果の総合評点数が700点以上である町内の建築業者、建築のAランクとしたところであります。資料にありますように資格を満たす7つの共同企業体が入札に参加し、その結果としまして、予定価格4億3,340万4,000円に対しまして、落札価格3億7,254万6,000円、落札率85.96%で、吉原・井ノ上特定建設工事共同企業体が落札したところであります。

吉原建設株式会社につきましては、ご承知のとおり都城市に本店を構え、建築土木一式工事等を主な業務としておりまして、総合評点値は1,203点、同種の施工実績として、平成18年度に県営花ヶ島団地5号棟の建築主体工事を契約金額7億4,550万円で請け負っているところであります。

次に、議案第39号の「工事請負契約の締結について」補足説明いたします。

この締結につきましても、5月8日に東原団地A棟の機械設備工事の入札を指名競争入札で実施し、落札者と工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものであります。資料にありますように9社が入札に参加し、その結果、予定価格6,361万2,000円に対しまして、落札価格5,475万6,000円、落札率で86.08%で有限会社四季設備が落札したところであります。

いずれの工事につきましても、工期が平成29年5月29日から平成30年2月28日までとなっているところであります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 議案38号の補足説明をさせていただきます。

東原団地A棟建築主体工事の概要といたしまして、工事場所につきましては射場前住宅跡地の東側になります。工事概要といたしまして、公営住宅鉄筋コンクリート造り、3階建て、延べ床面積2,047平方メートル、延べ坪618.4坪で住戸タイプといたしまして資料をお配りしておりますけど、こちらの3ページのほうにありますけど、2Kが20戸、2LDKが15戸合計



の35戸となっております。2Kにつきましては、44.71平方メートル、2LDKにつきましては、58.77平方メートルとなっております。また、付属する駐輪場2棟、ゴミ置き場1棟、ガス庫1棟の建築、敷地面積3,867平方メートルの駐車場等の屋外整備の外構工事があります。また建築の中に、エレベーター施設等も含まれております。

議案39号の補足説明といたしまして、機械設備工事の概要といたしましては、建築に伴います個台所、風呂、トイレ等の衛生器具設備、給排水設備及びガス設備であります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかに補足説明はありませんか。

---

#### 日程第4. 質疑（議案第38号及び第39号までの2議案）

○議長（池邊 美紀君） それでは日程第4、質疑を行います。議案第38号から第39号までの2議案を一括して質疑を行います。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は、会議規則により、臨時会では同一議題につき一人5回以内となっております。ご協力方よろしくお願いします。それでは質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 今、補足説明があったわけですが、補足説明の中で抜けてるかなと思ったのは、この失格はなぜ失格になったのか。

○議長（池邊 美紀君） 議案番号は。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 議案番号両議案とも。3軒ありますよね。38号が1軒、39号が2社ですか。これはやっぱり、なんで来なかったのか。金額が合わなかったのか。よろしくお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それではお答えいたします。

まず、38号ですね、建築主体工事の失格は1社ありますけども、これにつきましては入札額が最低制限価格を下回ったため失格となっております。次に、39号の機械設備工事についてですけども、これにつきましても失格が2社あるところでありまして、2社についてもですね、入札額が最低制限価格を下回ったために失格ということになっております。

以上です。（発言する者あり）

金額ですかね。申し訳ありません、ちょっと金額を持ってきておりません。

○議長（池邊 美紀君） 一旦休憩をとります。

午前10時13分休憩

-----  
午前10時18分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 申しわけありませんでした。それで、まず東原団地A棟建築工事ですけれども、失格の価格につきましては、税込みの価格が3億7,200万6,000円になっております。それに対しまして最低制限価格3億7,204万2,000円でありまして、3万6,000円下回ったところであります。

次に、39号、東原団地A棟の機械工事ですけれども、これにつきましては、まず株式会社エイワでありますけれども、税込みの価格で5,430万3,696円、わらびの設備工業ですけれども、同じく5,445万3,600円でありまして、最低制限価格5,451万円に対しまして、株式会社エイワのほうが20万6,304円、わらびの設備工業のほうが5万6,400円最低制限価格を下回ったものであります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿議員。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 町長が、多分最低制限価格を決めるんであろうと思いますが、これは町長が諸般の事情をされてると思うんですけども、最初の議案の質問をします、38号です。39号の最低制限価格の率を、39号と38号は単純計算で、ぱっと計算、今ここで計算しましたけども、38号については85.84%、39号については85.69%というかたちが出てきています。ということは、設備工事の総額をポンとこっち側に、要するに38号に持ってくれば、この1万何某というのは救えたということになりますね。制限価格をクリアしたということになりますね。

そこでお聞きします。これは、要するに、昔それは1万円入札とか、1円入札とか公共の入札があったり、電算の入札があったりして、べらぼうに主帯をして後からの付帯をする、もしくは名誉になるという形でされるのも本当の工事が想定できないという形で最低制限価格ができたというふうに記憶をいたしておりますが、これについて町長はどうお考えですか、ちょっと質問をいたします。この過程ですね。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 最低制限価格の設定についてでございますけれども、これは一つは、町のほうで一つのルールを作りまして、それぞれ建築工事あるいは土木工事あるいは機械設備、それぞれルールがございまして、そちらのほうの管理で設定しておりますので、この率はそれぞれ変わります。そしてまた、この設定においては品確法ですね——品質を確保に関する法律、それに基づいてこれだけの価格でないと、これ以下であるとその品質を確保できないというところで最低制限価格を設けているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿議員。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 改めて聞きますけども、例えば38号で言うと3万6,000円です

よね。3万6,000円で品確法に引かかるということが、果たして妥当なのかどうかという  
ような、これ要するに、国であれば国税もしくは国債、町であれば町税もしくは町債を、要する  
に借金をして行うわけですよね。そうでなくても、キャッシュであったとしても税金から払うわ  
けですから、そうなってくるとこの問題をベースにしてこういうことができたということであれ  
ば、例えばこれぐらいの金額、要するにこれが最低制限価格だけれども、これから下回った幾ら  
ぐらいのものについては、例えば見積もりの明確に根拠を示させて、それで妥当であればそこに  
させる、というのが普通に考えられるところではないのかなというふうに、ただ、3万  
6,000円は残念でしたですねという話では、本当にそれでいいのかなと、普通の、我々が仕  
事を自分の家でも頼むときに、3万6,000円安かったら予定価格より安かったよなという話  
にはならないというふうに思うんですが。町長はこれを踏まえて品確法やらそういうような品質  
の確保という話ですから。そういうことであればなんかこれについて、次についてなんか考える  
ことがあるとか、もしくはこれについて協議をせないかんとか、なんか思われてるかどうかお聞  
きをします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまの提案等を考えてみますと、やはり一つの最低制限価格を設  
けてそれに幅を設ける。その幅を設けたその幅の最低限、またそれにどの程度の幅を設けるか、  
非常に微妙な問題でございますので、やはりこれは一つラインを引くというのがやはり重要な  
と、そこに引いて、それ以下については品質の確保に対してはやはりちょっと疑問がある。それ  
以上のもので競争していくと。そういう意味合いではこのルールでずっとやってきておまして、  
またこれについては建設業協会を含めていろんな団体等にもお話をし、こういうルールでやっ  
ていきますよということはお話、意見交換しておりますので現在のところ、これを変える予定は  
ございません。

○議長（池邊 美紀君） 指宿議員。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 要するに、この6社、まあ7社、まあこっちのほうの39号入れ  
たら9社ですか、仕事をしてでもできる会社ということの評点をつけたりなんたりして、先ほど説  
明があったように過去の実績も全部踏まえた上でなってるから指名をしたわけですね。そうであ  
れば、この問題をこれを踏まえて、ならばどういうことが町のためにできるのか、先ほど言った  
ように最低制限価格まだ下があるじゃないか、そしたらそのそれまでに下線を引けばいいわけ  
あって、ただ、先ほど言ったようにとんでもない低額でして品質が保てないということであれば、  
それはしょうがないとしても、もう少し考える必要があるのではないかと申し添えて  
おきたいと思います。以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかに質疑はございませんか。福田議員。

○議員（3番 福田 新一君） 両議案について質問したいと思うんですけども、企業というのがこういう見積もりを何社かって出すときというのは、予定価格というのは出ないんですね。うちでは幾らでこの仕様だったらやるという疑いが出てくるものですから、やはりその価格差だけで決定せず、その内容を今度いろいろヒアリングとか始まっていくんですけど、ここでいうこの予定価格というのはどういうふうなプロセスで決まっていくのか、またどういうメンバーで決まっていくのかというのをお聞きしたいんですけど。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 公共事業におきましては国、県等が定めました公共事業の歩掛というのがありまして、それを元に積算をいたしまして、設計価格を導き出します。それを元にして予定価格ということで出しておりますので、それは基準というのがあります、それに基づいて出しております。（発言する者あり）

設計価格も予定価格となっております。以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田議員。

○議員（3番 福田 新一君） 前任の議員の質問と似てるんですけども、この最低制限価格というのと予定価格というのは、85.何%というのがどちらも非常に近い値で決まってくるというのは、この予定価格に対してここら辺というのが、なんかそういうのが見通しがついての入札とかいうのも今まであるんじゃないかと思うんですけど、そういうのはなんかいろんなデータでもってこの%というのは見つけ出したんですかね。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 最低制限価格の割合につきましては、ホームページで入札情報のところで公表しておりまして、工事関係等については現在、町が設定する場合、85%から90%の範囲内で設定になりますよというので公表しております。それ以外の委託工事、委託業務とかそういうものについては3分の2から90%の間ですよということで、これについては公表した数値でありますので、その範囲でそれぞれ積算をされてそれぞれの会社ができる金額で入札されているものだと考えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、質疑を終結します。

---

#### 日程第5. 討論・採決（議案第38号及び第39号までの2議案）

○議長（池邊 美紀君） 日程第5、討論・採決を行います。議案第38号「工事請負契約の締結について（平成29年度町営住宅東原団地A棟建築主体工事）」を議題として、討論・採決を行

います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第39号「工事請負契約の締結について（平成29年度町営住宅東原団地A棟機械設備工事）」を議題として、討論採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時30分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前10時46分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） それでは以上で、平成29年第3回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時46分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 邊 美 紀

署名議員 堀内 義郎

署名議員 福永 廣文

三股町告示第43号

平成29年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年6月5日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成29年6月8日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 森 正太郎君 | 楠原 更三君 |
| 福田 新一君 | 池邊 美紀君 |
| 堀内 義郎君 | 内村 立吉君 |
| 福永 廣文君 | 指宿 秋廣君 |
| 重久 邦仁君 | 池田 克子君 |
| 山中 則夫君 | 桑畑 浩三君 |

---

○6月12日に応招した議員

---

○6月13日に応招した議員

---

○6月14日に応招した議員

---

○6月21日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---



議事日程(第1号)

平成29年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第40号から議案第54号までの15議案及び報告3件、請願2件及び発議1件一括上程
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第40号から議案第54号までの15議案及び報告3件、請願2件及び発議1件一括上程
- 

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君  | 2番 楠原 更三君  |
| 3番 福田 新一君  | 4番 池邊 美紀君  |
| 5番 堀内 義郎君  | 6番 内村 立吉君  |
| 7番 福永 廣文君  | 8番 指宿 秋廣君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |
- 

欠席議員(1名)

- 12番 桑畑 浩三君
- 

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- 局長 兒玉 秀二君                      書記 矢部 明美君

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |         |           |        |
|--------|---------|-----------|--------|
| 町長     | 木佐貫 辰生君 | 副町長       | 西村 尚彦君 |
| 教育長    | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | 黒木 孝幸君 |
| 企画商工課長 | 鍋倉 祐三君  | 税務財政課長    | 綿屋 良明君 |
| 町民保健課長 | 横田 耕二君  | 福祉課長      | 齊藤 美和君 |
| 農業振興課長 | 白尾 知之君  | 都市整備課長    | 上原 雅彦君 |
| 環境水道課長 | 西畑 博文君  | 教育課長      | 渡具知 実君 |
| 会計課長   | 内村 陽一郎君 |           |        |

---

午前10時00分開会

- 議長（池邊 美紀君） ただいまから、平成29年第4回三股町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

- 議長（池邊 美紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、内村君、11番、山中君の2人を指名いたします。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

- 議長（池邊 美紀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。  
議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。  
〔議会運営委員長 楠原 更三君 登壇〕
- 議会運営委員長（楠原 更三君） おはようございます。  
議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。  
去る6月5日、議会運営委員会を開催し、本日、招集されました平成29年第4回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。  
今期定例会に提案されます議案は、条例の改正2件、平成29年度補正予算6件、人事案件7件の計15件、このほか報告3件、請願2件、発議1件であります。  
これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から6月21日までの14日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、意見書案が1件提出されており、本日の全員協議会の場で議論、調整し、その結果を最終日に追加提案することといたしました。

次に、本定例会に提案される議案のうち、議案第48号から第54号までの人事案件7件と発議1件につきましては、委員会付託を省略し、第7日目の6月14日に全体審議で措置することに決定しました。

次に、議案第49号から第54号までの人事案件6件についての詳細な説明は、本日の全員協議会の場で受けることと決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月21日までの14日間とすることとし、議案第48号から第54号までの7議案及び発議第1号については委員会付託を省略し、第7日目の14日に全体審議で措置することとし、また議案第49号から議案第54号までの人事案件6件についての詳細な説明は、本日の全員協議会の場で受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの14日間とすることとし、議案第48号から第54号までの7議案及び発議第1号については、委員会付託を省略し、第7日目の14日に全体審議で措置することとし、また議案第49号から第54号までの人事案件6件についての詳細な説明は、本日の全員協議会の場で受けることに決しました。

---

**日程第3. 議案第40号から議案第54号までの15議案及び報告3件、請願2件及び発議1件一括上程**

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、日程第3、議案第40号から議案第54号までの15議案、報告3件、請願2件及び発議1件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

平成29年第4回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第40号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、農業委員会制度の改正に伴い、平成29年7月20日から新たにスタートする三股町農業委員会に関連する委員の報酬額の見直しを図るもので、報酬額については三股町特別職報酬等審議会に諮問し、年額を会長62万1,000円、会長職務代理者47万5,000円、農業委員会委員44万1,000円、農地利用最適化推進委員44万1,000円の答申を受けて、第1条の別表第1の「区分」と「報酬の額」の一部を改正し定めるものであります。

次に、議案第41号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、人事院規則の一部を改正する人事院規則の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律で定める第2条育児休業の承認、第3条育児休業の期間の延長、第10条育児短時間勤務の承認中の条例で定める特別な事情について、保育所等を希望し、申し込みを行っているが保育が行われていない、いわゆる待機児童を明文化するものであります。

次に、議案第42号「平成29年度三股町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

即ち、歳入歳出予算の総額98億5,000万円に歳入歳出それぞれ975万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億5,975万6,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

県支出金は、事業決定等により、農林水産業費県補助金、教育費県補助金、総務費委託金の増額補正をするものであります。

諸収入は、派遣職員に伴う納付金、コミュニティ助成事業の決定による雑入の増額補正をするものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものであります。

総務費は、機構改革に伴う庁内文書管理統制業務委託料の組み替え、制度改正に伴う賃金労務者の共済費などを増額補正するものであります。

衛生費は、衛生センター施設整備審議会報償費を増額補正するものであります。

農林水産業費は、事業内定により、かんがい排水事業、肉用牛生産基盤強化対策事業補助金を

増額補正するものであります。

消防費は、コミュニティ助成事業助成金の決定に伴う補助金などを増額補正するものであります。

教育費は、コミュニティ助成事業助成金の決定に伴う補助金、町史原稿作成等業務委託料などを増額補正するものであります。

次に、第2表債務負担行為については、町史作成事業を来年度までの2カ年事業として、地域おこし協力隊用公用車リース事業の5カ年事業を、導入時期のずれにより平成34年度までに変更するため、債務負担を補正するものであります。

次に、議案第43号「平成29年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額35億4,011万1,000円に歳入歳出それぞれ47万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,059万円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。

次に、議案第44号「平成29年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億6,878万9,000円に歳入歳出それぞれ10万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,889万4,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。

次に、議案第45号「平成29年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額22億1,210万2,000円に歳入歳出それぞれ648万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,858万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫補助金と県補助金の増額補正するもので、歳出の主なものは、4月の人事異動に伴います人件費の減額及び包括的支援事業・任意事業費の増額補正を行うものであります。

次に、議案第46号「平成29年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2,749万1,000円から歳入歳出それぞれ1,154万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,594万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を減額補正するもので、歳出については、施設管理費を減額補正し、雇用契約職員委託料を介護保険サービス事業特別会計から介護保険特別会計へ組み替えるものであります。

次に、議案第47号「平成29年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額5億4,407万2,000円に歳入歳出それぞれ73万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,481万1,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増額を行うものであります。

次に、議案第48号「監査委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、監査委員である谷山悦子氏が、平成29年6月30日の任期満了をもって退任されることになり、その後任につきましては、茨木健氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご承知のように監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた見識を有する者のうちから1人及び議会議員のうちから1人をそれぞれ選任するようになっております。

次に、議案第49号から議案第54号の「農業委員会委員の任命について」は、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、農業委員会制度の改正に伴い、平成29年7月20日からスタートする新たな三股町農業委員会の農業委員について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定及び三股町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に基づき、下石昭廣氏ほか5名の任命について議会の同意を求めるものであります。

なお、6名の農業委員の選考につきましては、三股町農業委員会委員及び三股町農地利用最適化推進委員選考委員会の答申を受けて、議会の同意を求めるものであります。

以上、15議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告3件を提出しております。

報告第3号「平成28年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第

4号「三股町土地開発公社の平成29年度事業計画及び予算」、報告第5号「三股町土地開発公社の平成28年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものであります。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ここで補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、議案第48号「監査委員の選任について」補足説明をいたします。

茨木健氏の経歴につきましては、裏面にありますように、現在70歳であります。

主な職歴としましては、昭和46年5月に、都城市に入庁され、32年6カ月ほど勤務、その後、都城市収入役を1年2カ月ほど務められました。その後、5年ほど民間の会社にも勤務されているところであります。

監査委員の任期は、平成29年7月の1日から平成33年6月30日までの4年間となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） それでは、次に、請願第1号について提出者の趣旨説明を求めます。内村君。

〔6番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（6番 内村 立吉君） おはようございます。

「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願。

請願理由。あすの社会を担う青少年の健全育成は全ての国民の願いです。しかし、相次ぐ凶悪事件等に見られるように、社会の荒廃は深刻な状態に直面しています。これらの問題に対して都道府県では、青少年の健全育成に関する条例で対処し、一定の効果を上げてまいりましたが、今日ではその限界性が指摘されています。

今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための、国や地方公共団体、事業者、そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある包括的、体系的な法整備です。

特に、家庭は社会の最小単位という原点に立ち返り、親及び大人の子供に対するかかわり方をいま一度見直すことで、青少年を取り巻く地域社会のあるべき姿を変えていかなければならないという基本理念のもと、青少年健全育成基本法の制定が必要であると考えますので、地方自治法

第124条の規定により、請願書を提出するものであります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、請願第2号について提出者の趣旨説明を求めます。森君。

〔1番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（1番 森 正太郎君） 請願第2号「中小自営業者婦人・家族授業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求めることについて」の提案説明を行います。

家族従業者の労働対価は、現在、所得税法第56条により、税法上、配偶者とその家族が事業に従事したときに対価の支払いは必要経費に算入しないと、このような条文により必要経費と認められておりません。1日7時間、1カ月25日労働した場合、宮崎県最低賃金で試算したところによると月額12万円以上、年額にすれば144万円以上の労働対価があつて当然です。

しかしながら、家族従業者の働き分は事業主の所得となり、実際の労働対価をはるかに下回る、配偶者が86万円、その他の親族では50万円の控除が認められているだけで、家族従業者の労働が正しく評価されていません。

本町の男女共同参画推進条例では、基本理念として、全ての人が性別による差別的取り扱いを受けないこと、全ての人が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の全ての人の人権が尊重されることとしております。

こうしたことから、所得税法第56条を廃止することを強く要望するものであります。税法上も、民法労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出していただきますよう、よろしくご審議の上、採択していただきますようお願いをいたします。

○議長（池邊 美紀君） 次に、発議第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。楠原君。

〔2番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（2番 楠原 更三君） 発議第1号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

今回の議会委員会条例の見直しは、町の組織機構改革に伴い課名変更があり、三股町議会委員会条例に疑義が生じたために所要の改正をするものです。

改正内容は、条例第2条第1項第1号中の「企画政策課」を「企画商工課」に、「産業振興課」を「農業振興課」に改めるものです。改正することにより、総務産業常任委員会の所管する課名が変更されることになります。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用としております。

よろしくご審議の上、ご承認くださるよう、お願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。



午前10時26分休憩

---

[全員協議会]

---

午前10時29分再開

○議長（池邊 美紀君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

---

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時29分散会

---

議事日程(第2号)

平成29年6月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(11名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君  | 2番 楠原 更三君  |
| 3番 福田 新一君  | 4番 池邊 美紀君  |
| 5番 堀内 義郎君  | 6番 内村 立吉君  |
| 7番 福永 廣文君  | 8番 指宿 秋廣君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |

---

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |            |
|-----------|------------|
| 局長 兒玉 秀二君 | 書記 矢部 明美君  |
|           | 書記 佐澤 やよい君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

|              |         |                 |        |
|--------------|---------|-----------------|--------|
| 町長 .....     | 木佐貫 辰生君 | 副町長 .....       | 西村 尚彦君 |
| 教育長 .....    | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 ..... | 黒木 孝幸君 |
| 企画商工課長 ..... | 鍋倉 祐三君  | 税務財政課長 .....    | 綿屋 良明君 |

町民保健課長 ..... 横田 耕二君      福祉課長 ..... 齊藤 美和君  
農業振興課長 ..... 白尾 知之君      都市整備課長 ..... 上原 雅彦君  
環境水道課長 ..... 西畑 博文君      教育課長 ..... 渡具知 実君  
会計課長 ..... 内村 陽一郎君

---

午前10時00分開議

○議長（池邊 美紀君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、森君。

〔1番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（1番 森 正太郎君） おはようございます。発言順位1番、森正太郎でございます。私は、日本共産党を代表いたしまして、一般質問を行ってまいります。

まず、高齢者福祉についてご質問いたします。

去る5月26日の参議院本会議で、改正介護保険法が可決・成立いたしました。その内容は、通常、1割負担の介護サービスの利用料を年収が一定額を超える人の利用を3割負担に引き上げる、介護納付金の算定方式を総報酬割に変える、「介護医療院」という新しい介護保険施設の導入、財政的インセンティブの導入などといったものです。中でも、介護サービス利用料の負担割合の引き上げは、2015年の介護保険法改正の際に、一定所得以上の人の負担を2割に引き上げた影響について、検証しないままでの3割負担導入であり、また、委員会の審議を通じ、今回の3割負担の対象には、前年まで働いて給与収入があった人が、今は要介護となって仕事をやめ、給与が激減し、結果、高所得とは言えない人もその負担増の対象に含まれると、その一方で、株式配当などで高額な収入を得ている人でも、税の優遇措置を受けることで負担増にならない人がいることなどが明らかになるなど、負担増の根拠がないとして大きな批判が上がったものであります。

住民に負担増を一方向的に押しつけるものとなった今回の介護保険法改悪ですが、この法改正による本町での影響の規模をお尋ねいたします。

以降は、質問席から行います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 高齢者福祉について、介護保険法の改正についてのご質問ですが、主な改正点を説明いたします。

今回の法改正は、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から行われております。

平成29年8月より、高額介護サービス費は、世帯のどなたかが町民税を課税されている一般区分の月額上限が3万7,200円から4万4,400円に引き上げられます。

また、平成30年8月より、利用者負担割合は、所得水準が現役世代並みと認められる個人について、利用者負担割合の2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割に引き上げられることになっております。

ただし、月額4万4,400円の負担の上限はあります。

ほかにも、平成29年度から、段階的に介護納付金の総報酬割の導入が施行され、平成30年度からは、生活援助サービス・その他の給付の見直し、福祉用具貸与の見直し、保険者機能強化が行われることになっているところでございます。

質問の本町で影響を受ける規模につきましては、担当課長のほうから回答いただきます。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 介護保険法の改正に伴い、本町で影響を受ける規模についてのご質問にお答えいたします。

高額介護サービスにおきましては、限度額が3万7,200円から4万4,400円に引き上げられることに伴い、平成29年度末で29名の方に影響があります。

利用者負担割合につきましては、平成28年度の収入で判定した結果になりますが、現在、2割負担の方54名のうち、17名の方が3割負担となりますので、17名の方に影響があると見込まれております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 割合はわかりますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 高額介護サービスの割合についてお答えいたします。

割合でいきますと、7.53%になります。3割負担者の割合は、今までは3割負担じゃなかったんですけども、3割負担が導入されることに伴いまして、1.43%の見込みになります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 全国では12万人、全体の約3%というふうに言われております。それだけの方がこれらを条件に負担増になるということですね。

また、今回の介護保険法の改正では、財政的インセンティブの導入が行われます。これは、要介護認定率の低下、給付費の抑制など、自治体の給付適正化の努力を国が評価し、実績に応じて予算を加算するとしたものです。

しかし、こうした優遇財政の仕組みで努力をした場合は予算の加算と、しかし、努力が足りないと言われた自治体については、予算削減のペナルティーが生じるという指摘があります。塩崎厚労大臣によると、この優遇財政インセンティブの仕組みを調整交付金で組み込んだ場合は、減額となる市町村が生じると認めております。このインセンティブが付与される一方で、調整交付金の減額というディスインセンティブが課されることになれば、自治体間の介護給付の抑制合戦が生じ、介護保険の本質をゆがめかねないという懸念があります。

当然、要介護者の状態の改善によって要介護認定率が下がるというのは、もちろん歓迎すべきことです。介護予防に力を注いで認定に至らない努力、これを重ねるということは重要ですし、この三股町でも大いに取り組まれていることであります。

しかし、この間、厚労省が地域包括ケアシステムのモデルとしている自治体では、卒業と呼ばれる介護サービスの打ち切りや、また、基本チェックリストの乱用による介護保険制度への門前払いとか、また、地域ケア会議での指導というサービス縮小が問題になっております。

お尋ねいたしますけれども、本町の要介護認定率がわかれば、教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 本町の要介護認定率についてお答えいたします。

平成26年度は18.4%、平成27年度は18.4%、平成28年度18.3%となっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。全国の平均が平成27年度で18.0%となっていますので、大体本町は全国平均並みか、少し要介護認定率が高いということだと思います。

これで、厚生労働省の資料によると、先進的な取り組みを行っている埼玉県和光市や大分県では、認定率の低下、保険料の上昇抑制が生じたとされております。

しかし、埼玉県和光市では、ほかの自治体では当然継続されているはずの必要な介護サービスが打ち切られた例が多数あるというような介護関係者からの証言があります。また、大分県で導

入されている地域ケア会議では、マネジャーと事業所、それに、行政の担当と理学療法士や栄養管理士などが出席し、ケアプランの検討が行われておりますが、ケアマネジャーが利用者に必要として立てたケアプランが、介護保険利用抑制の目線ですたずたにされる様子を「これは公開処刑だ」と言った方もいるほどです。

こうした全国の先進と言われる事例を踏まえまして、本町での取り組みをお尋ねしますが、現在、三股町で地域ケア会議というものが、相当するものがありますか、もしくは導入の予定があるか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 本町の地域ケア会議についてお答えいたします。

地域ケア会議は3つの会議がありまして、1つがケアプランの点検、もう1つが困難事例へのケース会議、もう1つが地域支援会議となっております。

本町におきましては、対応が難しい困難事例のケース会議は実施しております。また、地域支援会議におきまして、地域の課題等を見つけ、今後どういうふうにして生かしていくかという会議も行っております。ケアプランの点検に関しましては、今のところ本町では実施しておりません。

今後の意向についてですけれども、平成29年度は、ケアマネジャーのスキルアップを目的とした研修会を実施する予定にしております。ケアプランの点検を目的とした地域ケア会議の実施につきましては、平成30年度以降に検討する予定にしております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。町長にお尋ねしたいんですけれども、このインセンティブの付与にかかわりまして、本町でこれまで行われていた介護事業を転換するというお考えがありますか、お尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） もろもろのそういう考えは全くありません。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。先ほども申し上げたとおり、インセンティブ、ディスインセンティブのはざままで利用者が不利益をこうむらないような介護事業を継続していただきたいと思います。

大阪社会福祉推進協議会で、介護保険対策委員長として制度改革問題に取り組んでおられる大阪府の元堺市職員の日下部雅喜氏という方がいらっしゃいます。現職の介護窓口業務を役所で行いながら、一方で、介護保険は詐欺であると訴えていらっしゃった方なんですけれども、詐欺と

断じる根拠は、介護保険料を全ての高齢者の方から強制的に徴収しているにもかかわらず、適正な給付が行われていないというところに問題の根源があるのではないのでしょうか。

本町にお住まいの高齢者の方で介護保険を受けていらっしゃらない、受けられない方がいらっしゃいます。その方は、90歳を超えたご夫婦の2人住まいで、日常の買い物にも支援が必要な状態であると。しかし、介護認定を受けていらっしゃらない。これはなぜか。役場が認定を邪魔しているということではないんです。お話を伺うと、ご本人が「まだ介護は必要ない」と、介護認定を拒否されているということです。訪問介護ヘルパーさんなんかをお勧めしても、2人暮らしの自宅に、要は他人のヘルパーが入ってくるというのを嫌がるという場合もあります。これは、必要な支援が届いていないと。全ての高齢者の方から介護保険料を徴収し、介護保険証も申請をせずとも届くわけですね、自宅には。しかし、必要な支援が届いていないと。

こうした介護保険を受けにくいという住民の声をどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 介護認定を受けにくいという住民の声についてのご質問ですが、介護サービスが必要な高齢者に必要とされる支援が行き届かないということはなくしていかねばならないと思っております。

本町には、自治体直営の地域包括支援センターが役場福祉課内に設置されております。地域包括支援センターは、生き生きと安心して自立した暮らしが続けられるように支援しております。そのために、自宅に訪問して、日ごろの暮らしぶりや体調のこと、困り事をお伺いしているところでございます。その中で、介護認定が必要と思われる高齢者には、要介護認定の申請を勧めているところです。

高齢者の方が地域包括支援センターを気軽にご利用いただくために、チラシを作成したり、広報みまたの高齢者・介護保険のコーナーに、地域包括支援センターからのお知らせを掲載しております。

今後も、住みなれた地域で安心して生活ができるために、地域包括支援センターの周知に努め、介護認定を受けにくいということがないように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。ご自宅に訪問されて、「介護認定を受けたほうがいいですよ」というお勧めをしていると。

しかし、やはりさまざまなケースがありまして、本人が認定を拒否されていても、近所の方が病院に付き添われていたり、買い物を手伝ったりしていただいていると、地域での支え合いが機能しているとも言えますけれども、例えば、それが住民の介護負担というレベルに達していると

したら、どうでしょうか。何より、介護保険料を徴収している保険者の立場として、やはり見過ごせないと、その観点は同じ方向を向いていると思いますので、ぜひとも、今後も助言なり、適切な広報活動、啓発活動というのを続けていっていただきたいと思います。

同時に、財政的インセンティブ導入によって、こうした社会保障の網から漏れている方などがますます介護サービスが受けにくくならないようにしていただきたいと思います。

次に参ります。

ニュースなどで高齢者の事故というのが頻繁に取り沙汰されております。同時に、高齢者の運転免許の自主返納という話題がありまして、本町でも同様の課題があると思います。

高齢者のうち、運転免許を保有している人の数及び交通事故件数、自主返納者の数がわかれば、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 数をお答えいたします。

高齢者の保有者数につきましては、本町で、5月末現在で4,499名となっております。そのうち、免許返納者数ですけれども、平成27年度以降でしか本町の分というのがつかめていないですけれども、平成27年度から29年の5月末で154名の方が免許証返納をされているところであります。

高齢者の事故につきましては、平成28年度の統計によりますと、65歳以上で41件、本町ですね、その中で、死者1名の負傷者が33名という数になっております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。県内の運転免許の保有者数を見ると、10年前の約1.5倍、20万2,404名というのが昨年の12月28日現在の数字になっているんですね。県内の高齢者の運転免許保有者数です。高齢者の交通事故の件数というのが、10年前の1,522件から平成28年の2,086件、1.4倍になっていると。運転免許の保有者数が1.5倍になっていて、人身事故の数は1.4倍になっているということなので、人口に比して、高齢者が特に事故を起こすようになったと、最近、そういうわけではないんですね。これにはメディアの報道の仕方なども大きな問題があるのではないかなと思います。

しかし、町内の方のお話を伺ったりすると、やはり自分の判断能力や身体能力などの衰えを実感されている方などは、免許を返したほうがいいんじゃないかなというふうに悩まれていらっしゃる方もいらっしゃいます。

今の数字をお伺いしたところですが、やはりかなりの数の方が私の想像以上に自主返納を実施されているんだなというふうに思いました。

現在、高齢者の方の自主返納について、自主的に免許を取り消しにするわけですから、その



メリットというのが設定されていると思いますが、どのようなメリットがあるか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、高齢者の免許返納者のメリットということでお答えさせていただきます。

議員がおっしゃったとおり、高齢者が加害者となる人身事故は、過去10年で1.4倍となっております。死者数も平成28年は45人中30人が高齢者となっております。

高齢者の運転免許の返納によるメリットにつきましては、都城署管内では、宮崎交通高齢者定期券の割引、信用金庫の定期預金金利上乘せ、タクシー運賃の割引などあります。他の自治体では、温泉利用券、バス運賃助成、タクシー助成、商品券を回数または金額を制限して助成している団体もありますが、現在、三股町単独の助成はないところであります。以上のメリットのほか、免許返納につきましては、運転に自信がなくなったり、身体の衰えを感じ、運転が不安になった高齢者が事故の加害者や被害者になるおそれが軽減されるというメリットもあるのかと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 体の衰えというのは、前もってわかるものではないので、高齢者の方々のやっぱり判断にお任せするしかないのかなと思いますけれども、それによって事故の軽減というメリットがもちろんあると、社会的なメリットということだと思います。

タクシー運賃の割引、宮交の割引というのは、割合はどれくらいでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 宮崎交通の割引につきましては、悠々パス購入時に半額値引きということで、諸条件はありますけれども、なっております。

また、タクシーにつきましては、都城署管内でのメリットということで、運賃割引で、管内のタクシー会社全10社によります運賃の割引について、1割引きということでなっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 本町でも、多くの方が運転免許の問題について直面されています。多くは返納しなければいけないかなという必要性と、免許を返納した後の生活の不安との間で悩んでおられます。そういう場合に、バスの割引、タクシーの割引というのは大きな力になるのかなと思うんですけれども、しかし、実際、実感を聞いてみると、「1割引きではね」という声が圧倒的であります。

ある方は、80歳を超えまして、次回の免許更新のタイミングで返納を検討されていましたが、現在はちゅうちょしておられます。というのも、この方は、週に3回ほど、自家用車で温泉に行かれています。免許を返納した後は、タクシーなどを利用しなければいけないために、徒歩圏内にあります三股町社会福祉協議会の元気の杜内にある温泉を利用しようと、免許を返した後はですね、そのつもりだったそうです。

しかし、先日の議会で報告があったとおり、元気の杜の温泉の一般開放は、今、取りやめになっております。それを受けまして、その方は、現在、免許の自主返納をためらっておられるということです。ちなみに、温泉の利用中止を聞いたのは、先月のことだそうです。

お尋ねしますけれども、改めまして、元気の杜の温泉について、実績と今の現状を伺います。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 元気の杜の温泉の利用についてお答えいたします。

温泉利用のまず実績からお答えいたします。平成26年度から土曜・日曜日の温泉利用の一般開放をしておりますが、平成26年度は85回で1,287名の方が利用していらっしゃいます。平成27年度は86回で1,218名の方が利用、平成28年度は84回で1,111人の方が利用されています。

元気の杜の温泉の利用についてですが、土曜日・日曜日に一般開放しておりました元気の湯は、平成29年3月をもって終了することとなりました。その理由は、介護保険法の改正に伴い、平成29年4月からデイサービス事業を拡大して行うことによるものです。具体的には、月曜日から土曜日をデイサービス事業として利用し、日曜日はボイラー等の機械をフル稼働しないために休みとしているところでございます。また、衛生管理上、毎日お湯を抜いて清掃しておりますので、デイサービス終了後の一般開放も難しい状況にあります。元気の湯のご利用を楽しみにしていただいた皆様にはまことに申しわけない思いでございますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 毎年大体1,100名、1,200名の利用があったということですね。

今月、ある地域でグラウンドゴルフ大会が行われまして、その告知が回覧板で回ってきたんですけれども、終了後、元気の杜の温泉にみんなで入りましょうという企画が掲載されておりました。これを企画した公民館長は、これを指摘されるまで温泉が入れなくなったというのがご存じなかったということです。実は、去年も企画をされていたそうなんですけれども、企画だけで、実際には温泉は利用されなかったということでした。

本町は、アスリートタウンを標榜しておりまして、町民の運動や体育を推奨していますけれども、運動が終わった後の入浴がいいんだという声も聞いております。本町のパノラママラソンに参加されているある高齢者の方は、町外のマラソン大会に参加した際には、その土地の温泉に入って帰るのが楽しみだという方もいらっしゃいます。利用の需要というのは、さまざまなところにあるのではないかなと思います。

中止の理由として、デイサービスの拡大と、また、ボイラーの休止を週に1日設けるということですけれども、毎週休ませないといけないでしょうか。月に2回程度、一般の高齢者の方が利用できるような検討ができないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） お気持ちは十分わかるところで、利用したい方々がたくさんいらっしゃるという状況もよくわかります。

ただ、ボイラーに関しましては、業者のほうにも確認したところ、やはり週1回程度の休業が必要で、無理して使用すると、故障が多くなるということがありますので、大変申しわけありませんが、週1回の休養を設けて長く使えるようにしていきたいと、今のところは思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 月に1回でもだめですかね。（笑声）非常に残念ですけれども、また、やはりそういう事情があるということをもう少しつかんで、何とか代わりができないものかなというのを検討していただきたいと思うんですけれども、次の質問で、温泉券の配付が検討できないかということを知っております。やっぱり介護保険料の負担に見合った給付が行われていないという方が大勢いらっしゃって、介護保険を払っていても、一般の生命保険のように返戻金があるわけではなくて、強制加入で掛け捨てさせられているという声もあります。住民の方の気持ちでは、少しでも温泉券やタクシー券などで返戻ができないかという要望も聞いておりますけれども、温泉券の配付ができないか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 温泉券の配付についてのご質問ですが、現在のところ、町内には温泉施設がほかにないため、温泉券の配付は行っておりません。

都城市におきましては、健康増進を目的として、旧4町の5カ所の温泉施設と、曾於市、志布志市の公営温泉についての割引券利用の交付を行っているようでございます。

本町では、高齢者がいつまでも健康な体を維持していけるように、また、つながりづくり、多世代交流として、ノルディックウォーキング教室や足もと元気教室などの運動教室、高齢者サロン等を社会福祉協議会に委託して実施しているところでございます。

高齢者の健康づくり、交流の場の提供につきましては、いろいろな方法がございますが、今のところ、運動教室や高齢者サロン等の全地区開催を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 何だか、齊藤さんが非常に冷たい人のように見えているんじゃないか、私はちょっと不安なんですけれども、しかし、住民の方にとっては、今、ノルディックウォーク、足もと元気教室、健康づくりの運動を一生懸命されている方々がいらっしゃる。

それで、元気の杜の温泉利用についても、健康を保っていて介護サービスを利用していない人が温泉に入れないということについて、やはり理不尽さを感じている住民の方々がいらっしゃるということを胸にとどめておいていただきたいと思います。住民のそういう気持ちに寄り添って理解していくことも、また重要なことではないかなと思います。

運転免許自主返納した後の生活不安を払拭するというのは、やはり第一は公共交通の利用が一番肝になるのではないかなと思います。本町での公共交通といえば、JRの三股駅から出る日豊本線、宮交バス、それにコミュニティバス・くいまーる、この利用促進こそ、私は、さまざまな政策課題を解決する鍵ではないかと考えております。

くいまーるの時刻表では、じゃんかん君が「乗って残そう公共交通「くいまーる」を利用して外出しましょう！」と訴えております。利用の現状はどうでしょうか。

昨年介護認定を受けたある方は、車の運転ができなくなったために、リハビリ通院にと、くいまーるの利用を始めました。その際に、私は、時刻表を見ながら、バスの乗り継ぎのプランのご一緒に立てたんですね。先日、その方にまたお話を伺ったところ、現在はタクシーで行っているということをおっしゃってございました。乗り継ぎの際の待ち時間やリハビリの都合と運行の曜日が合わないというのが理由だそうです。非常にもったいないなと思いました。

また、長田などの中心市街地から遠隔の地域にお住まいの方にとっては、バスの利便性の向上というのはまさに死活問題ではないかと思っておりますけれども、くいまーるの利便性向上の検討はできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貴 辰生君） コミュニティバスの利便性向上ですね、それについてお答えいたします。

本町では、宮崎交通への運行委託、廃止路線代替バスを見直しまして、平成19年4月より、自家用有償旅客運送車としまして、町直営のコミュニティバス「くいまーる」を運行しているところでございます。交通弱者と言われる高齢者等には、買い物、そしてまた、通院のための移動

手段、生活支援バスとしての利用、そしてまた、中学生には安全な通学手段としての利用ということで、現在、定着しつつあるところでございます。

言われるように、今現在、マイクロバス2台、そしてワゴン車2台ということで、そして、町内を毎日じゃなくて、曜日を分けて運行しているわけなんですけど、そういう意味合いで、限られた台数、そして運行の運行数、そちらのほうの見直しと、もっと細かにしてほしいと、そういうお話等もございますので、今後、いろいろな事情等を聞きながら、皆さん方の足として大いに使え、効果が発揮するような取り組み等をこれから検討させていただきたいなど、今後とも検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 当初から見ると、バスの台数もふえて、曜日を分けることによってさまざまところに行けるようになっていて、若干ずつ利便性は向上しているということだと思んですけども、やはりバスの本数をふやすためには、車両の購入だったり、運転手の雇用など、多額の費用が必要になるので、すぐ本数をふやしたりどうしたりということとはできないんじゃないかな、難しいんじゃないかなというのは理解いたします。

そこで提案なんですけれども、今どこにいるんだというサービスを実施してはいかがでしょうか。具体的には、利用者のお宅からバスセンターに電話で「今バスはどこにいますか」というのを問い合わせ、バスセンターは運転手からその運行情報を聞いて利用者に伝えると、この仕組みで、例えば、現在どこどこなので、何分ほどで到着しますよだったり、今お宅の前を通過したばかりなので、次は何時間後、1時間後ですよというような情報が細かく把握できれば、利便性の大幅な向上が望めるのではないかと思います。導入にも大きな予算は必要ないと考えておりますが、検討できないか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまのコミュニティバスの運行体制を見ますと、駅事務所のほうにも1人常駐しておりますので、そちらのほうに問い合わせただければ、今現在バスはどこを走っていますよという回答はできるんじゃないかなと。

また、言われるように、バスがどこを走っているという、例えば掲示板みたいなものが無線LANなんかでできるようになれば、またより効果的かなと思いますが、とりあえず、まずは事務所に問い合わせただければ、今現在どこ、そして、次はどこに何分に行きますよというような回答といたしますか、連携はできると思います。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ぜひその情報をとつか、気軽に聞いてくださいというようなことを時刻表に載せていただきたいと思います。

時刻表がそもそも見づらいという声がありますけれども、時刻表の見直しの検討というのがありますか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 時刻表については、時刻等の改定に伴って、常に見直しは行っているところなんですけれども、やはり町内3パターンのコースがありますし、3パターンについて、今度は生活便と通学便で若干コースが違います。その情報のある程度全て網羅する形で、今、チラシをつくっているところですので、見開きの3つのコースと宮交のバス時間等を表示したコースになっております。見やすさについては、やはりうちのほうとしても、できるだけ皆さんが見やすいように検討はしたいとは考えているんですけれども、どうしても情報量がそれなりの多さがあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） さまざまな工夫、細かい気配りということで、利便性の向上が利用の促進につながっていくというふうに思いますので、ぜひお願いいたします。

これらは大きい予算をかけずに利便性を向上する提案なんですけれども、抜本的に検討していただきたいことがあります。くいまーるを都城市まで走らせることはできないかということです。町民の高齢者の方の中には……

○議長（池邊 美紀君） 森君、通告の内容に従って質問をお願いします。

○議員（1番 森 正太郎君） 答弁不能になったら、じゃあ、やめます。

高齢者の中には、都城市に通院されている方も少なくありません。特に、身体機能が困難な方にとっては、乗りかえにも大きな負担があります。月に数本でも都城に走るバスがあればなという声が聞かれます。これが検討できないか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 現在、くいまーるの考え方につきましては、三股町の三股駅を、町としては、交通の結節点として考えております。長田便、宮村便と蓼池・田上便ですね、全てが三股駅に必ず通るということで、宮崎交通については、三股駅から都城へ出す分について、代替バスの委託ということで、町と検討、資金を捻出して代替バスの運行をしているところであります。

また、自家用運送についてなんですけれども、道路運送法でいきますと、基本的に自家用車は有償の運送に供してならないというのがあります。その中で市町村が、1つの市町村の区域内の住民の輸送を行う旅客運送を本町で行っている「自家用有償旅客運送」と言っておりまして、これにつきましては、施行規則によりまして、「市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送」ということで定義されているところであります。

ただ、町外への輸送というの、今のところ、宮崎交通と駅のJR、両方の利用でお願いしたいというふうに考えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 乗りかえがやっぱり負担の方がいらっしゃるの、できるだけ負担のないような運送、公共交通というのを検討していただきたいと思います。

2017年は、高齢者の方々にとって、年金は削られ、負担はふえる「負担増元年」と言われております。生きている限り、私たち全員が高齢者になりますので、長生きしてよかったと言える三股町を実現するためにも、ぜひ力を尽くしていただきたいと思います。

通告から大分拡大して質問に答えていただき、ありがとうございました。

次の質問に参ります。

まちドラについて、5月26日から28日にかけて、三股演劇フェスティバル「まちドラ！2017」が開催されました。第6回となる今回の来場者数や開催の状況をお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 5月に行われました第6回まちドラの開催状況についてのご質問にお答えいたします。

平成24年にスタートしましたこのまちドラは、今回で6回目となりました。その始まりは、平成16年に開講した戯曲講座の発表の場であったヨムドラ——読むドラマと言いますが——を劇場、文化会館から飛び出して、いろいろな場所でやってみようという企画から始まりました。今回も、募集で集まった三股の町民とプロの役者が、三股駅多目的ホールや三股町まち・ひと・しごと情報交流センター、また、中央公民館を劇場に仕立てて、戯曲を演じ、観客はガイドとともに歩いて劇場を回り、途中、物産館「よかもんや」や野外の特設会場「まちCafe」でくつろぐなど、町内が演劇一色のフェスティバルとなったところであります。

ヨムドラ——読むドラマとして町民の役者19名、プロの劇団員40名が、町内3カ所の劇場で、2日間で18回の公演を行い、ミルドラ——見るドラマということですが——合わせて町内外から延べ1,270名ほどの来場者がありました。

また、今回も、熊本地震の復興支援の一環として、熊本から4つの劇団を招いたところであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。多くの参加者の方が町外や県外から見えて、三股町の魅力を感じていかれたことと思います。

私、今回、初めて参加したんですけれども、大変すばらしい催しであると感じました。特に、

町民参加のヨムドラの完成度というのは本当圧倒されるほど、こんなにたくさんの方が、言ってしまうと、素人の方がすばらしい舞台をつくり上げるもんだなど、本当に感心いたしました。

ヨムドラのいいところというか、まちドラのいいところは、町内で行われるほかのイベントと比較すると実感できると思うんですけれども、コミュニケーションの密度が非常に高いところではないでしょうか。町外からさまざまな演出家や劇団の方々や観客が来場するんですけれども、プロが一方的にプレゼンテーションするのではなくて、特にヨムドラの場合なんかは、何日もかけて同じ時間を共有して、役者である町民の皆さんの生い立ちといたり、人間性とかを深くやっぱり理解しないといけないんですよ。稽古の中でそういうのが必然的に深まっていくんですけれども、そういうコミュニケーションを通じて、町外から来られた方、県外から来られた方々が、三股に住む人とはどういう人たちなのかと、三股町とはどういう町なのかということが、町外からの参加者の方に深くプレゼンされていきました、今回のイベントでですね。さらに、さっきまで舞台と観客という関係性でお芝居をしていた役者さんが、その後は観客と一緒にあって、町民の皆さんと一緒にあって会場を移動して、次は町民の隣と一緒に次のお芝居を見ると、こういう状況はほかの演劇では見られない、まちドラならではの光景だそうです。町外からの来訪者とそこに暮らす町民が、まさに一体となってつくり上げられていくイベントではないかなと思います。

イベントの最後に行われましたミルドラの後、舞台上で役者と演出家、それにまちドラのイベントディレクターの劇団こふく劇場の永山智行さんを交えたクロストークがあったんですけれども、その中で、県外の演出家の方が「町民の方と顔なじみになったのがうれしい」とおっしゃっておいりました。参加者の方に話を伺うと、劇団を都会で維持して、運営して、公演を重ねていくというのは、さまざまな困難があって経営も厳しいと、お客さんも呼べないと、こういうことに頭を悩ませて、本当に悩みながらやっている方々が少なくありません。

しかし、そんな中であって、まちドラは癒しだとおっしゃっておいりました。まちドラに来て、住民と触れ合いながら作品をつくるのが楽しみだと、これはほかではできないということをおっしゃっておいりました。県外の演劇人の間では、実はちょっとした話題になっているそうです。

私は、以前の議会で、地域の魅力はきらびやかな観光スポットや大きいショッピングセンターじゃないんだと、人の魅力が地域の魅力なんだというふうに訴えましたけれども、そのことを改めて深く実感したところであります。

町民が楽しむだけではなくて、町外の参加者に三股町の魅力を伝えることができるイベントだと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 大変、まちドラを評価していただきまして、ありがとうございます。



当然、まちドラ、三股町の一つの大きな文化イベントではないかなというふうに感じています。要するに、今言われましたように、見るだけじゃなくて、町民が参加して、そして演じると。そして、演じるのも、本当に第1回から比べると、非常に成長しておりまして、本当にプロに近いような役者ぶりといいますか、そういう舞台づくりがあります。そういった面では、まちドラというのは、我が町の魅力の一つということで、もっとこれを充実・発展させる必要があるだろうというふうに思います。

それが次の2番のほうの今後の展望につながるわけなんですけれども、今回は小倉邸のほうで、そちらのプレゼンといいますか、まちドラをやったということでございますが、どちらかというところ、私なんかは、自分はまだ町民に根づいているというのにはまだもうちょっとかなという気がしました。というのは、舞台といいますか、演劇のマニアといいますか、オタク、そちらのほうを中心になっている部分がございますので、もっとやっぱり文化会館を飛び出して、そしてまた、ほかのいろんな場所で、この期間といいますか、1週間ぐらいの期間をつくっていくというのも一つの方法かなと思いますので、今後、いろいろとまた充実・発展するよう、検討させていただければと思っています。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。その実感をやっぱり広く町民の皆さんと行政と共有していきたいと思います。

少し気になったことを述べさせていただきますと、参加者の方から「三股町」という言葉よりも、「まちドラ」という言葉のほうが多く発言されていたように感じております。まちドラって楽しい、また来たいということは、すなわち三股にまた来たいということなんですけれども、「三股」という町よりも、「まちドラ」というイベントの存在感のほうが参加者にとっては大きいのではないかなと感じております。もう少し三股町で行われているんだということをアピールできたらいいのではないかなと思います。

また、毎年、素晴らしいパンフレットがつくられておりまして、ことしのパンフレットも、期待感を十分に感じさせるようなものとなっています。文化会館で歴代のパンフレットが掲載されていたのは、私はすごく、一目でまちドラの歴史がわかるというか、いい取り組みだなと思ったんですけれども、しかし、私が参加したのは、3日目の28日の日曜日でした。当日の朝になって時間や会場を調べようと思ったんですけれども、インターネットの三股町のホームページには、まちドラの情報やリンクというのが私は見つけられませんでした。町立文化会館のホームページに行くと、もう大々的に告知されているんですけれども、町のホームページに「まちドラ」の字がないというのは、当日、非常にもったいないと思ったんですけれども、ホームページから容易にアクセスできるようにはできないでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） ご指摘のとおり、まちドラに関しては、文化会館のバナーがありまして、そちらのほうから入ると把握できるというような形状になっております。

ご指摘のとおり、町のホームページからは、そのバナーに入らないとできない状態になっていきますので、確かに、三股町ということ进行全面に押し出すという意味でも、町のホームページの一番最初の画面ですね、あちらのほうで、また、まちドラというものに入れるような形で検討していきたいなと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 問題はやっぱり把握させているということですので、ぜひ改善を求めていきたいと思います。

先ほど、教育長が答弁で、町全体でこのイベントをやったという答弁がありましたけれども、町を挙げたイベントの雰囲気づくりが足りないのではないかなと私は感じております。当日、自宅から徒歩で参加したんですけれども、中央公民館の目の前に行くまで、イベントがどこでやっているんだというのがなかなかわかりませんでした。例えば、パノラママラソンであれば、何日も前から交通規制の告知が出ているため、イベントがあるんだということが広く知れ渡っております。また、ふるさとまつりや商工会主催の焼肉カーニバルでは、自宅からでも会場の喧騒とか音楽が聞こえてくるんですね。遠くからでも多数ののぼりが目にとどまって、イベントを知らなくても、「あ、何かやっているな」ということがわかります。今回のまちドラでは、そのようなのぼりだったり、町なかに装飾というのはされていたのか、お伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） お答えします。

まちドラに関してのいわゆるいろんな屋外の広告に関しては、一部駅のほうにはポスターとかはあったんですけれども、それとか、いろんな公共施設には案内はあったんですけれども、おっしゃられるとおり、屋外の部分に関してはまだ広告が足りないのではないかなと、ご指摘のとおりでありますので、またそこもぜひ次回の反省点として検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。先ほどの町長からの答弁で、やはりマニア中心の集客になりがちではないかということがありました。まちドラの最大の特徴というのは、限定された会場ではなくて、道中でも市街地全体を使った町歩きイベントという側面が大きい特徴です。今後さらに住民を巻き込んで盛り上げていくには、会場近辺や屋内だけではなくて、道

中——道ですね、道でもイベントを感じられるような仕掛けが必要だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

もう1つだけですね、県外の参加者の方から、私、話しかけられて、「打ち上げの満月はどこですか」と聞かれました。「すぐ裏ですよ」というふうに言ったら、「都城かと思って、私、都城にホテルとっちゃったんですよ」と言われてですね。私は、「いや、そもそも三股には宿泊施設がないので、都城に宿をとるしかないんですよ」という話をしたら、「車を置いて、また帰って飲んで、またホテルに帰るのは大変だから、もう帰ります」とおっしゃっていました。すぐもったいないと思ったんですね。多数の方が町外からお越しになる際には、やはり宿泊所の整備が大変重要であると思います。

イベントディレクターの永山さんにお話を伺ったところ、やはり一番の要望というのは、泊まるところだと。彼の場合は、都城に三股に本当に近い部分に稽古場がありますので、そこに県外からの劇団の方を泊めることもあるんだというふうにおっしゃっておられたので、負担になっているのではないかなと、負担の軽減が必要ではないかなと思います。

それで、以前から取り上げておりますまち・ひと・しごと交流センターのあつまい、今回は公演会場の一つとして活用されて、こんな使い方もできるんだと、生まれ変わるもんだと非常に感心したんですけれども、あつまいの2階の有料コワーキングスペースの利用状況は、今もってないというふうにお伺いしております。あそこを簡易宿泊所として利用の検討ができないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） お答えします。

交流センターのほうの2階ですが、ここは新しい仕事をつくるということで、今、セミナーとか開催しながら、今からつくっていく場所でございます。確かに、まだことしできたばかりなので、利用が少ないんですが、ここについては、新しい働き方の場として広げていきたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 2月からオープンして、いまだかつて2階の有料スペースの利用はないと、無料期間を設けても利用者がいないということで、住民の方々もそろそろ、あそこは何の施設なんだというふうな疑問や不満が高まってくるのではないかなと思います。遊ばせているぐらいだったら、そういう宿泊所に使ったほうがいいんじゃないかというご意見もあるということはお承知おきいただきたいと思います。

次に参りたいと思います。

核兵器禁止条約について、国連で会議されております核兵器禁止条約について、町長の認識を

伺います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 核兵器禁止条約について、町長の認識についての質問ですけれども、次のとおり考えております。

核兵器は、一瞬のうちに無差別、広範囲、無慈悲に全てのものを殺傷・破壊する大量破壊兵器でありまして、人類を滅亡する兵器であります。このことから、核兵器禁止条約は、核兵器の使用や保有などを禁止することを目的とする国際条約案であり、その制定を目指す交渉会議がニューヨーク国連本部で3月27日から31日まで開催され、具体的な禁止事項について活発な議論が交わされました。日本政府は、核保有国の参加が見込めないこと、核軍縮と安全保障は切り離せないとの立場から、交渉へは不参加となりました。

本町では、平成2年の町議会が決議しました「非核平和の町宣言に関する決議」があり、その中に、「三股町は平和憲法の精神にのっとり「非核三原則」を厳守し、あらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、核兵器の標的にさらされることのないように強く望む」とあります。私としましては、この決議の趣旨を踏まえるとともに、核兵器の廃絶に向けては、世界で唯一の被爆国である日本が核兵器のない世界の実現を訴え続けることが重要であると考えております。

また、本町は、「「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組の推進について」を決議いたしました平和首長会議に加盟しておりまして、条約の早期実現に向けて要請を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 私が述べようと思ったことを、今、町長が丸ごと行っていただきましたので、大分短縮されました。ありがとうございます。

平和首長会議で毎日新聞がアンケートをとったところによると、7割が賛成すると、歓迎するというふうに表明しております。

この核兵器禁止条約の画期的な点は、5月22日に核兵器禁止条約の草案が発表されたところでもあります。前文で核兵器の非人道性を強調するとともに、被爆者や核実験被害者の苦難に留意すると述べて、多数の非政府組織及び被爆者自身の取り組みについても高く評価しております。第1条で、核兵器の開発や保有、貯蔵、移転、使用、核実験などを禁止しており、広島・長崎の核兵器の使用から72年たって、ようやく歴史上初めて核兵器を違法化すると、悪の烙印を押すものとなっております。おっしゃったとおり、日本は条約への不参加を表明しております。内外から失望と批判が広がっております。

そんな中で、平和首長会議にも参加していると、核兵器廃絶に向けた取り組みは重要であると

いう前向きな答弁をいただいたことは、町内で平和活動を行っている皆さんにとっても、核兵器・戦争の被害に心を痛めている皆さんにとっても、大きな力になるお言葉ではないかなと思います。

昨年から全国で取り組まれているヒバクシャ国際署名、これは、被爆者が核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めたものでありまして、ヒバクシャ国際署名を推進する連絡会によると、今年9日、署名の累計が296万3,889人に達したと発表しております。核兵器禁止条約を交渉する、先ほど町長からお話しがあった3月27日から31日までの5日間は、国連本部で行われた第1会期です。第2会期が今月の6月15日から始まります。

また、6月25日には、平和の世界の実現を求めて全国を歩く平和行進が三股町から出発いたします。町長を初め、町におかれましては、毎年、例年出席、激励されていることと思います。ことしは日曜日で庁舎がお休みなんですけれども、ご参加いただけるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 参加する予定でございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。梅雨時期に当たりまして、行進される方も疲労が蓄積するころだと思いますので、大いに激励していただきたいと思います。

次の質問に参ります。

近年、空き家問題が全国的な課題になっておりますが、町営住宅に関しても多くの空き室がございます。町営住宅の空き室がどのくらいあるか、また、その空き室対策をどう考えるか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 町営住宅の空き室対策についてのご質問ですが、先日ご説明いたしました公共住宅長寿命化計画に基づき、簡易平屋の団地においては、天神原、今市団地の一部を除き、用途廃止にする計画となっております。そのため、入居者が退去したところは、政策空き家としております。現在、政策空き家111戸の部分については、町で年2回、清掃・草刈りを実施しております。また、中層耐火構造の団地においては、稗田、唐橋、唐橋第2、山王原、南原を五本松団地の方の移転受け入れ先として移転用空き家としております。そのほか、唐橋第2団地の住戸改善に向けて7戸を政策空き家としております。それ以外の団地については、定期的に空き家の公募を行っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。政策空き家をしているところがあって、草刈りも行っていると。

五本松住宅の空き室には、郵便ポストに郵便物やチラシがあふれているところがあります。景観が悪くなる一因になっているんですけれども、空き室の郵便ポストを撤去することは考えられないでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 郵便物の撤去といたしますのも、個人の情報になりますので、町のほうとしては、個人の許可を得ないまま、撤去は考えておりません。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 空き室ですよ。住民が入っていないところに、ポスティングのチラシだったり、そういうのが入っていたりするのがあるので、マンションによってはテープを張って封をしているところもあるんですけれども、そうじゃないポストに関しては、入れたい放題入っても、それがいかにも空き家ですよというふうに宣伝しているような状況になっているんですけれども、そういうところは。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） そのような場所においては、町のほうの維持管理の中で行っていきたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。五本松住宅に住人が不在のお部屋が1戸ありまして、完全に放置されており、ネズミや害虫などの駆除が近隣から訴えられており、火災などの不安もあるそうです。そういう部屋は、空き室として先ほどの数字に計算されているでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） その部屋については、入居契約が継続のままですので、空き室とは計算されておりません。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 防犯や防災の観点からも放置できない問題だと思うんですけれども、行政で対応はできないでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 入居契約が継続のまま長期不在で入居者の住所が不明の場合は、無断退去とみなすということが言われておりますので、現在、簡易裁判所の法手続きを踏まえて、住宅明け渡し請求ができるものと理解しておりますので、現在、無断退去者の入居契約者が1人、

五本松にすることは把握しております。

対策として、住宅滞納面からの法手続について、簡易裁判所に相談しながら進めているところ  
であります。

防犯・安全面、衛生面で不安を感じている近隣の方については、訪問等をして不安解消に努め  
ていきたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） どうぞよろしくお願いいたします。住民の不安をぜひ取り除いて  
いただきたいと思えます。

五本松住宅の広場について、現在、雑草が多く、利用しにくい状況になっております。住宅が  
整備された昭和40年代には、若い世帯が多く入居し、このぼりが多数風にはためいていたと  
聞いております。

しかし、時を経て入居者が減少し、高齢化していくにつれ、住民が独自に広大な広場を環境維  
持することが困難になってきております。これは行政で対応できないでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 町営住宅内の広場等の環境維持について、入居者の減少や高齢  
化に伴って住民による維持管理が困難であるが、町で対応できないかというご質問ですが、当初、  
入居時に、共同施設や場所は団地内の入居者が協力し合って、清掃、草刈り、樹木の手入れを定  
期的に行いますというお約束をご説明し、契約を行っておりますので、全ての住宅において、支部  
長が中心となって入居者により管理していただいております。

なお、簡易平屋の団地において政策空き家として貸し出しを行っていない部分については、町  
で2回、草刈りを実施している状況であります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 共同施設は、住民が協力して整備することになっていると、最初  
に約束があるということですがけれども、地方財政法の27条の4で、「市町村は、法令の規定に  
基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対  
し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。」としておりますが、  
公営住宅内の広場の環境整備は、この条文で定める市町村の負担に属するものに当たりませんか、  
お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 請書という最初の契約書の中に、管理いたしますという文言が  
入っておりますので、その部分で契約時に約束がされていると理解しております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） そもそもその請書が地方財政法に抵触しているのではないかという懸念がありますので、引き続き調べていきたいと思えます。

建設予定の東原住宅には、住民の手による維持管理が必要なそういう施設がありますか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 現在のところは、集会所、ごみ置き場等、こちらにおいては住民の方の共同での維持管理というのが必要になってこようかと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ごみ置き場についても、五本松住宅の現状は、特定の方が維持されている状態と。やはりそれも雑草や草木のそういった環境だと思うんですけども、不法投棄もたびたびあります。やはり住民の独自の力ではなかなか対応できないような問題に対して、何とかそういう行政からの支援が届くように検討していただきたいと考えております。ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、マイナンバーについてお尋ねいたします。

昨年、2016年1月からマイナンバーの運用が開始されて、1年5カ月が経過したところであり、マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまで全ての国民一人一人に生涯変わらない番号を振り当て、国がその番号で国民を一括管理するものであり、日本共産党は一貫して制度の廃止を求めてまいりました。大きな問題点は、国民が求めた制度ではなく、国から押しつけられた制度であり、大きなメリットがないかわりに、デメリットや負担が大であるというところがございます。

現状をお尋ねいたしますが、現在、どういった場合にマイナンバーの記載が求められるか、また、その記入率はどうなっているか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） マイナンバーの利用状況についてご回答いたします。

個人番号の利用事務におきましては、税務財政課において8種類、町民保健課が30種類、福祉課40種類、都市整備課1種類となっております、番号法に基づき、利用しているところがあります。

また、記入率については、それぞれの様式ごとに差があるようであります。

個人番号の関係事務といたしましては、町が支払う報酬、給料及び報償費等において、所得税法の規定に基づき、それぞれの課で個人番号を聴取して税務署のほうに提出をしているところがあります。

以上です。



○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 2016年6月議会までの議会で、マイナンバーの提出を拒んでも罰則がないこと、提出を強制するということはないということを答弁で確認しております。

しかし、このたび、住民の方から、「マイナンバーの提出を強制されている」という訴えがありました。これは、個人が特定できる部分は伏せますけれども、三股町役場——さっき伺っていないんですけれども、環境水道課と何々係というところからの業務連絡ということになっております。とある「報償費の源泉徴収票作成に伴う書類の提出について（お願い）」という文書になっております。これによると、源泉徴収票作成時に12桁の個人番号が必要になります。お手数ですが、手続に必要となるため、いついつまでにご提出お願いいたしますと、その下に、記、必要な書類、マイナンバーカードをつくっている場合、マイナンバーカードの写し、印鑑がまず一つです。その下に、上記の書類がない場合、マイナンバーカードをつくっていない場合、1つ、マイナンバー通知カードの写し、運転免許証などの写真つき身分証明書の写し、そして印鑑、または、2つ、住民票、マイナンバーが記載されているもの1通、運転免許証などの身分証明書の写し、印鑑、以上です。この文書のどこにも、提出しない場合の連絡というのが書かれていないんですね。その下に、米印で丁寧に注意書きがあります。マイナンバーカードをつくっていない場合は、1または2のどちらかになりますと。必要な選択肢が与えられていなくて、三者択一の行動を求めているこの文書は、強制以外の何物でもないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） マイナンバーの記入を強制する実態ということで、各課各自に質問したところ、本人が記入を拒否したにもかかわらず、記入をさせたというような実態はないというふうに聞いております。また、未記入であることを理由にサービス等が制限されるということもないと報告を受けております。

マイナンバーの利用につきましては、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化、社会保障・税制などの行政における給付と負担の関係維持、国民の負担軽減などを基本理念として制定されているものでありまして、町といたしましても、番号法に定めのある個人番号の提供、収集、制限がありますけれども、その中でマイナンバーの提供を求めていくということで考えております。強制というのがどの部分、町からお願いしますというのが強制ということでありましたけれども、町としては、やはり法律の趣旨で利用が認められているものについては、まずは提供をお願いするというスタンスでは変わりないと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 業務連絡という文書で「お願い」というのが括弧についているんですけれども、先ほど申し上げたとおり、選択肢がないんですよね。マイナンバーがある場合は

マイナンバーの写しを持ってきてくださいと、ない場合はマイナンバーの通知カードの写しか、住民票、どちらかを持ってきてくださいと、そして、その下に米印で、マイナンバーカードをつくっていない場合は、1または2のどちらかになりますと、「どちらかになります」と書いてあるんです。これだけ見ると、当然、これをもらった方は、何とかしてマイナンバーを書かないかんじゃないかというふうに考えるのも当然だと思います。これは、私が住民の方にお預かりしたときには、マイナンバーは書かんでもいいっちゃなかったかと、そのとおりですよと申し上げたんですけれども、しかし、これはどう見ても強制じゃないかというふうに言われました。

そこで、こうしたマイナンバーの提出をお願いする場合、番号を使いませんと、マイナンバーを把握しておりませんという選択肢を入れていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今、ご質問のありました案内のお願いでございますが、それはリサイクルごみ回収指導員推進委員にお配りした文書であるかと思えます。リサイクル推進委員の方には、お願いに上がったところでありまして、誤解を招いたことはおわびしたいと思います。また、今後、そのように改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。ぜひ改善をしていただきたいと思います。住民の都合ではなく、行政の都合、国の都合で、一方的に押しつけられた制度でございます。行政の都合で住民に不安を抱かせることのないようにしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

.....  
○議長（池邊 美紀君） これより、11時25分まで本会議を休憩します。

午前11時15分休憩

.....  
午前11時25分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、福田君。

〔3番 福田 新一君 登壇〕

○議員（3番 福田 新一君） 発言順位2番、福田新一です。非常に元気のいい、歯切れのいい1番バッターの次ですので、続いていきたいと思えます。

町議会議員3年目に入り、ここ2年間の議員活動を振り返ると同時に、2年間の一般質問を振

り返り、ただ聞きっぱなしで終わることなく、その後の進捗状況やさらなる拡充を図っていこうと思います。

去る3月に出された平成29年度の施政方針と第5次総合計画とを照合しながら、通告しました内容に沿って質問していきます。

平成29年度版第5次総合計画、平成29年度から31年度の実施計画の冒頭に示されている総合計画の体系図、これを資料の1ページに入れました。手元の資料をごらんください。

これに、まさに町政の目標どおり、「自立と協働で創る元気なまち三股」、私、議員になったとき、非常にこの言葉にほれ込みました。どの字をとっても、本当にそつのないそのままが元気なまち三股へ向かう方針だなと思いました。特に、「協働」というこの字ですね。そして、「創る」という、製作するじゃなくて、創造するという「創る」、この意味に非常に関心を持ちました。

資料を見ていただくと、三股町全般、老若男女、全員にわたって実現に向かっていているように思えます。

しかし、一部、これが協働かなと疑問を持つこともあります。

そこで、さらに元気なまち三股に向かってスピードアップするために、原点に戻り、町政目標の「自立と協働で創る元気なまち三股」の「協働」とは何かというのを、本質を考えてみたいと思います。

町長は、この「協働」とはどう捉えられていますか、お聞かせください。

後の質問は、質問席からさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 「協働で創る」の基本姿勢とはということで、協働とは何かというご質問ですが、お答えいたします。

三股町まちづくり基本条例に、協働とは、まちづくりの主体、担い手である町民や地域コミュニティ、町民活動団体、事業者、町役場が対等の関係でそれぞれの役割分担に基づき、連携、協力しながら、まちづくりの推進及び地域社会の課題の解決を図る公共的行動というふうにあります。

自治体の財政状況が逼迫する中、近年の多様化、複雑化する地域課題の解決には、市民活動団体、支援団体、企業、自治体等の多様な主体——もちろん自治公民館も入っていきます——それぞれの強みを生かし、協働して取り組んでいく共助社会づくり——ともに助け合う社会づくりを進めることが重要だというふうに言われておるところでございます。

このような趣旨を踏まえまして、ご質問の都城高専とか、南九州大学というところとの包括連

携協定を結び、大所高所、あるいはまた、学問的見地、また、実践的見地からのいろいろな助言・指導を承りたく、包括連携協定を締結させていただいたところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今、町長が述べられたんですけれども、私は、「協働」という言葉に対して、ここにお集まりのリーダーの方々が、私は協働とはこう、簡単にといいますか、要をまとめて発表して、そして、さらに自分たちで、私の協働はこう思いますと各部署においてそれが言えて、そして、それに行動ができる、これが大事じゃないかと思えます。そして、その物差しというのは、一番、皆さん同じように、町長の今の話の中に沿っていないと、なかなか住民と一緒にタイアップというのは難しいんじゃないかなと思えます。

簡単に言うと、何かの問題に対してともに解決しようとするときに、それは私の管轄じゃないとか、いや、それは住民のほうでしょうとか、そういうのじゃなくて、ともに積極的にしっかり話をして、それだったら、こういうふうな方法をとったらいかがでしょう、もう1回聞かせてください、どういう問題ですかとか、そういう対話が大事じゃないかなと、そういうふうに思います。

そこで、協働の基本を考えてみました。やはり住民、行政、これが連携・協力し、それぞれの力を存分に発揮してまちづくりを進めていこう、これが協働だと思います。基本的には、積極的に行動を移すことであり、やらないほうに案内するものではないということです。地域の現状をよく知っている住民の声と行政が持つまちづくりの専門性、手法、ここら辺が結びついて、非常に効果的な発展につながると思えますが、このような効果的な発展につながったような事例が何かありましたら、紹介願いたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町としましては、やはり住民の協力のもとに、いろいろな事業等を実施したいと、また、住民の声、住民が主体となった活動を応援しようというようなところで、いろんな事業等に取り組んでいるところでございます。1つの例を挙げますと、「みんなで創ろう！みまたん地域づくり推進事業」というのがございまして、自治公民館ではなくて、地域の皆さんが特色ある地域づくりを目指すという目標のもとに事業を展開する場合に、上限20万という形での応援等を行っているところでございます。

それとまた、それぞれの地域での活動に民主団体等が、地域の環境美化とか、あるいは、地域のまとまりをつくっていこうという場合の応援という形で、都市整備のほうで備品の貸し出し事業、2トントラックとか、軽トラックとか、芝刈り機とか、草刈り機、そういうのを貸し出したしまして、本来は町が税金でやる部分でもあるわけなんですけれども、それをやはり、財政が

逼迫する中では、町民のエネルギー、力を借りて、一緒になってやろうと、そして、それに対して町は応援しようというような取り組みもございます。

それと、道路の環境整備事業ということで、町道の草刈りですね。これも、町は、主な路線については委託してやっておりますけれども、地域の生活道路、そちらのほうでは地域のほうで取り組んでいただければ、それに対してメーター当たり10円という形で、活動資金といいますか、応援をいたしておるところでございます。

それとまた、ことしから始めました小公園——小さな公園ですね——公園等の環境整備事業ということで、そちらのほうの草刈り等も、住民の方々が協力し合ってやっていただければ、それに対する町からの支援と。今までシルバーとか、いろんなところに委託しましたけれども、それを住民の方がやっていただく、そしてまた、それに対して町は応援して、地域のほうのコミュニティーの形成に役立てていただこうと、そのような取り組み等もさせていただいております。

特に一番は、ここ2、3年といいますか、取り組んでいる事業が、高齢者の居場所づくりということで、サロン活動でございます。これも行政が全てできるわけではありません。それは地域の高齢者が高齢者を支えるというような部分で、高齢者の方々といいますか、あるいは、ある程度年配の方々が力を結集して、ボランティアでそういうサロンを運営して、高齢者が明るく元気に活動できるといいますか、足を運んでいただいて、コミュニティーが形成できる環境づくりというのを取り組んでいただいているところでございます。

そのように、まちづくり、地域づくりは、行政もやりますけれども、全てがかゆいところに手が届くというわけにはいきませんので、地域の力を借りて、一緒になって取り組むというスタンスが協働ではないかということで取り組んでいるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今、町長がおっしゃったとおり、いっぱい地域で盛り上がる可能性というのが手を広げてあるんですけれども、それがなかなか周知徹底しないというか、やる気になって、こういうシステムがあるんだぞということをどんどん乗っていかないかと思えます。それがちょっと、今聞いていて、そっちもそっちだなというような気がしました。

私、今、資料の2ページに入れたんですけれども、実は、こういう事例があったというのをここで、これこそ一つの協働で創る元気なまち三股の例かなと、いい例かなと思って出したんですが、三股町樺山の線路下を通るアンダーパスというところの県道に設置された道路冠水時の通行規制です。その写真を見ていただくと、2ページ目ですね、ちょうど下にある九州発都城・三股に新遮断器ということで載っていますけれども、これは本町に2カ所、2基ずつですね、1つはジョイフルの前、それから、もう1つは小牧文具店の前、ここに設置されております。これは何と本当にスピーディーにできた工事かなとびっくりしているんですけれども、実は、ゲリラ豪雨

の被害があったのは去年の8月です。覚えています。ここに立って、あそこをどうかしないと、非常にまた次のそういう災害が出ますよといったときに、あそこは県道だからとかいう話も出たんですけども、そして、あれは今現在どうなっていますかと当時聞いたときに、ある委託された業者が、ある程度、アンダーパスの1基目がずっと上がってきたのを検知したその信号を受けて、あそこのゲートを閉めにいくと、通行どめといいますか、路面封鎖の現場に急行するんですけども、到着前にもう冠水してしまう、それこそ、それがゲリラ豪雨なんでしょうけど、行ったときにはもう車が浸水していたと、そういう問題が発生しました。実は、私、そのとき、消防署まで行って、その状況を詳しく聞いたんですけども、これがまた、消防署というのは、字のとおり、救助に携わる部署でありまして、何時何分どこどこに到着しまして、どういう状況でありました、何時何分に水位幾らぐらいまで落ちましたので、これで2人で救い出した後、退散しましたとか、それは非常に事実そのものを報告受けたんですけども、そうしたら、次に行って、だから、どうしたらいいんですよねとか、そういうようなのが一切ないんです。そのとき、ここで自動化したらいいのではないですかと発言したときに、いやいや、それは、今度は自動化してしまうと、夜間が危ないと。それはそうですね。夜間にまで自動にそれが動き出したら、それを知らんで突っ込んでしまいますので危ない。さすがにやはりコスト面とか製作時間そういった問題を考えると非常に難しい問題があるなと思っていました。

これがその写真にありますように、右上に矢印を引っ張ったんですけども、その小さい箱にこの下にある赤い冠水通行止めというこの浮き袋みたいなものが内蔵されているんです。もう全くのびっくり箱みたいなもんですね。見に行つてこの冠水通行止めってのは想像つかないんですけども、この矢印を引っ張ってあるどうでしょうか300の500ぐらいのボックスですけど、それが今度はアンダーパスの液面がずうっと上がって検知した時点でそこがぱかっとあいてぽーんと出るそういうシステムですね。そういうシステムができました。これ、本当にそういう難しい問題があるなと思ったにもかかわらずできたということは、本当にきつと自治体執行部でいろいろ県の土木事務所に行つて動いたりとか、いろんな動きがあったと思うんですけども、またそのような努力内容をちょっと拾いしていただけませんか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） この通行止めについてですけども、昨年やはり一般質問であったときに、まあ確かに県道であるということで、実は総務課と都市整備課長とお願いに行つたところでもあります。やはりゲートを閉めるまでに時間がかかるということで、その間がということで、まあ、その当時の話の中で、やはり電光掲示板ついておりまして、県のほうの土木のほうもなかなか難しいという判断で、まあ、方法はいろいろ考えておりますけども、なかなかということでありました。

実際、このつけられたというのは、私どももその報告もなかったとこなんですけども、同じ新聞広告で知って、当時からすると素早い対応でしていただいて、確かに案としてその当時、風船かなんかできないかと、そういう話はあったんですけど、なかなか現実味がないというところもあったんですが、実はこういう実用化されたということで、町としても感謝しているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 真剣になれば知恵が出る、いいかげんだと愚痴が出るというのは常に企業にいたときによく耳にしていたんですけども、まさに本当にどうにかならんのかなあ、人命にかかわるよなあと言ったときに、今ちょっと総務課長からも出ましたけど、風船が使えればなとか電光掲示板はあるんだよとか、そういうのが引っかかってくると、あっ、というのが出てきたんじゃないんでしょうかね。まさに真剣になれば知恵が出る、それこそそのまんまじゃないかなと、いいかげんだと愚痴が出る、「これは、いや、こうしたっちな、こうすればこねせないかなでね」とか、「いや、こうやったらあかん、時間がかかるもんな」とか、そういうのは幾らでもやらない方向に行きますので、そうじゃなくて、真剣になれば知恵が出る、これが本当自分たちで体験して解説してほしいと思います。本当にすばらしいものがあつという間にできたのを感じしております。ましてや九州で初って出ていますのですごいなと思っています。

続きまして、もう一つ私気になることがあるんですが、今現在行われています地区座談会というのが今あります。この地区座談会もまさにこの協働の姿だなと感じております。

先日、我が地区の2地区ですけども、その地区座談会に参加してきました。日常生活の中で困っていること、そしてまた非常に不便な問題、また施設が非常に不備だという問題、または他地区にはあるけども我が地区にはない、例えば散歩マップが我が地区にもほしいとか、またまた安全面からの警告、こういった生の声が行政へ伝わり、それに対して非常に前向きな回答が返されました。短時間ではありましたが、非常に私は有意義な企画だなと思いました。

例えば、2地区での1つの模様をいいますと、ある住民が「Aという問題があるんだ」と、それに対して執行部からはまず、「いやそれはBが原因だろう」、それにもう1人執行部のほうから、「いやちょっと待ってじゃあCという対策もあるよ」、短時間でしたけども、そういうような会話がその場でなされたんですね。私は、この対策内容に対する意見の展開があったときに、ああ必要なのはやはり町民と行政の対話だなと、その瞬間に、それこそみんな会話を聞いていて前向きなんですね、そういう姿勢のときには。それに対して、「だったらもう一回話し合しましょう」「この目的がこうであつたらこういう方法がありますよ」と、そういうのが出たときに、これは非常に意義のある地区座談会だなと思ったんです。

ところが残念ながら、こんな非常にいい計画にもかかわらず参加者が少ない、本当に残念だな

と思いましたが。問題です。参考までにきょうまで行われた地区座談会、あっちこっちやっていると思いますけども、地区別の参加者状況を教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） お答えいたします。

6月の1日から始めまして、現在6カ所終わっております。1地区が最近なんですけど、1地区で13名、2地区が一番多くて38名、4地区が34名、5地区が25名、7地区が17名、9地区が22名、計の149名、1地区当たり約25名ということになっております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） パーセント上がりだしたら大変なパーセントになると思うんですけども、非常に大事なそういう対話ができる場なのに残念だなと思いましたが。

ただ、もう一つ気づいたことなんですけど、実は地区座談会がスタートしたのが第4地区を皮切りで6月の1日にスタートしていますよね。今三股町のホームページに答申されたのが6月の5日です。だからその前にもう二、三カ所は済んでいるんです。実は始まったとき「ホームページに出ていないよな」という会話をしたのを覚えています。あれの要するに更新されたのを追ってみると6月の5日ですから、要するに6月の1日から始まってもう何カ所かあっているのにも関わらず6月の5日にホームページで出されているんです。

そのホームページの内容は、「町では、「自立と協働で創る 元気なまち三股」実現のため、町民の皆さんの意見や要望を町政に反映させるため、「地区座談会」を開催しています。」ということを出ているんですけども、どうしてこういったおくれが出るんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 日程につきましては、それぞれの地域で話し合っただけで決めたというふうになっているんですけど、全てが出そろったのが遅かったということでございます。それぞれの1日とか月初めのところ、これについてはその地区だけの回覧板、これで全て間に合うように回覧しておりますので、該当地区においては、そういう遅れはないと思います。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） きっと地区には回覧板が回ったということを回答されるだろうとは予想していたんですけども、せっかくでしたらホームページに出すんだったらやっぱりちゃんと期日に間に合うような出し方をしないと、以前もなんかあったんです、そういうのが。「始まっちゃったよな、まだ出らんなあ」と言って後から出るようなのが。これ、ぜひ、それこそ周知徹底していただきたいと思います。

地域の問題解決に向けて行政単独では解決できない問題がある場合、または、町民だけでは解決できない問題がある場合に、相互にお互いの不足を補い、ともに協力して課題解決に向けた取



り組み、これが協働のまちづくりだと思います。

続きまして、次の質問なのですが、資料の3ページに入れましたけども、6分の3というやつですね。3月の15日、先ほどこちょっと町長のほうからも紹介ありましたけども、3月の15日都城工業高等専門学校——都城高専、それから3月の17日に2段目に書いてありますけど、南九州大学と包括連携協定締結されました。そこに3月の15日と3月の17日というのが出されたので提示したんですけども、こういうふうな包括連携協定というのが結ばれたんですけど、これについて、まだ日にちそこまでたっていないんですが、どのような日程、どのようなメンバーまたどのような成果というのを目標としているか、これをちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、まず、農業振興課の立場から係わる分についてご説明させていただきたいと思います。

まず、現在のところ、両学校ともまだ話の場を設けていない状況でございます。担当課としましては、まず農業分野における次のようなテーマをもって地域農業の課題解決、農業形態の創出について進めていきたいというふうに考えております。

まず、都城工業高等専門学校とは、採取したゴマの選別に要する労力の削減、時間短縮及び精度の高い幾つもの選別技術に産官技術の確立に向けて考えております。

次に、南九州大学についてでございますけれども、ちょうど新たな特産、営農作物としてプチヴェールを今やっているところでございますけれども、そのプチヴェールの収穫時期の早期化実現に向けた栽培マニュアルの確立、それとプチヴェール栽培の水田利用の確立について考えております。

また、これはちょっと別件なんですけども、先月、全国農業委員会事務局長会議が行われました——これ東京で行われたんですが——その際、現地視察ということで東京都の町田市を視察させていただきました。こちらの町では、町田農園という農園が町田式水耕栽培というのを実施しております。これにつきましては、非農家集団が確立した都市型農業を目指す栽培方式であります。まさしくこれは、産官学民連携による確立された水耕栽培システムでありまして、作物としましては、メロン、トマト、キュウリの多収性技術を確立し、質量の安定生産、そしてブランド化を実現した農園でございます。その技術を本町の新たな営農作物の創出に活用できないか、またオーナー制度、非農家がまた農家じゃない人誰でも参加できる農産物生産ができないかというものをテーマとして、まあ、産官学民で連携してできないかということでテーマとして考えております。

今後の進め方としましては、担当課起こしのほう、三股町地場農畜産物利用地域活性化推進協議会というのがございます。その協議会を中心に6月中に両学校との話の場を設け、テーマに対

する研究・連携が可能か、話をしつつ可能であれば具体的な取り組み計画について進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 南九州大学との連携協定について、企画商工課の立場から回答いたします。

南九州大学には連携協定をする以前から、各分野でご協力いただいているところでございます。具体的には事務事業評価、環境審議会、地方創生推進会議、みまたん地域づくり推進事業審査会など本町の多くの分野で委員等をお願いしているところでございます。

また、都城・三股広域行政推進会議では、エバグリーンセミナーの開催をお願いしております。また、本町の住民の方々も多く参加されております。

新たな取り組みにつきましては、学園との調整が必要でありまして、まだ決まっておりませんが、中心市街地活性化など重要な施策についても今後検討委員に加わっていただきたくさまざまなご意見をちょうだいしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） せっかく、ここで農業振興課ということと企画商工課ということで、新たに部署の名称といいますか変わりました、仕事の取り組み方も非常にこうやりやすいといいますか具体的に入っていけるんじゃないかと思えます。

実は、ここにちょっと用意していたんですけども、これはことしの6月の6日です。門川町と宮大が協定を結んだというのが記事が出たんですが、水産業や観光で連携ということで、門川町と宮大が協定と、こういうのが宮日に出ました。これを見まして、内容的に非常に今から始めるというんじゃないくて、実は2016年からいろいろ協力体制とっているんですね。ですから、三股町も以前宮大といろいろ連携あったんですけども、あれは三股町にこういうような成果が出ましたということも報道されることもありませんし、また、動きがよく見えないんですけども、それについて、宮大との連携がどうなったのかというのを参考までに私たちがよく習うプラン・ドゥ・シー・アクション、そこに3ページに入れたんですけども、計画があって実行があって評価があって改善と、改善というのは評価でもって次の手を考えていくという、これを回しながら成果に向かって行こうというシステムですけども、宮大との連携ってどうなったんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 企画サイドでは、長田の魅力化ということで宮崎大学のほうに地域創造学部というのができましたので、教授にお会いしていろいろお願いしているところでござ

います。あそこのほうで、まあ、授業の過程で取り入れてもらうというところは、もうあそこの学部新設の文科省への申請がある段階で、どこの市町村というのが決まっていたということで、なかなか三股町入れなかったんですが、夏休みに地域に入っていく課外というのがありまして、その中に入れるということで、それが2年生の夏休みにあるんです。今年度の夏休みということで、いろいろお願いに行ったんですが、大学のほうがちょっと準備が遅れているということで、来年2月以降になるということで、そんななかではぜひ連携して学生さんに来てもらって何日間か滞在してもらって魅力化の研究とかやっていただきたいという話のほうは進めているとこでございいます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） わかりました。終わったんじゃないんですね、まだ。今、答えいただいたんですけども、やはり包括連携協定とした場合に大事なものは、先ほどの農業振興課の白尾課長のほうからありましたように、例えばゴマの選別とか、そういった非常に具体的にこれをこうするというとこまで絞ると、非常に研究もしやすいし調査もしやすいし、だから一つポイントとしては、できるだけ具体的なテーマに目標を持っていくということがいい成果が出る秘訣じゃないかと思えます。

ちなみに、宮大と門川町が出ていったのは何かというと、まず1番は、カムリウミスズメの生態行動研究、2番、門川湾の魚類多様性の魅力発掘という、これ非常に着手しやすいようなテーマを持ってきているなど感じ受けました。

ぜひ、三股も今新しく部の名前も変わらして、農業振興課の白尾課長、そして企画商工課の鍋倉課長、ぜひ振興させていただいて、プラン・ドゥ・シー・アクションこれで行ってほしいと思います。

続きまして、大丈夫ですかね、時間は。

空き家等情報バンク活用促進事業というのがありますけども、これについて伺いたいと思います。

本町の空き家状況と、空き家等情報バンクの登録件数及び不動産業者情報を教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） お答えいたします。

空き家等情報バンク活用促進事業につきましては、今年度に始めた事業でありまして、現在、制度の周知を図っているところでございます。5月の初旬に宅地建物取引業協同組合都城支部を訪問し、役員の方々へ事業説明を行ったほか、5月中旬には総会の参加者約100名へ制度説明のチラシを配布したところでございます。

空き家等情報バンクの登録につきましては、物件が1件ございましたが、3月に売買が成立して、現在はゼロ件ということになっております。

今年度から活用促進事業補助金の創設しましたので、まずは広報紙や町の広報紙サイトなどで制度の周知を図りながら登録件数を増やしていきたいという取り組みをやっているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 実は、知り合いの息子さんが福岡から地元三股に帰ってくるということで、4月には小学校1年生に入学するとそういう話がありました。確かことしの2月の末にこの話があったんですが、そこで三股町空き家等情報バンク利用申込書というのをいただいて、それにちゃんと記入すると記入しました。そして出したんです。条件の一つは三股小学校区内に家を借りたい、買いたいという役場のほうに尋ねましたところ、その当時で確か2件あったんですが、紹介したんですが、結局、不動産を通して西小学校区内に決めたようです。

不動産業と行政と空き家、これの協働といいますか、行政の役割というのがはっきりしていないのかなと思ったんですけども、いろいろ図示されたのが何回か見たんですけども、もう一回わかりやすく、これの空き家等情報バンク活用利用事業のこれの狙いというか、これをお聞きしたいんですけども、要するに、不動産屋と競争するもんじゃなくて、移住定住の促進が狙いです、確かそうですね。ですからそれで行きますと、要するに都会から帰る三股に戻ってくる人、それからまた新たに三股に住みたいとかいう人たちへの移住定住のPRが、やっぱり一番肝心なところにあるんじゃないかと思うんですけども、そういう意味で行きますと何かそういうPRなんかされていますか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） お答えいたします。

まず、制度のPRということでは、移住定住促進センターこちらのほうにそういうチラシ置いているんですが、まず空き家自体がなかなか使える空き家というのが情報が入ってこないということで、今年度、この情報バンクの活用推進事業という取り組んだんですが、この内容若干説明させて、よろしいでしょうか。

空き家の中には、やはりそのまま貸し出せるという物件はなかなかなくて、どうしても荷物があつたりとか、あるいは水回り関係が修繕が必要というのが結構あるという情報を聞きましたので、今年度よりこの補助事業を使って、台所、風呂、トイレ等その改修費用、あるいは不要物の撤去費用、これを対象経費の2分の1以内で上限40万円ですが助成するというところで、そういう空き家の解消につながるじゃないかなというふうには考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 資料の4ページにちょっとつけたんですが、これも以前ここで紹介した内容なんですけども、6分の4です。

移住交流情報ガーデン、東京駅から歩いて4分というところが紹介で写真入れたんですけども、非常にとても効果のありそうなところで、その概要のところにありますとおり、「地方への移住交流についての一般的な相談・お問い合わせに相談員が対応します。また、仕事情報や就農の支援情報などは専門の相談員が対応します。」そしてまた下のほうには「各自治体が製作した移住交流に関するパンフレットを取りそろえてあります。ご自由にござらんいただけます。お持ち帰りいただくこともできます。自治体の指導する移住相談会や移住に関する情報を提供するセミナー、地域のPRイベントも随時実施しています。」そこにずうっと各県ごとに各町ごとにいろんなパンフレットがそこに置いてあります。非常に行きやすいとこで、ひっきりなしに人が寄っていましたけども、そして下のほうには地下のほうに行きますと、そこで、ここに書いてありますいろんな自治体の指導するイベントといいますか、そういうのが人を集めて紹介できるようなそういう会場も何か所かあります。確か和室もありました。非常にそういうのがあるんですが、こういうところには三股町としては何かそういう資料は提出してあるんですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 作成しました移住パンフレット、こちらを送っているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） せっかくですから、この前テレビに出ましたスズキ、タカギペアの「ドキドキドキドキ」ってのがありましたよね。「ドキドキみまた」あれは非常に好評ですので、ああいう動画が置いてあると本当にみんな「どこやここは」と引きつける非常にいい材料じゃないかと思います。ぜひ、この前報道されたそのまんまでもいいんですけども、そういうのを提供してはいかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 今年度も移住交流情報センターのほうに行くんですが、東京のほう、また人形町、このあたりで移住の、三股町独自のPRをイベントを開催しようということで予算のほうつけております。

ただ、そういう何か持っていく材料、これ今いろいろ見つけておまして、やはり住む場所とか仕事とかそういう情報が必要だと思いますので、そういうところを固めてから、また行きたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ぜひ、成果のある企画をしていただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） それでは、これより13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時03分休憩

-----  
午後1時30分再開

○議長（池邊 美紀君） それでは、これより休憩前に引き続き本会議を再開いたします。福田君。

○議員（3番 福田 新一君） それでは、引き続き通告2番目の地域定住と児童教育の望ましい関係とは、というところに入っていきます。

資料の5ページ、6分の5につけましたけども、新園舎落成式の資料です。

先日、長田小学校区内に建設されました、ひまわり保育園長田分館の落成式に参席しました。子供たちが自然のあるべき姿ですくすく生活しております。大人の自縄自縛のルールを子供たちの自然な動き活動で軽く修正してくれるような状態です。スクールバス運行を取り入れ大変効果ありますと校長先生喜んでおられました。そして小学校内に保育園があるというのも大きなメリットがありますが、デメリットもあると思います。デメリットとしてどのようなものがネックとなっていますか、冷たくない齊藤福祉課長、いかがでしょう。（笑声）

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） デメリットについてですが、4月、5月と今、2カ月たったところですが、長田分園の保育士等に聞き取りをしましたところ、例えば学校のチャイムの音が昼寝に影響しないかと、あとは学校行事が子供たちの保育、昼寝等に影響しないかと確認しましたところ、最初はそのような心配を懸念されておりましたが、実際のところそういう心配は今のところないということでした。

また、4月、5月2カ月間しか過ぎておりませんので、今後の学校行事がどう影響するかは、今後また随時確認していきたいと思っております。

今のところは、まあ、メリットはたくさん聞いておりますが、デメリットについては今のところ確認は特にありませんでした。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 教育長、どうですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 保育園と小学校との一貫教育のネックとは何かという質問にお答えしたいと思います。

ご承知のとおり、保育園は厚生労働省、小学校は文部科学省の管轄下にあります。そしてそれ

ぞれ児童福祉法及び学校教育法に基づいております。この根拠法令で保育教育内容の基準等が定めておりますが、それぞれの基準や目的が異なることが、一貫教育を行う際の障壁となっております。また一方で、同じ文部科学省管轄下にある幼稚園と小学校においては、例えば小学校1、2年生の生活科で幼児との体験活動を行うことで自分自身が自分の成長に気づいたり、思いやりの心を育んだりすることができます。

しかしながら、先ほども述べましたように、根拠法令及び目的の異なる保育園との一貫した教育は難しい状況にはございますが、本町では、平成26年度に幼保小中連携推進協議会を立ち上げまして、それまで小中学校で取り組んできました児童生徒憲章を幼稚園、保育園にも取り入れることでスムーズな小学校生活へ移行できるよう取り組んでいただいております。町内の子供たちの育ちを幼保小中連続した15年間で捉え育てまいりたいというふうに思っております。

その中でも特に、長田小学校とひまわり保育園分野は、同じ敷地内にある教育施設であり児童福祉施設でございます。ほぼ避難訓練等、公共施設では行わなければならない活動等通して幼児児童との交流、体験活動等を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 教育課長、どうですかね。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 先ほども教育長がおっしゃられましたけども、まず、小学校の敷地の中に保育園があるという特殊性、特徴を生かしたいろんな展開ができないかということもいろいろあるのではないかなと思います。当然、ほかの学校でも小学校1年生とあといろんな幼稚園とか保育園の年長さんですね、そこの交流の事業は——事業というか交流の会は——やっております。

当然、長田に関しては、同じ敷地内にあるのでそこもスムーズに行けるのではないかなと思っております。そういう意味でメリットを最大限に生かしているいろんな事業に取り組めたらなと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ありがとうございます。

今、3人の方にいろいろ意見聞いたんですけども、本当にデメリットとしては、今、教育長もちょっとおっしゃったんですけども、いろんな管轄が、まあ、役場でいうと教育課と福祉課ですか、その差があるわけですね、それはあるんですけども、ただ、子供たちの生活を見ていたら、きっと何らかのやりとりをする上での大人が決めたルールに対して健やかに育っている子供たちというのは非常に自然体に見えるんですね。ですから、メリットというのはいっぱいあるってわ

かっているんですけども、そういったメリットを生かして三股の輝かしいこの一つの過疎地の例として挙げられるんじゃないかなと思いました。

5ページの資料につけましたとおり、下のほうに、「今日は小学生がお休みです。小学校の運動場でサッカーをしました。新しい保育園はどうですか。楽しいとにこにこ笑顔で答えてくれました。」とあるんですね。

ほかにもこの前話、校長先生と聞いていましたら、実はやはり長田特有の過疎地ではありますので、小学校の校庭に猿が出てきたそうです。そしたら、小学生が保育園のみんなにも教えてあげよう、連れて行って一緒に見ようということで、連れに行ってみせたり、それとか、ここには小学生がお休みと書いてありますけども、小学校が遠足のときには、ブランコも滑り台もあいているから使っているよとか、ですから、非常に机上論じゃなくて自然の生活の中に子供たちが自然体で育っているなっていう気はつくづくしました。だから、何ていうんですかね、決まりに入れないでそれこそ何か郷中教育とはいえないまでも、何か一昔の地域仲間の集まりを再現しているかなという気がします。そして少子化が進み、子供たちの要するにいい年齢といえますか異なる年齢の交流、そういうの少なくなったり地域との結びつきが非常に低下される中で、ここ長田小は本当に青少年育成の先駆けを目指しています。

先ほど、教育長もおっしゃったとおり、幼保小中で15年間ですか、これを目指してやっていくというのは、本当に三股の特色のある過疎地の活性化として、三股らしい小規模特認校システムを確立していけるんじゃないかなと思います。ぜひ、これは、それこそ先ほど申しましたスクールバスも本当に良かったとおっしゃっています。

そういった意味でやっぱりちょっと非常に輝かしい一つの三股町のテーマだなど、最初は小学校の中に保育園ができる、駐車場はどっち、けがはどっち、いろんなこうありましたけども、そういうことよりももっとすくすく育っている子供たちがそういうようなこんなんして楽しく行くんだよというようなそういうスケールで考えで行ったときに、三股町は本当にのびのびしているなどそういうふうに打ち上げられるんじゃないかなとそんな気がいたします。ぜひ、ここは大事にそういう小規模特認校システムというような意味でおっしゃった幼保小中15年間、これの育成というのをぜひモデル化してほしいなと思います。

次に、本町が羽ばたく材料は何か。非常にこれは私こういうタイトルは大好きなんですけども、さあ、三股町は何に羽ばたくか。これは実は資料に入れました。一番最後の6ページのやつです。

去年、ことしと定着しつつある——あっこれはドローンこの次です。

去年、ことしと定着しつつあるパノラマまらそんです。このパノラマまらそんで、いつも一般質問で問題にするのは、本町挙げてのこのボランティア活動、そして全員参加ともいえる大イベントともなっているんですが、それこそこれにあわせて今日冒頭で言いました協働というのを本



質を生かして、なんとか宿泊施設を考えてみませんかと何回も出します。そうすると、私もそうだと思うんですけども、じゃあ、その宿泊施設を建てたということで年間そこは運営できるのか、年に1回しかないパノラマまらそのためにそれはやっぱり無理です。

そこで、何かいい方法はないかなあと常々考えておりました、あっこれだったら町長もよしやろうとやれるんじゃないかというのを浮かびました。それは、いいですか。ボランティア活動がここまで参加して盛り上がって1年目、2年目も盛り上がりました。三股町全員で盛り上げています。そして3回目、ワン・ツー・スリー3回目は、この宿泊問題は、私は民泊制をとったらどうかと思うんです。こんだけの地区全体で盛り上がっているのに、じゃあ、うちは長田、うちは樺山、募ると必ず民泊オーケーというところが出てくると思います。私だって3名ぐらい平気で受けれるなと思っています。ですから、1年目、2年目、3年目、そして3年目にこの民泊制が定着するといよいよパノラマまらそんなというのは、三股、本当の三股が盛り上げる活性化の一つの大きなイベントにつながっていくんじゃないかなとそんな気がいたします。どうでしょう。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） お答えいたします。

今、民泊というのがあったんですが、まあ、法改正とかもありましたので、それも踏まえていろいろ検討はしていきたいと考えております。

先ほどおっしゃいましたように、本町におきましては交流人口の増加を目指しまして、昨年1月からパノラマまらそんを始めまして、ことし2回目をやったところでございます。そのほかに5月に開催したまちドラ、今月やりますモノづくりフェア、これでも県内外から多くの方々にお越しいただくというところで、その宿泊施設というのはもう課題となっております。まあ、一時的な住なのでホテル等は難しいと考えておりますが、スポーツキャンプこちらにも非常に誘致を図っております、定額で宿泊できる簡易施設、この必要性も感じているところではございます。

先ほどの3月議会で堀内議員のほうから同様の質問がございましたので、そのときの繰り返しになりますけども、イベント用またはスポーツ合宿用施設の整備については、まあ、町としては財源維持管理の問題、立地場所、利用頻度、1年を通しての利用のあり方、町の経済効果につながるシステムづくりなど検討すべき問題が多岐にわたることから、慎重に考えているところでございます。

また、今年の28年度、公共施設等総合管理計画策定いたしましたけども、29年の個別計画こちらを検討に入るということで、このようなことから遊休施設、そして既存施設等の活用また古民家こちらの活用等も視野に入れて検討することも重要だろうというふうに考えています。

また、五本松跡地問題、その計画とも少なからず関連があることから、スポーツ関係団体とか、専門家の意見を十分に伺う必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） なんか少し勢い倒れしてしまいましたけども、ああそれはいいなと来るかと思ったんですけども、まあ、いろんな方向で考えていかれるということですね。最後に挙げています五本松住宅跡地のそれも一つ代行していくということですね。まあ、ひとつ民泊という制度も選択肢の一つには入れておいてほしいなと思います。

続きまして、さっきちょっと勇み足しましたけども、ドローンです。

ドローン導入というのについて、そこに一般質問の中に挙げたんですけども、ドローン導入で新分野設立、業務改革について伺いたいんですが、まず先に、ドローン導入についてどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） お答えいたします。

ドローンにつきましては、こちらにも書いてあるんですが、災害現場、観光地、橋梁調査などの撮影のほか、物流、そして農薬散布など各方面で、その利用の実験が行われているところでございます。

昨年の3月、ドローンを多く保有する町民の方がいらっしゃいますので、（「はいっ」と呼ぶ者あり）ドローンをたくさん持っていらっしゃる町民の方がいらっしゃるんですが、そちらの方に訪問してお話を伺ったり、あとは広い場所に持って行ってその実用性というのも実際に実験をしてもらって見せていただいたところで、その実用性を認識しているところでございます。その方は都城市から要請を受けて、ドローンによる撮影等をされておりまして、本町におきましても必要に応じて撮影を依頼したいというふうに考えているところでございます。

一方、個人所有もふえてきておりまして、上米公園、矢ヶ淵公園、椎八重公園など観光地での撮影許可、特にお祭りシーズン、許可というのを求める相談があるんですが、観光客の安全を確保する見地から、公園での撮影は現在許可していないという状況でございます。ドローンは便利な反面、事故や苦情等も想定されることから先進地の取り組みを参考にしながら、まずはルールづくりをしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、ドローンを導入して業務改革に生かせないかというご提案でございますが、本町の場合には民間への業務委託しているのが、大分も委託先の業者での活用は今後ふえていくと思われませんが、町職員の業務の中でどのように生かされるかについては、密なる部分がありますので、今からちょっと勉強させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 通告にドローンというのを出した途端に、まあ、そうしたからかもしれませんけども、えらいテレビ等でドローンがよく出てくるんですね。一昨日でしたかNHKで、それこそ森林の上をずうっと飛ばして、それで観察して、日の当たる状況を見てどの部分を伐採しようとか、そういう計画に利用されているんですね。

それとか、それこそ私、今、都城っておっしゃったんですけど、実はそのドローンの資料に出ていますその方は町内の在住の方で、非常にドローンに精通された方でした。テレビにもよく登場される有名な方なんですが、まあ、以前からドローン活用に非常に興味持っていましたから、話を聞いて、その後操縦までさせてもらいました。ドローン进行操作したとか操縦したことのある人いらっしゃいます。いらっしゃいません。本当ですか。私いじってみたんですけども、ここまで発達しているのかなというぐらい、それこそ両手の親指でこう動かすだけです。それで上、下、速度、どうでもできますし、それに重さが大体、例えば自分の2メートルぐらい近くのところで1.5メートルでずうっと飛ばしておいて停止させておいても、何かちょっとしたアブが飛んでいるかなというぐらいの音です。「ブーン」とするぐらいの音です。後から知ったんですけど、ドローンというのは蜂という意味らしいですね。それで本当、百聞は一見にしかずで、自分でも操作をしたのでここまで来たかというぐらい本当に便利な物だなと、絶対今後これはいろんな今そこに活用例とか書きましたけども、いろんな意味で今後は使われていくなという気がしました。ちなみにそこに仕様を書いていますけども、時速80キロですから、あっという間にさあっと飛ばすことができます。手はたったこんだけの操作です。

そして今ちょっと事故が多いと言われたんですけども、さすがにそこまでの時速80キロとか便利なものになると、危険というのはやはり出てくるものですから、それに対してのいろんな事故防止の対策がとられています。例えば、帰ってこれないところまで飛んでいったら場合どうするのかと質問しましたら、帰ってこれないところまで行く前にもうそっから行かないで帰ってくるみたいです。要するに元の位置に帰ってくる燃料は必ず保持しておく、そういうのもあるみたいです。非常にいろんな意味で、それこそもうスマホの感覚ですね。そういう感覚で非常にここまで便利になったんだなという気がしました。

済みません。ここにちょっと新聞記事を持ってきたんですけども、これは南日本新聞なんですけども、実は5月の27日に鹿児島県の曾於市財部北中、ここ廃校になっているところなんですけども、ここを講習会としてドローンパイロット育成校というのが開かれたと、そして自治体関係も多く参加されています。これちょっと写真後ありますけども、これに写ってらっしゃる人が6名いらっしゃるとは、このメンバーはみんな宮崎県庁の人らしいです。それくらい自治体のほうも非常に多く参加されていまして、もちろん都城市役所からも参加しているということでした。三股町は案内なかったですかね、この講習会の開校というのは。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 企画課のほうには届いておりません。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 各自治体で非常に積極的にドローン活用が始まっています。それこそどうでしょうか、地方創生と関係してドローン特区とかそういうふうなつながりも考えられると思います。そうするとやっぱり三股町のネックであります誘致というのもつながってくると思います。

例えば、ドローンの今モーターというのがこう羽を回すモーターがあるんですけど、あれは都城のツカサ電光というところで作られています。非常に技術がいいんです。ですからドローンのモーターは、羽を回すプロペラを回すモーターは、都城のツカサ電光というところでやっているということでした。

ですから、そういう意味では特に森林の多いこの本町、大栄環境ホールディングスの問題いろんなありますけども、そういった意味ではぜひ今、企画商工課の鍋倉課長からは今の現在はやっぱり委託という方向だとおっしゃったんですけど、委託となるとどうしても自分とこでの能力の蓄えとか継続的なものとか、そういうのがどうしても二の次になりますので、ぜひ、これは今からやはり勉強しないといけないかもわかりませんが、ぜひ三股町、それこそ「自立と協働で創る元気なまち みまた」ですから、都城より先に三股町ドローン特区というのを出してやれば、これ、本当にまた名実ともに華々しい三股町になるんじゃないかなと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ドローンについてですけれども、この本町の中でも先ほど課長が回答いたしましたように、個人的にそういったのをされて済まされる方もいらっしゃいますし、また事業として無人ヘリと同様にドローンを扱っている誘致企業ではございませんけれども、蓼池のほうに会社がございます。そこのところも頼めばすぐにもうオペレーターとしての熟練者というのがございますので、そういう対応ができる会社がございます。

そういう意味合いでは、町で対応すべきなのか、あるいは委託業者使うのか、そのあたりは十分検討させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） わかりました。技術者の優勢を並行して進める。とりあえずは委託という格好でありながらも、そういった非常に近くでそういう開校もされていますし、技術者の要請も進めるというお考えで、また進めていただければいいと思います。

やはり、協働とは、ある目標に向かって確実により早く到達する手段です。協働というのは、

はっきり分け合おうとする精神よりも重なり合おうとするのほうが大事だと思います。このような委託という形は、いろんな意味ではちょっと考えさせるとこだなと私は思います。ドローン導入は時代の先端に行く本町発展的要素間違いなく含んでいると確信しております。どうぞ前向きによろしくお願ひしたいと思ひます。

それこそ、もし役場のほうで1回じゃあ説明でもしてもらおうとかかいう話になりましたら、即説明に上がるという確約までとっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問ですけれども、五本松団地跡地利用の進捗状況についてお聞きします。

前回29年度3月議会において同様の質問を行いました。そのときの回答が、取り組み状況として去年11月に団地跡地利活用の素案作成のため各課職員の代表で組織する五本松団地跡地利用作業部会を立ち上げ協議を行っているところです。と回答いただいております。その後の経過報告をお願ひします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） お答えいたします。

五本松団地跡地の利活用につきましては、町としましては位置的にも面積的にも中心市街地の活性化を図る上でも大変重要な場所と認識しているんですが、まだ70戸を超える多くの方々が入居されていることから、現在入居されている方々の今後の生活、こちらを最優先に考えながらまずは庁舎内で職員による検討を進め、その後住民代表や有識者からなる検討委員会を設置して検討していくとお答えしたとございます。

その後の経過ですが、昨年11月に副町長と前課長からなる五本松団地跡地利用検討委員会と補佐以下の職員で構成する作業部会を立ち上げたところです。28年度は11月と12月に作業部会開催するとともに、ことし3月には宮崎市佐土原町へ視察研修を実施したとございます。

作業部会では、多くの自由な意見が出たところですが、その内容についてまだ公表できる段階ではございません。ただ、意見の中には、外部のアドバイザーがほしいとのご意見がございましたので、今年度は、南九州大学や都城高専、宮崎銀行などの協力をいただきながら検討を進めていきたいというふうに考えております。6月の1日には、宮崎銀行に新しく地方創生部ができましたので、そちらの方々と意見交換を行ったとございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） やはり、本町で一番話題になっているところでもありますし、本町のシンボルというものがやっぱり建設されると思ひます。その中でちょっと気になるのが、今、日にちだけ過ぎていって物がなかなかこう形づくられていかないというところにちょっと気になるんですけど、例えばうまく進まない理由の一つに、今住んでらっしゃる人たちが退去しない限

りは、ずるずるべったり行くということも可能なんですか。ありうるんですかね、そういうことは。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） まず、今年度A棟のほうに着工しましたので、そちらに35戸です、今年度。来年度35戸なんですが、まずはその移転の話とかそういうのが具体的な話が進んでいきますので、そういうお話を伺う中で、こちらまずは内部的に進めていくと、そしてそういう具体的な意見計画等が進んだら、また外部の方も入れてということになると思います。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ちょっと抽象的な言葉でわかりにくいんですけども、やっぱり計画した以上は、住んでらっしゃる人も本町の住民ですし、その人たちも言うこと全然聞かないというわけじゃないんですけども、大きな計画を進めるときにはやっぱりある程度はどう判断すべきかというのは、本人たちも「あ、そうだな」と納得させるような、ちょっとエネルギーも必要じゃないかと思いますので、ぜひそこには優しくそして厳しく当たってほしいなと思います。計画を重視してほしいと思います。

私の以上、質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） 発言順位3番、重久君。

〔9番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（9番 重久 邦仁君） アベノミクスが本年度も消費税を見送り、次年度まではまだ上げないというような方向の中で、三股町におきましては、まあ、新しい住宅建設やら着工があり、景気浮揚が行われているなど感じているものであります。

そこで、今回、通告いたしております私の質問等は、新公会計制度における町取り組みはどうなっているかということでありまして、平成29年度までに全ての地方自治体は複式簿記で財務書類を作成しなければならないというふうに総務省からあり、当町の取り組みを伺うということでありまして。

ここに、報道資料の総務省からのものがあります。ここには、統一的な基準による財務書類の整備、予定と調査ということで、平成29年3月31日時点で、都道府県におきまして合計47都道府県、市区町村においては1,741市町村が回答を得たということでありまして。

以上をもちまして、壇上からの質問といたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 新公会計制度についての本町での取り組み、進捗状況についてのご質

問ですので、税務財政課長のほうから詳細に回答させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 複式簿記での財務処理の作成につきましては、行政改革推進法に基づき、平成18年8月31日付、総務省事務次官通知が示され、その中で発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準型とし、地方公共団体及び関連団体等も含む連結ベースで公会計の整備の推進に取り組み、市町村においては5年後までに情報開示に取り組むこととされたところであります。

これを受けまして、例年、全職員を対象とした新公会計制度に関する研修会の実施により周知を図り、平成23年度から総務省改定モデルにより、平成22年度決算に係る財務処理4表の作成及びホームページ上での公表を順次行ってきたところであります。

しかし、これらの財務処理では賞与引当金など発生主義に基づく各種引当金という考え方が一部導入されているものの、固定資産台帳の整備が必ずしも前提となっていないことから、ほとんどが決算書または決算統計データをもとに作成しています。また、財務書類の作成方法が国の標準様式としている基準モデルや総務省改定によるなどが混在し、全国で統一されていませんでした。

このようなことから、平成26年5月23日付、総務大臣通知により、1、発生主義複式簿記の導入。2、固定資産台帳の整備。3、比較可能性の確保を前提とする全国統一基準での財務書類の作成。すなわち統一的な基準による財務書類の作成を平成29年度末までに作成するよう要請されたところです。

これに基づきまして、本町におきましても地方公会計制度に関して、全職員を対象とする研修会を昨年8月、9月、11月に、また実務者に対する研修会につきましても本年2月に開催し、それと固定資産台帳の基礎データを整備したところです。

今年度も昨年度に引き続き、全職員を対象とした研修会を実施し、また固定資産台帳の基礎データをもとにした固定資産台帳システムの導入により、平成28年度決算による統一的な基準による財務書類を今年度末までに作成し公表することとしております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） わかりました。この中でポイントということで、今説明の中にもありました固定資産台帳の整備という点について、再度どのような方法でとられているか質問いたします。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 固定資産台帳の整備につきましては、平成27年、28年の事業の中で、公共施設等総合管理計画委託事業の中におきまして、固定資産台帳のデータということで、それぞれ整備をしてきたところであります。ことしの29年3月末をもってそのデータができましたので、それをもとにしまして、今年度導入することとしております固定資産台帳システムのほうに落とし込みまして、これらの表をつくることとしております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今、宮崎県におけるそういう総務省通達の制度の整備、これで調べますと宮崎県では都城市と高原町、高鍋町、この3カ所が挙がって台帳整備も終わっているというような捉え方をしているのか、多分、課長が言われました自治体の大きな割合を占める固定資産台帳の扱い、これ、取得年月日それから取得の価格それから耐用年数それと減価償却の額などを基本とした綿密な数字が必要かなと思うんですけども、既にこの宮崎県の都城市と高原町、高鍋町から整備は進んでいるということを出してあるのか、それに取っかかっているということで名前が挙がっているのか質問したいんですが、いかがですか。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 先ほど答弁した中で、平成26年の総務大臣通知によりまして、統一的な基準による財務書類の作成を平成29年度末までにつくるということで依頼されているわけです。本町におきましては、今年度末までにつくるということで、先ほどおっしゃられました都城市ほか2町につきましては、ことしの3月の調査におきまして既に終わっているのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ここには、固定資産台帳における整備済みの市町村の名前と、まだそれによる整備中、それから未整備というところも1カ所ありまして、熊本県のほうですかね、1カ所、平成30年度以降に作成しますよというようなことで回答があったってなっていますが。

現在、地域的に言いますと、勝岡土地改良区内の昭和50年代から60年代の全体の受益面積数は100町分あったんですが、現在に至ってはもう70町分で、いろんな工場の進出等やいろいろとしたときに、まあ、固定資産税の田んぼ、畑に係る税収ですかね、それからするとうちへんたいなんかは価格で1,500円から2,000円ぐらいの価格なんですけども、そこに工場進出等が来ると相当な固定資産税収につながるかなという意味合いも含めまして、当町が、先ほど課長が答えられた中において、いろいろと学校やら公共施設、今後当町が単独で行っていく以上、やっぱりそれなりの税収がなければ町がやっていけないというときに、公共施設等の整備と



ということと、地方自治体におけるこの公会計制度の移行の中で、固定資産台帳の整備というのが大事なお仕事ではないかなとまた思っております。今後ともしっかりとその点について把握されていかれるよう望みまして、次の質問に移らせていただきます。

ちょっと待ってください。

2番目の質問事項の農業用水、排水路整備について伺うということを出しております。これ、山手幹線水路の蛍の発生地として、環境保護事業の取り組んでいる経過はいかがかということまで質問いたしております。都城市のほうの水路自体にちょっと目を見張るものがありまして、水路自体のその擁壁といいますか、二次製品が花壇づくりのようなこう受け型の形をしておりまして、そこに植栽の草が生えるような——まあ、なんて言うんですか、土をある程度半分ぐらいU字型側溝みたいなのに入れまして、そこに花が自生するような植物が自生するような、そこに蛍のとまりっというんですかそういうような自然な発生を促すようなつくり方を整備事業の中にしているんですけども——そういうのを見ますと、都市化の中でもそういうのを目指してきれいな水が出るところには、やっぱりそういう目を向けて事業整備にしているんだなと思えましたので、ぜひその辺一帯を含めて、課長が何度も現地を見ておられるかなと思っておりますので、答弁をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） ただいまの重久議員の質問に対してご回答いたしたいと思えます。

山手幹線水路におけます蛍の発生地としての整備できないかという質問につきましては、3月の定例議会でもあわせて質問いただいたところでございますけれども、そのときもお話させていただきましたけれども、事業としましては、多面的機能支払交付金事業です。こちらのほうの資源向上支払交付金ということで、その中でもビオトープ整備事業、これが活用できるということでお答えしたところでございます。

実際、現地のほうも確認させていただいて、整備をすればできる環境じゃないのかなというふうに思っております。ぜひ、その蛍の発生地として整備するためのいろんな知識、技術そういったものがなかなか事業主体となる勝岡幹線水路会、こちらのほうではなかなか自主的にはできないと思っておりますので、まあ、そういった整備ができるよう、我々農業振興のほうとできる限り助言指導とかしていきたいと思えます。

また、整備に当たっては、来年度に向けてこの予算要求というのがまた必要になっていきますので、その辺の整備計画等も十分、水路会の方々と話をさせていただきながら進めていきたいなと思えます。

また、それと花の整備した後のやはりそこら辺の保全管理、こちらのほうがやはり水路会のほ

うでも十分必要になってくるかと思しますので、その辺の計画等も含めていろいろ助言指導をさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 現在、この山手幹線という名で、山の downhill ほう流れるちゅうから山手幹線という地名が名称になったのか、まあ、定かではないところの名称なんですけど、非常に都城でも接した接点からいいますと、現在、大淀さんが産業の廃棄物関係のコンクリート殻とかそういうのを敷地がありまして、その隣が真栄産業があります。その間を縫って都城生コンクリートの敷地があるところの下をこの山手幹線水路は通っておりまして、考え方ちゅうのは農業用水というのが排水で来ているんですが、うまくそこを、今ふたをかぶせてその面積を広げて、その捉え方によってはもう都市型の地域開発——蛍が今出ますけれども——その全体を含めると、工場地帯をして、今、前目のほうにちょっと入るともう住宅用地として大家さんが宅地を分譲住宅を9区画ですかね、されているぐらい、まあ非常に混合したところに、農家、それから工業地帯、住宅地と、いろんな捉え方が今後、そこのとこ一帯を含めた開発として、まあ農業サイドだけでも問題ということではありますが、しかし、全体的な捉え方として、排水は大雨が降るともう大雨は全体的に冠水するんですが、都城さんの江川ブロックさんがちょうど角地にあるんですけど、あそこのほうに入りまして、よくある話ですが、この地帯に会社をつくっても床浸水するごたあればこれはつくったらぼっじゃなというような話も聞こえてきます。だからやっぱり、三股町がエリア分けしたときに農業地域、工業地域、大きくいろんな捉え方もあるでしょうけど、まあ、あそこ辺帯今、この排水の事業で取り組んでくださいという私の心の意見でありますけど、全体として町長に意見として、町長、あの辺帯を捉えたとき、将来図も含めて町長は、うちのほうは家畜市場がありまして、あそこを通る車が家畜市場、市場になって前目の前のほうずっと通って、市場がある関係のときにはその期間中はずっと車が大きく往来するわけですが、町長はあの辺帯をこう捉えまして、農業振興を中心とした道路なり、その地域づくりなり、町長はあの辺帯については、どういう所見なのかお伺いしたいんですが。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ご案内のとおり、まあ、住宅地とそれとまた工場等が混入している状況でございます。しかし、町のほうでは、前目の家畜市場周辺を含めたところを工場適地というような形で、そしてまた工業専用地域と指定をしておりますので、そちらのほうの排水整備という形で現在取り組んでいるところでございます。

ちょうど前目よりのほうは、大型の1メートルの地下にボックスを入れて都城に流すようにしていますし今、そして家畜市場のところは今、側溝自体が小さいもんですから、それを拡幅する

ということで都城のほうから今現在269のほうにずうっとやってきているところでございます。そういう意味合いで、できるだけあそこの工事をまた住宅地として活用されている部分の排水関係は整備したいなということで取り組んでいます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 前目のほうの、町長、事業として雨水排水対策事業で毎年二、三千万ずつ投資していただいております関係がありまして、大きく展開するには、排水をどう大淀川のほうに持っていかかを、これは大きなプロジェクト事業にならへんかなと思うんですけど、ぜひそこはまた大きな捉え方をしてほしいと思います。

続きまして、3番目の質問事項の地区要望について質問いたします。

自治会の要望件数と進捗状況ということに質問を出しておりますが、今現在じゃ何年前ですかね、桑畑町政になったときも地区要望書自体は、できないから四、五十%位しか上がらなかったから、これも一応中断して一つずつやり残したやつをこなしていくというようなことになったように聞いておりますが、現在の進捗について答弁を求めます。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 地区要望についてということで、自治会の要望件数及び進捗状況経過についてのご質問ですが、都市整備課におきまして、自治公民館支部長及び地区座談会等よりの要望件数が平成28年度に24件ほどありました。全て現地確認をいたしまして、進捗状況経過は13カ所において対策対応をしている状況であります。また、住民の方よりの窓口、電話等で要望・苦情等も多く寄せられており、これらにおいても現地確認等を全ていたしているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） そこで、今、議員の我々には——私にということでいいです——前の人なんですけど、館長さんがまあ長年——単年度単年度かわるせいか、今何を要望しちゃったなって聞いて、継続的な事柄がないもんですから、いや、みんな単年度単年度、前の館長さんはA地点を頼んだ、次の館長さんB地点を頼んだ、で、終わっているという現状ということがあるんですが、またその次に議員をつながないでという今自治会のあれになっているんですね。まあ、行政のほうと地区公民館長と座談会という形式とっていますので、そこ辺りで質問ですけれども、今私が説明したような方向で今、地区要望、住民の声というのはつないで、各課長が受けているということでいいですかね。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 都市整備課においては、地区からの要望ということもあります。

住民からも来る場合は、なるだけ支部長さんとか公民館長さんにご相談されて要望という形で挙げてもらえないでしょうかというお話をさせていただいているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それを要望が挙がってきて、そしてそれがまあ、ここに書いてきている取り組みの、地区住民の人たちが、まあ、いろんな苦情関係やいろいろあるんですが、これを中にもうちょっとこう地域座談会のときも声が出るんでしょうけど、まあネットの中にこういう声がありましたというのはあるんですけど、前からすると議員にはもうほとんどその声——まあ、私が聞かないから行かないのかもしれないけど——大きな結構こことここ今、議会でも質問したっちなちゅうてもその言ったがしていないというような状況も、状況ちゅうか私が感じるんですけど、町長、その辺帯、地域の声を聞く、また町政の繁栄にもそういう声が届いて、またそれを実現化、具現化していくというのが、また三股町の小回りがきいて地域の声も反映されるということになって、みんなが住んで良かったとかいう声につながるかなと思いますけども、その点の地域の声とかそういうので、いや、まだ声が届いていないなとか、そういうの私はつなぎ方に地域調整がまちづくりの中に自治会を中心としたということで、町長が打ち出しておられますけども、達成率といいますか、それも地域の声が十分つながっているかどうかについて答弁を求めますけど、いかがお考えでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど、都市整備課長が回答いたしましたように、毎年各自治公民館を通じながら、あるいはまた、議員さんを通じながらの声も受けております。そしてまた、地区座談会等でもいろいろと箇所づけの要望等もございます。そしてこれまで町民の方から自治公民館を通じて、昔のあれなんかも全て把握しておりますので、大体こういうとこしなくちゃならん、ただし予算の関係上、大体各地区公平に1カ所ずつとか、あるいは2カ所ずつとか、ふたかけるとかそういうものございますので、そういうのを公平に分配しながら取り扱っているところでございます。

ですから、要望に全て応えられるということは、まずできません。限られた予算の中で公平にそして順番でそして通学路とかいろいろとこう緊急性の高いものからとようなところの順位をつけながらやっているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） わかりました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（池邊 美紀君） これより、2時35分まで休憩をとりたいと思います。

午後2時25分休憩

-----  
午後 2 時35分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位 4 番、池田さん。

〔10 番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10 番 池田 克子君） 通告いたしました、（1）生活困窮者対策についてと、（2）就学援助について、それぞれお尋ねいたします。

まず、（1）の生活困窮者対策についてであります。

平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法の定義によりますと、生活困窮者とは、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者としています。近年の厚労省のまとめによりますと、日本の相対的貧困率は約 16% で、約 832 万世帯が貧困状態にあると言っております。中でも、ひとり親世帯の貧困率は 50% を超えています。また、現役世代の単身女性も 3 人に 1 人は相対的貧困であると言われております。貧困に陥っている人たちが直面しているのは、低所得、失業、心身の障害、家族の介護等々で複数の問題が絡み合っております。このような状況でもなかなか生活保護の対象にもならず、悩み苦しんでおられる方は当町でも多数おられると思っております。

そこでお尋ねいたします。当町の生活困窮者の実態について、どのように把握されているのか、町長にお尋ねいたします。

あとは、質問席にて質問いたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 生活困窮者の実態についてのご質問について回答いたします。

平成 27 年 4 月に施行されました生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の支援に関する事業を行うことにより、自立の促進を図ることを目的として制定されました。

本町では、社会福祉協議会が生活困窮者の相談を受けており、自立支援貸し付け等による経済的支援を行っているところでございます。また、平成 22 年度に自殺予防対策として、福祉消費生活相談センターを開設しており、生活困窮者が抱える多様な問題の相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、関係機関と連携し早期の段階で支援を行っております。

本町の生活困窮者の実態につきましては、担当課長から回答させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 本町の生活困窮者の実態について説明いたします。

生活困窮者の実態に関する調査等は実施しておりませんが、平成29年3月末の状況で児童扶養手当を受給されている世帯が、母子で352世帯、父子で19世帯の合計371世帯になります。ひとり親家庭の医療費助成を受給されている方は、母子世帯で814名、父子世帯で54名の合計868名になります。

また、社会福祉協議会への生活困窮相談は66件、福祉消費生活相談センターへの生活困窮者の相談は8件となっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これは社協にいろいろ委託して相談を受けていただいているという実態がこれだと思います。しかし、本当のこの実態全てを把握するのは困難かだと思います。しかし、町民の現状、状況、こういうことを把握することは本当に福祉政策にとっては大変重要な課題でないかと思っております。

先ほども申しあげましたように、国が調査した貧困率が約16%になります。これを本町で見たときに、約1万世帯が本町でありまして、これを16%の貧困率だとすれば、これが1,600世帯が本町の生活困窮者になるんだというデータのなものですけれども、実際そういう現状がそうなのかなと思われるわけですが、やはり各課が当然いろんな社協ばかりじゃなくて、例えば税務課あるいは保健課、いろんな形でご相談、それぞれお受けされている部分もあるかと思うんですけれども、これは、先ほどおっしゃったのは社協のデータのなものでございますから、ただ実際的にはそういう類いの皆様方がいらっしゃるんじゃないかというのが現状だと思います。

その中で、各課の連携とか、あるいは民生員さん等もご相談される方がいらっしゃるかと思うんですが、そういう方々とのいろんな情報を共有しながら、実態把握、さっき申したように、ひょっとしたら1,600世帯プラス親御さん、子供さん含むとそれ以上の相当な人数になると思うわけですが、この実態把握に今後、さっき、把握していません、というような答弁をいただいていたので、今後その実態把握に何とか努力していただきたいと思うんですが、福祉課長にちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 実態につきましては、ちょっと把握していません、と回答したところなんですけれども、今言われたように国の通知が出ているように、三股町何%ということをお答えできないんですけれども、実態調査をしないと三股町の状況はつかめていないということになりますので、今後実態調査に関しましては検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） ぜひその部分を皆様と連携をとっていただいてしていただくのは、ありがたいと思っております。

さっき、ちょこっと申したように、次にまいりたいと思うんですが、生活困窮者の方々は、さまざまな悩みを抱えていらっしゃるわけです。ですから、それぞれの課でいろいろな方々がご相談においでになるんじゃないかと思ひまして、そのご相談の方々の具体的な取り組みと申しますか、私の課では、こういうご相談をお受けしています、というようなところをお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 相談者への具体的な取り組みについてお答えいたします。

本町では、生活困窮者自立支援事業に基づく事業を行っていないところですが、先ほど回答しましたとおり、自殺防止対策として開設した福祉・消費生活相談センターが生活困窮者の相談を受けており、自立支援を図る側面もあると考えております。また、社会福祉協議会が生活困窮相談を受けており、障害者等基幹相談支援センター、地域包括支援センターにおきましても相談事業や自宅への訪問等で生活の状況を把握し、関係機関と連携する中で自立に向けた支援を行っているところでございます。その中で、関係機関等と協議する必要があるときには、ケース会議ということで状況に応じて随時ケース検討会もして対応等を協議しながら支援をしているところでございます。

以上です。

○議員（１０番 池田 克子君） ほかの課からは、いらっしゃいません、ごめん。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） 先ほど申したように、税務財政課なんかも結構、どういうことでしょうか、なかなか滞納の方はいらっしゃる状況があると思うんですが、そういう方々への相談というのはお受けされていませんか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 生活困窮者に対する対応ということですが、税務財政課の立場としましては、町税等の減免、これにつきましては生活保護受給者の方については減免ということと、身体障害者手帳をお持ちの方、これにつきましては軽自動車税の減免、こういう形で今取り組んでおるところであります。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） ほかほか、さっきから申していますのに、各課がいらっしゃるんじゃないかと思ったら、町民保健のところもあるんじゃないですか。保険税の滞納とか、ありません。（発言する者あり）ごめん、聞こえない。税務課で全部対応されているということによ

ろしいですか。（発言する者あり）環境水道とかもいらっしゃるでしょう。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 環境水道課では、上水道料金、下水道料金について徴収しております。大体1期ごとに100人ほどの給水停止の資料をお送りしておりますが、実際に給水停止に至るケースは10件程度になっております。

ただ、この10件についても、ご相談いただいた場合は、納期限を延ばすなどの対応はさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 先ほどの保険税につきましては、賦課徴収につきましては税務財政課扱いになりますけども、その中でもやはり、先ほどおっしゃいました生活困窮者等につきましては、特別収納対策係で個別的に相談をお受けしまして、それなりの生活状況に応じまして分納とかそういう形で対応させていただいているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 教育課とか、ないですか。何か、いちいち言わないと言ってくれないんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 教育課のほうは、主に就学援助になります。そちらのほうは、その都度いろんな申請が上がってきまして、まずは検討というか、その審査会を開きまして、就学援助の円滑な実施に努めているところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） さっきちょっと福祉課長が福祉・消費生活相談センターのことをちょこっとだけおっしゃったんですけども、こっちのほうは結構いろんな方のご相談があると思うんですけど、その分のいろんな状況とかは福祉課長としてはお受けになっていると思うんですけど、報告とか受けてないんですか、その辺をちょっとお尋ねしたいです。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 福祉・消費生活センターへの相談に関しましては、どういう相談があったかの報告は受けております。また、福祉と消費ということで、先ほど議員さんのほうからも説明がありましたように、1つだけの問題ではなく、家庭の状況に応じまして健康面の問題、経済的な問題、家族の問題、多くの問題が関係しておりますので、必要に応じて福祉課のほうにも協議の相談がありますので、随時協議を行ったり、もしくはまた関係機関等に入ってもらって



協議しながら支援されていっているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） もう本当、いろんなそれぞれの担当課の方々においては、本当にそれなりの守秘義務とかいろいろありまして、別に公表するというか、そういうこともできませんし、それなりのご苦労があることは私も重々承知いたしております。

しかし、この相談者の方々は、今の困窮状態から変わりたいというふうに当然思われて当たり前でございまして、全ての方は本当に今の状態から抜け出したいと希望されている方が大半じゃないかと思います。それを皆さん方は、そのご相談の内容とかは対応してくださってはおります。しかし、この相談者の方々が本当に自立できるか、そこまで受けてご相談に応じてあげているかなあと言うたときには、やはり今回のこの自立支援法です、これにかかわってくるわけですが、こういう相談者の方々のためにも、この自立支援に向けた取り組みが必要じゃないかと思うわけですが、この自立支援に向けて町長はどのように思っているのかをお尋ねしたいと思っています。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど、この生活困窮者の実態について16%ということでありました。これは、平成25年の国民生活基礎調査から推定した数字でありますけれども、本町の場合の実態もはっきりしないわけなんですけれども、先ほどありましたように児童扶養手当とか、ひとり親家庭医療費助成、そういうところから推定してこの数字じゃないかなというふうに思いますが、ただ、大変大きな数字でございます。そういう人たちをどのような形で自立支援に向けていくかというのは大変大きな課題かな、テーマかなというふうに思います。

とりあえずは今現在、相談事業をやっていますので、そういうところで、そして先ほどありましたように個別事情はそれぞれございますので、一概に回答といいますか、一緒くたにはできないわけなんですけれども、それぞれの実情に応じて、個別に対応していく、そういう取り組みができるような体制づくりといいますか、それが必要なというふうに思っています。

そういう意味では、まだまだそれに十分な対応ができていないような状況でありますけれども、それに近づくような努力はさせていただきたいと思っています。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） この自立支援法は、当然条件がありまして、全国の全ての自治体とは当然なっちはおりません。福祉事務所、市かあるいは福祉事務所があるところの自治体という、そういう部分はあるということは私は承知いたしておりますけれども、やはりこの、じゃあその福祉事務所がない自治体の皆さんはどうでもいいのかと言ったらそうじゃないわけですか

ら、全ての日本国民が平等にそういう法的なものでちゃんと保護ができるようなものを体制づくりとしては、行政としては当然のことでございますので、私も今回取り上げさせていただいたわけです。

その支援法の中に、これは任意ということではありますけれども、家計相談支援事業とか学習支援事業というのがあります。この質問はちょっと必要ない質問かも知れませんが、ひょっとして行政として取り組んでいらっしゃるかなと思ったものですから、質問の中に取り上げさせていただきました。この質問の中で、家計支援と学習支援、これをされているかどうか。そして、もしされているならば、その取り組み状況についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 家計相談支援事業と学習支援事業の取り組みについてお答えいたします。

家計相談支援事業は、相談者がみずから家計を管理できるように相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸し付けのあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する事業となっております。現在、家計相談支援事業は実施しておりませんが、家計相談支援関係機関へのつなぎの部分は、先ほどから話しておりますが、福祉・消費生活相談センターが担っており、貸し付けのあっせんは、社会福祉協議会が担っていると思っております。

また、学習支援事業は、子供の学習支援を初め、日常生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援など子供と保護者の双方に必要な支援を行う事業となっております。

現在、生活困窮者世帯を対象とした学習支援事業は行っておりません。今後は現在行っている相談事業の周知に努め、関係機関と連携をとり、相談者の支援につなげていきたいと考えております。

また、近隣市町の状況を参考に、生活困窮者への支援を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これは当然皆さん、お持ちでございます。これですね。この中に、低所得者福祉の充実という部分がございます、この中でこう書いてあります。「平成27年の4月から生活困窮者自立支援生活支援制度が始まっており、三股町もこれらを活用した事業は県とともに、推進しています。」というふうに書いてあります。そして、基本的方向では、支援と自立の促進を図るとあります。ここでいう、県とともに推進しているということで、支援と自立の促進、これは何を指しているのでしょうか。誰か、お答えできる方はお尋ねしたいと思います。

います。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 個別なケースに関しましては、南部福祉こどもセンターの福祉事務所のところとか、あと子供の支援におきましては、児童相談所のところと協力しながら実施しておりますので、本町の場合は、個別のケースに対して子供の世帯、あとは貧困世帯、子供の世帯におきましては児童虐待に関する部分が大きいんですけれども、そういう部分に関しまして県と協力しながら支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 確かに、必死に、そういう方々のご相談を受けながら取り組んでくださるといのは十分わかっております。その中でもやはり、皆さんが本当にスムーズに窓口で相談できた、そして自分たちもこのように変わった、というようなそういう三股町であっていただきたいなと思います。

その中で、さっき言ったように家計相談と学習支援ちゅうのは、当町においては実際義務的でもないし、これも任意ということもありますから、しないといけないということもないんですけれども、しかし、これはもう今後、今決意をおっしゃってくださっているように、取り組まなければならない政策課題でもあるわけです。

そこで、これは日向市の「心から」というパンフをちょっといただいたところですけども、「心」と書いて「ここから」というふうに命名されているようですが、日向市生活相談・支援センター「心から」という資料に基づいているわけですけども、ここの相談・支援センターには、相談支援員が2名、就労支援が1名配置されていまして、そしてこれは本当に皆さんがいつでも気軽に相談できるという意味では非常に好評だそうです。

そして、ここの目的が、経済的自立だけでなく、その人が人と人のかかわりの中で生きる場所を自覚できる、これが本当の自立じゃないかというものが、この目的の中に書かれているわけです。だから、制度ができてからその制度に沿って対応しますよということじゃなくて、本当にその人が自立できるまで、心からそういう人たちをフォローしていつてあげるという、その「心」が、「ここから」と読むわけですけども、その命名されたとおりのそういう事業を展開されているなあとということで非常に私も感銘を受けているところですけども。

その中で、本町においても、家計相談支援に対して、まずはそういう支援員を2人置いてどうということではなくても、さっきいろいろ皆さん各課にお尋ねしたように、みんなそれぞれ悩みは、それぞれであったとしても、その人を自立させるためにはやはり1つの窓口でその方を全て自立できるまでフォローできるという意味でも、相談窓口を1つにしてほしいなということで私

も考えているわけですが、これについては町長はどうお考えになられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 大変、現在のいろんな課題の中でも大変重要なテーマかなというようには考えます。ただ、先ほどありましたように、国はそういう福祉事務所のあるところは義務的に予算付けもしております。本町の場合は、そういう予算付けもありません。ですから、今現体制の中でやるしかないわけです。やはり、今言われるように、きめ細かく経済支援だけじゃなく自立支援も含めてやっていくマンパワーが必要なんです。それなりのやっぱしエキスパートであって、それなりの対応ができる。そうなるためにはやはり、それなりの国の支援、また県の支援等もほしいなというふうな感じがいたします。ぜひ、そちらのほうの取り組みもよろしく願いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 確かに、裏づけというものが無いと思いがあってもできないというのは事実です。だけど、それをやりくりしながら、例えばトップの方針の中で、何をさておいてもこれをするぞというふうな思いが皆さんをその方向で協力体制にもっていけるんじゃないかというような思いもいたします。

ですから、金があったら何でもできるというもんじゃなくて、ない中を工面しながらこの方向をやっていくんだというその姿勢を、ぜひ今後もトップとしてもち続けていただいて、実現の方向でしていただければありがたいと思っております。

次は、さっき申した学習支援の事業でございますけれども、これもさっき言ったように当然、義務でもないしあれなんですけれども、やはり学習支援というのも子供の立場からしたら、非常に貧困家庭への対応というのは、本当にどういう方向で対応していったらいいかというのはぜひ教育長、課長のほうから取り組みをお聞きしたいなと思っておりますし、放課後児童クラブとか適応指導教室とか、当然それもあります。それもわかっています。

しかし、これは生活貧困家庭の子供さんたちへの学習支援でございますので、そういう取り組みとしては、教育課としてはどういう取り組みをされるのか、あるいはしようとしているのか、あるいはしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 貧困者向けを特化した形での学習支援というものは現在のところ実施はしておりません。また、学校の中でも各家庭の家庭訪問はするんですけども、今の時代は、家庭も職業もなかなか把握できない状態にあります。だから、家庭がどういう状態かというのは、見て雰囲気わかるだけで、経済状況とかはほとんどわかりません。だから、全て一様に放課後

の学習支援をしたり、昼休みも支援はしたりしておりますけども、貧困者を対象に特化して云々という学習の支援の仕方は、非常に困難が今ある状態です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 確かに、学習支援事業としてはやってらっしゃらないとは思いますが、ただこれはさっき申した日向市の取り組みですけれども、先生のOBの方とか、あるいは大学生とかいろんな方々に声をかけて、日南では、家庭訪問をしながら、その方たちをサポートしているという、お子さんの学習をサポートしますと、学習支援が毎週ご自宅を訪問してお子さんの学校の学習をサポートします、費用はかかりません、というような子供の学習支援事業として取り組みをしているようなんです。

ですから、大々的にということでもなくて、例えばですけど、さっきのOBの先生方とか大学生とかの方々に、案外声をかけると、僕でもできるんだったらお手伝いしますよ、という方が出てくるかもわからんわけですよ。ですからこれは、さっき言ったように財政的なものでできるのかと先に言われると次の言葉が出ませんけれども、やはり皆さん、それこそこのOBの先生方というの、むしろ自分の今まで培ってきたこの知識と知能と頭脳を何らかの形でちょっとまた生かせる場があれば、と案外喜んで協力してくださるかもわからんわけですよ。ですから、ぜひこの件についても、教育課としても教育長さんとしても、ぜひ検討課題の中に入れていただければありがたいと思っております。ぜひその辺はよろしく願いしときます。

次にまいります。

次も、ちょっと学校のあるいは財政的なことなんですけど、就学援助でございます。これは、平成30年度より就学援助におけるランドセルと新入学児童生徒学用品費の入学前支給が、要保護児童生徒に実施されます。しかし、準要保護生徒への対応は明記されていないわけですけども、本町では、この準要保護生徒への対応が検討されているのかどうか、町長にお尋ねいたします。教育長でしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 就学援助における新入学児童生徒学用品費の準要保護児童生徒への入学前支給についてお答えします。

本町では、町就学援助規則に基づき、生活保護法に規定する要保護者と要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた準要保護者に、国が定めた要保護児童生徒援助補助金の予算単価に準じて、就学援助費、給食費や新入学児童生徒学用品費等の援助を行っております。

ちなみに、今年度、国が新入学児童生徒学用品費の単価を、小学校は2万470円から4万600円に、中学校は2万3,550円から4万7,400円に増額改定したことに伴い、本町も支給額を増額し、保護者への迅速な支給に努めております。

なお、入学前支給につきましては、今後の近隣市町村の動向を注視しながら検討したいと考えております。

また、本町の児童生徒が経済的理由によって就学が困難になることがなきよう、就学援助の円滑な実施に努めてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に、子供たちへの手がたい支援というのを町長も、本当に自分の指針の中で本当に取り組んでくださっています。ですから、やはり若い方が、三股にどんどん入居してくださっている。これも本当にありがたいことだと思っております。この中で、準要保護の子供たちにも当町としては要保護の子供たちと同じように対応してくださっているということで、これも本当にありがたいことだと思います。

それで、国法がさっき申したように平成30年度からランドセルの生徒学用品費の支給でございますから、当町においての準要保護の子供たちへの対応とするならば、これは補正かなんかで組まないといけないかなと思うんですが、それはいかがが検討されているのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 当然、おっしゃられたように、3月支給になりますと、補正の対応が必要になってきます。ただ、こちらの要保護の通知も年度末のほうに来ました。当然、こちらのほうに来るのには年度明けの通知が国から来ましたので、今のところはいろんな事務手続の問題等がありますので、今検討の段階というか、検討している最中でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 前向きに検討いただけると期待しておりますので、ぜひこれはもう皆さんと同じように要保護の方、準要保護の方にかかわらず、同じように対応していただくとありがたいなと思っております。ぜひ、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、発言順位5番、堀内君。

〔5番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（5番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにち。発言順位5番、堀内です。早速、通告していた質問に入りたいと思います。

今年もようやく例年にない遅めの梅雨入りとなりましたが、入ってしばらく雨に見舞われず、田植えとかを延長しようかと迷っているところでございます。きのう、まとまった雨が降って、

ようやく町内において田植えの始まっているところ、準備に取りかかっているところ、見受けられる時期となりました。雨については、少ないと心配、多過ぎても心配になるんですけども、水の管理を通して、今年も例年どおりに田植えができることについてありがたく思っているところでございます。

そこで、水田農業についてお聞きいたします。

4月の下旬にも地元地区集落営農組合での総会が開催されました。その中での報告事業として、食料・農業・農村基本計画によると、米施策の見直しが行われるということでありまして、30年産より国から県への生産数量目標の配分がないということで、行政による生産数量の目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者、集荷業者、団体等が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるということで、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むということでありました。

近年、米の需要量は毎年8万トンずつ減少していることから、引き続き生産調整を行うということが必要とありますけども、今後、水の問題やブロックローテーション、水利施設の問題が出てくると思われます。

本町としては、これらのことを踏まえ、三股町にふさわしい施策を立てるということでありましたが、そこでお聞きいたします。どのように取り組んでいくのか、お聞きいたします。

後の質問は、質問席にて行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 国の米施策見直しによる本町の取り組み、考え方についてのご質問ですが、米施策につきましても数十年来、生産調整に基づく米の減産施策が実施されてきましたが、平成30年産米より生産調整が廃止されることとなります。それに伴い国は、現行施策である経営安定対策事業のうち、米の直接支払交付金、10アール当たり7,500円の交付を廃止するもので、それ以外の交付金の仕組みは変わらないこととしており、水田を食用米以外の作物用途を含め、地域における生産販売戦略に基づき、需要に応じた生産を進めるよう指導しております。

このような状況を踏まえ、本町の考え方、取り組みについては農業振興課長から回答させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それではまず、米施策の見直しの生産調整が必要と聞く本町の取り組みについてということで、説明させていただきたいと思ひます。

稲田の生産調整が廃止されることによりまして、本町での課題ということで、まず、水利用の問題、それと無作為な作物の作付による諸問題、米の直接支払交付金廃止に伴い、集落営農組合

や農事組合法人等の組織運用課題、そして土地の貸借、集積、崩壊が考えられます。

本町としましては、三股町農業再生協議会において、平成30年産以降の工法を左右する水田フル活用ビジョンを見直し、また三股町農業振興対策協議会における専門部会の積極的活用及び地域生産者団体の意見交換を実施し、平成30年産米作付面積、その他の作物の有効的な水田利用と本町の地域性に応じた施策をスケジュール的に構築し、受益者への円滑な推進を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 先ほど言いましたように、近ごろ米は食べなくなったということで、毎年8万トンずつ需要が減っているということで、その理由としてはいろいろあると思いますけども、米のほかにパンとかラーメンとかそういった麺類とか、そういったふうに食の多様化というのか、そういったものに移ってきて米は食べなくなった。また、自分でもどんどん年をとっていくと米を食べなくなったとかそういうことで、米を食べなく、生産調整に踏み切ったということが考えられると思いますけども、先ほど回答がありましたとおり、要するに、生産数量とかそういった目標とかについて見直しのアンケートとかそういったことを見ながら、関係機関といろいろな意向を踏まえて取り組んでいくということによろしいのでしょうか。それについて、29年内にはちょっとした方向性ができるのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 具体的なこの考え方の進め方についてなんですが、先日、三股町農業振興対策協議会の総会がございまして、そのときにもこの30年産米の生産調整の廃止に関連して町としての考え方というご質問等、また町長からも回答がありましたんですが、具体的には、まず部署内で作業部会をつくりまして、その後に現在の課題、そして今後のその生産調整の廃止に向けての町でどういった影響が出るのか、それをもう一回精査しまして、その中で各担当者、関係者で意見を出していただいて、その意見をもとに三股町農業振興対策協議会、こちらのほうに農政部会という部会がありますので、そちらの方々、このメンバーには、地域の地域営農集団の代表者、生産者団体の代表者がいますので、そういった方々とまた意見を交わしながら、町としてどういった方向性がいいのか、その辺を出していきたいというふうに考えています。

またそれをまとめた中では、また地域のほうにおろして行って、町として今後こういうふうに考えているというような方向性を出していきたいというように思っておりますが、その時期としましては、最終的には今年の10月までにはその方向性は出していきたいというふうに考えております。

以上です。



○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたように、10月ごろには出していきたいということで、その間いろいろな部会とかそういった関係団体と意見調整をしながら、今後どういった三股町にふさわしい水田利用がいいのかということを決めていくということで、農家においては来年米施策で国費がなくなれば今度何をつくろうか、引き続き米はつくっていくのか、それとも交付単価のいいものに変えていくのかということが考えられると思いますので、今、回答がありましたように、早目にできれば次のことを考えなければいけませんので、施策ということでありますので、早目の方向性を示していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

後の質問と関係するかもしれませんが、先ほども出ました水利問題とか水問題とかが出てくるかと思えます。さっき言いましたように、交付単価のいい、要するに飼料米とか加工米とかに、そういったことが出てくるかもしれませんが、確認になるかもしれませんが、以前から三股町がブロックローテーションを守っていくということをおっしゃっていただいておりますけれども、これについては今後どういうお考えなのかをお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 生産調整廃止に伴います水不足です、こちらに関連することということで、ご説明申し上げます。

先ほど町長のほうから回答がありましたが、今回国の事業の施策的には、米にかかわる直接交付金、こちらのほうが30年産米からなくなるということで、その他の事業については、国のほうとしては変更はないということをおっしゃっております。

従来、食用米の直接支払交付金というのが、生産調整目標数値、これを達成したときに支払われるという条件つきでございましたが、廃止に伴いまして懸念されるのが、転作田における食用米の植栽です。それと、飼料用米の増加、加工用米の増加、そして飼料用稲のWCSです——用稲、こちらの水を必要とする植栽の増加によりまして、水不足が懸念されるというふうにご存じます。

したがって、先ほど述べました町の来年度に向けました施策も含めて、その根本となるのがやはりブロックローテーション、これは町としましては従来どおり守っていくと、これを基本としたところでの施策を考えていくんだというふうにご存じます。

以上でございます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） ブロックローテーションは守っていくということでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

水田活用の支払交付金について見てみますと、WCSとかそういったものについては、WCS

が10アール当たり8万円、加工用米が10アール当たり2万円という、飼料用米とかそういったものについても今までの米と比較して相当高いということが考えられます。それにいろいろ水田活用ということで移行していくことが考えられますけど、ブロックローテーションは守るということでございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問になりますけども、先ほども言ひましたように水田活用の直接支払交付金は30年以降も続くということでございます。ブロックローテーションも守っていくということでありますが、昨年を見ても、いろいろな台風被害とかそういうことで用水路に関しては崩壊がありました。昨年の台風16号ですか、それについていろいろ復旧に努めたいということでございますけども、昨年の一般質問についての答弁としては、通水が第一であるということで考えているということでした。

次の質問になるんですけども、用水路の復旧状況はどう進んでいったのか、お聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、昨年の台風16号によります被害を受けた用水路に関しまして、5月31日時点での復旧状況についてご説明申し上げたいと思ひます。

まず、耕地災害復旧事業に関してでございますけども、災害箇所は8カ所になります。事業量は682メートル、8カ所全て合わせた長さでございます。復旧事業費につきましては3,620万9,000円、対する補助率は94.4%でございます。うち、福留水路を除く7カ所におきましては、工事を完了しておりまして、通水を確認しております。災害規模の大きかったこの福留水路につきましては、通水を最優先として工事を進めておりまして、平成29年5月26日にこの福留水路についても通水を確認しております。工事の完了予定につきましては、平成29年6月26日としているところでございます。

次に、小災害の復旧事業におきましては、3カ所の事業量138メートルでございます。復旧事業費70万5,000円、3カ所とも復旧作業中であり、工期の遅れもありますが、受益者に対し作業の工程、工期等の現場説明を実施しておりまして、田植え準備までに通水ができるように進めておりましたが、現在、通水のほうは既に確認はしております。後は、排水のほうは若干まだ工事が完了していないという状況でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） じゃあ、通水についてはもうほとんど工事が済んだということでよろしいでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） はい、通水のほうは全て確認がとれているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 本当、今年の台風16号におきまして、特に福留用水路については相当な被害があったということでございます。私も、樺山土地改良区あるいは多面的機能支払交付金の役をさせていただいているんですけども、現場を見に行くと、昨年も一般質問で言ったんですけども、相当な被害があるということで単独の改良区だけではとても予算が足りないということで、町の方をお願いしたいということで申し出たんですけども、それで町長は、通水を第一に考えてということでございまして、今回ようやく通水ができたということに対して、改めてお礼を申し上げたいと思っております。

また、この福留用水路につきましては、多面的機能支払のほうでも用水路の泥の除去だけはこちらのほうでやっていこうということでございまして、去年からことしにかけて11回くらいですか、人力作戦というか山奥になるものですから重機が入らないということがありまして、手作業で泥を除去して協力させていただいたところでございます。

今回ようやく通水ができたということで、特に中野地区の方については大変喜んでいらっしまったということで、感謝を申し上げたいと思います。

次の質問に入りますけども、米の30年度産から直接支払交付金の廃止による、先ほど言いました水不足やパイプラインの老朽化に伴う水利に係る諸問題にどう取り組むかということでお聞きしていますが、廃止に伴い、耕作放棄地をなくすために、水田のフル活用を促すために、先ほども言いました交付金の高い農作物に変わるんじゃないかということで、今後、その用水路、パイプラインについては水の利便性についていろいろ点検とかそういった維持管理が必要かと思えます。

また、近年に見られます異常気象とか、そういったことも出てきて、とても各土地改良区もあるんですけども、その単独体制ではちょっと管理ができないかなと思えますが、そういった維持管理、水利の問題についてはどういったことを考えていらっしゃるのか、お聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） パイプラインの老朽化に対する対応についてということでの質問でよろしかったでしょうか。

パイプラインの老朽化の対応についてということでございますけども、本町ではパイプライン化しているのは土地改良区でいいますと、樺山土地改良区のみということになります。この樺山土地改良区におきましては、昭和53年から昭和58年に整備しておりまして、整備が三十数年が経過しているというところで、老朽化も見えている箇所もあるというところでございます。

現在、部分的な修繕または布設等につきましては、樺山土地改良区の事業予算または多面的機能支払交付金事業、こちらの事業を活用して対応している状況にありますけれども、例えば緊急

的な大規模な補修の必要性が生じたと仮定して、水位の緊急確保の問題が生じた場合については、樺山土地改良区との話し合いにより対策を講ずるものと考えております。

また、全体の老朽化に伴う大規模な補修の必要性ということにつきましては、やはり受益者の負担等もありますし、また工期とそういったものもございまして、そういった大規模補修等については、樺山土地改良区のほうとも十分話をしながら計画性を持って取り組むことが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） パイプラインについては、樺山土地改良区が多面的機能支払交付のほうで維持管理しているんですけども、要するに通水点検をしながら、どこのバルブを開けば水が出るとか、パイプの配置というか、どこに通っているかというのについては、去年ですか、土地改良区のほうでちょっと確認したということを知っております。確認してもなかなかたくさん入っているものですから、地元の農家の人もそれについては、症状については管理ができないという面がありますので、また用水路についても、パイプラインについても、30年とかそういった老朽化が激しいということがあります。

各地区に土地改良があるんですけども、その土地改良区によって維持管理しているんですが、先ほど言いましたように、突然の異常災害とか台風災害、あるいは大規模な修理なんかにおきましては土地改良区だけではできないということで考えておりますけども、台風被害とかあったときに、いろいろ行政関係、土地改良区と改めて連携していくということの確認をしたいと思えます。連携していくということによろしいでしょうか。お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今ご質問がありました。災害という前提での話になりましたときには、これはもちろん先ほども言いました耕地災害とか小災害等、そちらのほうでできる分については、十分対応はしていきたいというふうに思いますが、通常の維持管理という分については、やはり土地改良区または多面的機能交付金事業、こちらのほうを私的に取り組んでいってもらったほうがよいのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 個別の管理とかについては、土地改良区に関するところでやっていきたいと思えますけども、こちらでできない面はまた行政のほうにお願いがあるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問になりますけども、危機管理についてお聞きいたします。

北朝鮮は、過去に見ない頻度で弾道ミサイルを発射しております。平成28年8月以降、ミサイルの弾頭部分が日本の排他的経済水域に落下する事案も起きております。今年に入り、挑発行為がエスカレートしていますけれども、先週にも対艦巡航ミサイルというものを発射しました。

このような状況の中、弾道ミサイルが発射したらどう見守ればいいのか、国民の保護の関心が高まっているということもございますけれども、もしものとき、政府はJアラートで情報を発信するとしております。このJアラートについては、昨年11月に全国一斉の訓練が行われたとお聞きしております。本町での結果はどうであったのか、また自治体が出す災害情報伝達としての先月5月の全国訓練が実施されたと聞いております。Lアラート——災害情報共有システム——の結果はどうであったのか、お聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、お答えいたします。

全国瞬時警報システム——Jアラート——の全国一斉情報伝達訓練につきましては、昨年11月29日に実施されたところです。結果としましては、誤作動もなく訓練情報を受信し、自動起動により無事試験放送はされたところです。

また、Lアラートについては、議員おっしゃったとおり、去る5月24日に情報発信する地方公共団体等と情報を伝達するメディアとの間で「Lアラート全国合同訓練2017」が実施されたところであり、Lアラートについても無事終了しております。Lアラートにつきましては、台風時または大雨警報発表の際に情報連絡室を設置した段階から毎回Lアラートを利用しておりまして、無事に情報提供ができています状態です。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） Jアラート、Lアラートについても無事に両方とも発信はできたということですね。本当によかったと思いますけれども、5月のニュースにおいて、Jアラートにおきましては、格安スマホについて情報ができないので専用アプリを活用していただきたいというようなニュースがちょっと流れたんですけども、確認すると、それは 아이폰、アンドロイドとかそういったスマホに関しての公式アプリがないということで、今まで使っていたエリアメールとか緊急メールで受け取れるということでもありますけれども、そういったことでよろしいかどうか、お聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 当然、情報についてはエリアメールでも流れることになるかと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 昨年、熊本地震においてもエリアメール、緊急メールが発信されましたけども、そういったことで受け取れるということでございますので、確認していきたいと思います。

次の質問になりますけども、先ほども言いましたが、今年に入り、北朝鮮が数十回弾道ミサイルを発射していますけれども、これが一步間違えると日本の上空を飛んだり、日本に万が一のとき落下するんじゃないかというようなことを心配するわけですけども、万が一のときに掲げている安全対策と対応はどうなっているのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 北朝鮮によるミサイル発射ということで、ここ最近頻繁にされているところでございますけども、北朝鮮より弾道ミサイルが発射された場合は、日本に飛来する可能性があるときはJアラートで情報伝達を行うこととしております。

町では、国からの弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動についての通知を受けまして、4月の24日に弾道ミサイル落下時の行動等についてのお知らせを三股町のホームページに掲載いたしました。また、6月15日号の回覧及び広報みまた7月号に掲載いたしまして周知をする予定としております。

最近の状況を見ますと、さらに緊張状態も高まっているということもありますので、新たな情報提供等がある場合は迅速に対応していきたいと考えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 万が一のときもちょっと考えていかなければならない事態になっているかと思えますけども、発射されて数分後には飛んでくるというようなことを聞いていますけども、それに対応して、いかに情報発信して、あとは避難というか、このホームページを見てみると頑丈な建物とか地下とか書いてあるんですけども、ミサイルに対応できるような建物とかそういうのはちょっとどうかなということもありますから、まずは情報を発信している個別な対応をとっていかなければならないと思っているんですが。

先月になりますけども、ミサイルが発射したときに、都心の東京都においては電車が安全のため10分ぐらい点検のために停止したということを知っております。また、各自治体においては避難訓練を実施しているところがありますけども、先週にも地元紙に書いてありましたが、県内の自治体において訓練に対しては苦慮しているということを知っておりますけども、県は国との合同訓練をできるだけ早い時期に実施したいとありますが、この合同訓練というか、この避難訓練について、もし考えがあればどうなのか、町長にちょっとお聞きいたします。する予定があるかどうかをです。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 避難訓練について、非常に難しいところがありまして、ミサイルの情報等もなかなかわからない部分があります。こういう緊急事態に対して、国民保護法ということで国民保護計画がありまして、県の計画、町の計画というのがあるんですけども、その想定がいろいろなゲリラ対応とかいろいろあります。ただ、その規模の大きさに応じて違うという部分もありますし、なかなかミサイルに対する知識というのがなかなか町独自でも難しいのかなというように考えております。

県等が、また今後検討されるようであれば、町としても考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今回のことについては、今までのとおり、台風とかそういったのは、また今後どういった方向に進路して被害が出るのかとか予測ができますが、今回についてはちょっと想定外なことが起きるのかもしれませんが、ちょっと町民に対しては安全を守るためにはいろいろとまた避難が必要であれば、また検討していつて考えていただければいいかと思いますが。

次の質問になりますけども、昨年的一般質問でもお尋ねしましたけども、たび重なる台風被害とか挑発的な行動による、そういったことがたくさん今起きているんですけども、そういった危機管理に対して専門的な知識を持った消防のOBとか自衛隊のOBなんかの防災経験者を配置したいということを検討したいということがありましたけども、どうされたのか、また、された場合、どういった業務をおやりになるのか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） お答えいたします。危機管理係への防災経験者の配置につきましては、4月より配置したところでありまして。配置した職員は、自衛隊OBでありまして、平成25年9月で退官しまして同年10月からことしの3月まで都城市危機管理課で勤務されていた方でありまして。

業務としましては、自主防災組織の編成、土砂災害特別警戒区域世帯への戸別受信機の配置、防災士関係を主な業務とし、三股町地域防災計画の見直し、業務継続計画の策定業務に携わってもらいます。特に、自主防災組織の編成につきましては、地域防災計画にあります自主防災組織規約に沿った組織化ができないかなというふうに考えておりました、モデル地区を設定して進めたいと考えているところです。そのほか、地域が実施する防災訓練も支援できるものではないかと考えているところです。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 4月に自衛隊OBですか、配置されたということで、やはり経験

豊かな方を配置することでいろんな避難訓練とかそういった突発的な事態についても対応ができるんじゃないかと思います。危機管理については24時間ということも場合によってはありますので、そういった専門家の方を配置するというは、町民の方も割と安心が出ていくんじゃないかということで今後いろいろな業務に携わっていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問になりますけども、パブリックコメント、いわゆる町民意見募集手続についてですが、意見募集の過去5年間の案件と募集の結果はどうであったか、お聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） パブリックコメントの過去5年間の案件と募集の結果ということでお答えいたします。

本町におきましては、平成24年度にまちづくり基本条例を制定しまして、協働のまちづくり推進をする手段の一つとしてパブリックコメントを実施しています。

平成24年度は、まちづくり基本条例素案、環境基本条例など4件に対して意見募集を行い、3名の方からご意見をいただきました。

25年度は、アグレッシブタウン基本構想など3件に対して1人からご意見をいただきました。

26年度は、行政改革大綱や第二次男女共同参画プランなど7件に対しまして意見募集を行いまして、1人からご意見をいただきました。

27年度は、第5次総合計画後期計画や人口ビジョン、総合戦略など5件に対して意見を募集しましたが、ご意見はございませんでした。

平成28年度は、公共施設等総合管理計画の1件について意見の募集を行いました、ご意見はありませんでした。

なお、パブリックコメントについては全て町の公式サイトで公開しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） パブリックコメントの意見募集については、先ほど言いましたホームページとか回覧板とか広報誌で意見募集をして、通知しているのかどうなのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 募集要項とか全てホームページ上でパブリックコメントというホームページのバナーがありますので、そこから入るとその意見の内容とかも見れるようになっております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 町のホームページのパブリックコメントのところを見ると、今ま



で案件がたくさん出てきたんですけども、意見の結果としてはほとんど出てこなかったというのが現状かと思っております。

いろんな理由があるかもしれませんが、その案件について興味がないというか、要するにそういった案があるということを知らないというか、そういったこともあるかと思っておりますけども、協働のまちづくりを進めることにおいては、そういったできれば町民からの意見も反映していかなければいけないと思いますが、町のホームページを見ると、意見募集の期間というのが書いてあるんですが、これを見ていると長くて意見募集の期間が1カ月、中には1週間しかないのがあるんですけど、1週間でこういった案件がありますよということで意見をくださいと言っても無理じゃないかなと思うんですが、その点についてはいかがなものか、お聞きしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） やはり、できれば1カ月間くらいはとりたいところなんですけど、いつまでに策定しなければならぬという決まりがあったりするものもございまして、それから逆算していくと、なかなかその素案が出るまでに時間がかかったりして、今回できないということもありますので、そのパブリックコメント自体は期間が変わったりするんですが、その最中に座談会であったり、議員さんのご意見とか、公募でした委員の方に入ってもらったりとかいろんな形で意見を募集しておりますので、その一つとしてパブリックコメントを実施しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） できるだけ、先ほど言いましたように協働のまちづくりを進める上においては、ちょっと期間的に配慮しながら、できるだけ町民の意見を吸い上げて審議案とかそういったものに反映させていただければいいかと思っております。ご配慮方できれば、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問になりますけども、報酬審議会の件ですけども、審議会で出た意見をどのように反映させるのか、また答申書についてパブリックコメントを行う理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 特別職報酬等審議会において出された意見、答申内容につきましては、基本的に尊重したいというふうに考えているところでございます。

パブリックコメントにつきましては、4月10日から5月1日の22日間、意見募集を行いました。報酬審議会の答申書についてパブリックコメントを行う理由についてのご質問ですけども、まちづくり基本条例第2節、町民等の町政への参加の機会確保の項目で、第21条に、「町役場は、総合計画やまちづくりの基本となる重要な施策及び条例の制定及び改定に当たり、町民

等の参加する機会の確保に努めなければならない。」というふうに定めてあります。

そして、第22条の参加の方法の一つとして、第3号にパブリックコメント（町民等からの意見聴取）があることから実施したところでございます。

特別職等の報酬等につきましては、町政の重要な課題でもあり、また、町民やマスコミ等の関心事項でもあるとの認識からパブリックコメントを実施しましたが、この4月から5月1日までの意見募集の中ではご意見等はございませんでした。現在、地区座談会で説明を行っているところであります。今後もこのような重要課題、施策につきましては町民の理解を得ながら進めていくというのは基本でございますので、このようなパブリックコメントも活用したいというように考えております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 特別職報酬等審議会についてのあれになるんですけども、要するに、審議委員の方からパブリックコメントをとるということでございまして、要するに、審議委員のほうに2月に答申書を町長のほうに出したということでございました。それで、このホームページを見てみると、出した後の5月1日から5月21日にパブリックコメントをとるということを書いてあるんですけども、このことについて当審議委員の方がちょっと理解ができないというか、どういうことなのかということをお聞きするんですけど、何か特別なことがあればお聞かせください。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 委員からですか。

○議員（5番 堀内 義郎君） はい。

○町長（木佐貫 辰生君） 審議委員から。

○議員（5番 堀内 義郎君） はい。

○町長（木佐貫 辰生君） 何も聞いていません。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 私も、審議委員の方からそういうことを聞いたんですけど、要するに、今回の特別審議会については報酬額の委員とですよ、農業委員会の、書いてありました、その農業委員と農地利用適正委員の2つの委員会があったということですよ。それで、報酬額については2月に答申があったということで……。あと、農業委員会については、5月半ばに答申があったということでもありますけども、それについて……。〔発言する者あり〕要するに、ちょっと私の勘違いもあるかもしれませんが、その審議委員の方から、要するに2月に答申書を出したことに對してで、パブリックコメントがどうのこうのということでホームページに書いてあるんですが、それについてどういうことなのかということをお聞きしたものですから、

それについて。ちょっと説明が足りなかったのかなということもあるんですが、何か説明があればお願いしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） これまでも総合計画を含めていろんな計画等を諮問しまして答申を受けます。答申を受けたら、必ずパブリックコメントをやります。そして、それを尊重しながら、意見等を踏まえてこれを報告していくという形、実施していくという形、全く同じやり方で今回もさせていただきます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 報酬審議会については、5月の答申が最終答申ということで……。

（発言する者あり）2月ということによろしい……。 （発言する者あり）いろいろな説明不足もあったり、勘違いもあったのかと思うんですが、そういったことを聞きますので、パブリックコメントというのが何なのか、それをどうやって生かしていくのか、先ほど町長が言いましたように、我々も町民の声とか審議委員の声を生かしながら素案づくり、そして条例とかそういった提案づくりに努めていくということでございますので、勘違いもあったと思いますが、そういったことはということです。ちょっと報告というか、伝えていきたいと思っております。

次の質問になりますけども、過疎地域の奨励金制度と過疎対策についてお聞きいたします。

過疎地域定住促進奨励金制度の拡充や定住促進により奨励金がどのように変わるのか。また、交付規定に違反した場合はどうなるのか、お聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 過疎地域定住促進奨励金制度の拡充、定住促進奨励金がどのように変わるのかということについてお答えいたします。

過疎地域の定住促進奨励金は、過疎地域の各小学校の複式学級を解消するために過疎地域以外から移住定住を促進するために以前から取り組んでおります事業で、住宅新築または構築した場合に、小学生以下の子供を扶養している方に総額80万円を交付する新築・購入奨励金、それと借家等に転入転居された場合に、小学生以下の扶養の人数により、1人10万円、2人が15万円、3名の場合が20万円を交付する転入・転居奨励金がございます。

宅地分譲などにより、過疎地域以外からの移住者については一定の成果がありました。一方では過疎地域から出て行かれる方もいらっしゃいます。そこで、今年度より拡充したのが定住奨励金でございます。現在、過疎地域にお住まいの方で小学生以下の子供を扶養している方が対象で、70平米以上の住宅を新築または購入された場合に、固定資産税相当額を年間10万円を限度として3年間交付するものでございます。この拡充によりまして、以前から過疎地域で地域を

支えてこられた若い世代の一助になるというふうに考えておるところでございます。

また、交付規定に違反した場合はどうなるかのご質問ですが、この交付規則第5条におきまして、申請者が虚偽の申請やその他不正の手段により奨励金の交付を受けた場合、既に交付した金額の全部または一部を返還させることになっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今回の新しい制度によって、今までは過疎地域以外から過疎へ住めば奨励金がもらえるということで、今回は過疎地域から過疎地域、後は70平米以上の住宅とかいろいろ条件がつくということで、あと長田小学校については、保育園のための奨励金がもらえるということでございましたけれども、罰則については先ほど言いました全額か相当の罰金をしなければならないとあるんですけども、このご案内を見てみると、罰則についてのことがちょっと書いてないんですよ。地元の方も罰則とかそういったことがわからないということもあって、要するに、途中で、加入条件としては自治公民館に加入しなければいけないんですが、奨励金交付が終わってから抜ける、あるいは転居してしまうということをお聞きしますが、こういった案内文書とか規定にあるかもしれませんが、これについてもちょっと明記ができないかどうか、よろしければお答えください。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 毎年現況を報告していただくことになっておりまして、その該当する書類等を添付しなければ受付自体をしませんので、住んでから1年経過して該当になるといったときにそういう支部加入の現況、あとは町税等の滞納はないかとか、そういう必要書類を全部そろえて初めて申請を受けるということなので、その受けた段階では全て条件が整っているということで把握しております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 受けた状態では、もちろん条件が整ってから交付というんですけども、先ほど言いましたように、途中から自治公民館を脱退したり転居したりすることがありますので、一言案内のほうでも、そういったことがあれば、こういった罰則がありますよというのを書いてもちょっといいんじゃないかと思うのですが、いかがなものでしょう。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） その設定については、また内部で検討させていただきたいと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 要するに、過疎地域に制度を設けて子供の児童数とか人口を増や

すのは、本当にありがたいことかと思っておるんですけども、一方では過疎地域以外でも子供数が減っているということがありまして、過疎地域に指定されているところから数百メートルも離れていないところに家を建てるとした場合に、どちらかというところとそういった地域性とか環境もあるかもしれませんが、そういった奨励金が受けれるところが建てやすいかなということが考えられます。

また、そういった公平性を保つためには、ちょっとした罰則があるということでございますけども、全面的にこういったことを注意して奨励金を受けてもらいたいということで、罰則にはこういったことがありますよということを全面的に打ち出してもらえれば、また奨励制度もいっふうに進むんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問になりますけども、小鷺巣地区の宅地分譲についての質問になりますけども、宅地分譲を進めるべきじゃないかということをお聞きしますが、昨年もこの地区の進捗状況はどうだったかということをお聞きしますが、なかなか話が進まない面があるということで地元での調整や検討が必要ということで話が進んでいるんですが、今年に入って少しでも進めていきたいというようなことを伺っておりますが、どのようなお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） お答えいたします。

小鷺巣地区の宅地分譲につきましては、昨年の9月議会の一般質問でお答えしたところですが、その後の状況等も踏まえまして回答させていただきます。

平成26年12月に宮村地区、小鷺巣地区の過疎防止の施策を求める陳情書が提出されまして、平成28年2月に具体的に小鷺巣地区で候補地を選定した宮村・小鷺巣地区過疎対策活動報告書が提出されたところでございます。これを受けまして、町では小鷺巣地区が選定した候補地を関係課職員で確認し協議したところですが、課題等もあったことから地元での再度の検討調整をお願いしているところでございます。

町で宅地分譲する場合には、まずは土地所有者の同意を初め、地域の理解、協力が前提であり、それを受けて全体の事業費や開発行為に関する協議、小学校や保育園の受け入れ等の調整等を行っております。

近いうちに議員がおっしゃったように協議を行いたい旨の連絡が当課のほうにもありましたので、今後小鷺巣地区とまた連携をとりながら慎重に計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 小鷺巣地区につきましては、私も過疎対策委員会というのがございまして、それに昨年の12月末になりますけども一応参加させていただいたところでございま

す。

その中によりますと、一応候補地が上がっているということで、5カ所ぐらいですか、その中で用地をいろいろ決めていきたいということで関係課と調整をしているのですが、土地所有者の問題とか、また臭いの問題もちょっとあるということで、なかなか話が進まない。年が明けて3月になったら担当のそのへんの入れ替えとかあって、それもまた話が進まないということでございました。今月にも、4日の日にまた第10回の委員会があつて、またそれに招かれて出席したんですが、このときに候補地を2カ所はもう決めたということでございます。

4月になりまして、自治公民館の組織の三役が替わつたということでございまして、その新しい組織でもってまた町のほうに陳情とかいうものを上げたいということでございますので、ぜひ、いろいろ資料を見てもみますと、小鷲巣地区も今、平成27年度が児童数が19名、28年度が20名、現在が17名ということで徐々に減っているということで、この機会を見逃したらもうほとんど子供がいなくなるのではないかとということで私も痛感したところでございます。

また、この前、三股町の公営住宅等長寿命化計画の中にもちょっと書いてありましたが、三股町の住宅マスタープランということで平成21年の3月ということでありまして、公営住宅等に関する方針ですけども、その中にも少子化・高齢化が進展している地域については、土地開発公社等による計画的な宅地分譲を行うことにより定住の促進に努めるとか書いてあります。また、過疎地域において、町独自の定住奨励金制度の活用により住宅の増加と定住を図ると書いてあります。

要するに、公営住宅のそういった話があるかもしれませんが、それよりも地元の意見を尊重してもらって、今の機会を逃すと、先ほども言いましたけども、宅地の造成が全然進まなくなってしまうんじゃないかと思っておりますので、その点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

きょうの座談会でもちょっと出るかもしれませんが、ひとつよろしくお願ひしながら、質問にかえさせてもらいます。

以上で終わります。

○議長（池邊 美紀君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、あす13日火曜日に行うことといたします。

---

○議長（池邊 美紀君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後4時02分散会

---

議事日程(第3号)

平成29年6月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(11名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君  | 2番 楠原 更三君  |
| 3番 福田 新一君  | 4番 池邊 美紀君  |
| 5番 堀内 義郎君  | 6番 内村 立吉君  |
| 7番 福永 廣文君  | 8番 指宿 秋廣君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |

---

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |            |
|-----------|------------|
| 局長 兒玉 秀二君 | 書記 矢部 明美君  |
|           | 書記 佐澤 やよい君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

|              |         |                 |        |
|--------------|---------|-----------------|--------|
| 町長 .....     | 木佐貫 辰生君 | 副町長 .....       | 西村 尚彦君 |
| 教育長 .....    | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 ..... | 黒木 孝幸君 |
| 企画商工課長 ..... | 鍋倉 祐三君  | 税務財政課長 .....    | 綿屋 良明君 |

町民保健課長 …………… 横田 耕二君      福祉課長 …………… 齊藤 美和君  
農業振興課長 …………… 白尾 知之君      都市整備課長 …………… 上原 雅彦君  
環境水道課長 …………… 西畑 博文君      教育課長 …………… 渡具知 実君  
会計課長 …………… 内村 陽一郎君

---

午前10時00分開議

○議長（池邊 美紀君） ただいまの出席議員は11名。定足数に達しておりますので、これより本日の開議を開きます。

企画商工課長より一般質問回答における訂正の申し出がありましたので、これを許します。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） お早うございます。昨日の一般質問において、堀内議員の過疎地域の奨励金制度と過疎対策についてのご質問の中で、小鷺巣地区の宅地分譲に関する答弁をいたしました。小鷺巣地区から具体的な候補地を選定した活動報告書が提出された月を平成28年2月と答弁いたしましたが、平成29年の2月の誤りでしたのでお詫びして訂正いたします。申し訳ありませんでした。

○議長（池邊 美紀君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

#### 日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位、6番、楠原君。

〔2番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（2番 楠原 更三君） お早うございます。発言順位、6番、楠原です。通告に従って質問してまいります。

私は2年前、初めての一般質問の最初に、何をもって文教三股というのかという質問をさせていただいております。その後も文教三股にこだわってきていますが、今回も少しこだわってみたいと思います。

2年前の一般質問での町長の答弁から、その一部を抜粋したものを資料1に載せております。これまで、多くの人材を輩出してきたことが、「文教のまち・三股」と言われるゆえんではないかと思うとあります。

これは、多くの方々の思いと共通する部分であると思っています。しかし、これが過去のことであって、現在のことではないとなってはならないわけです。町長のそのときの答弁は、今後も



この歴史と伝統を生かしたふさわしい教育を実現できるように推進していきたいと思っておりますと続いています。

この2年が経過する中で、この思いを町長は心の中でどのように育ててこられたのかなど気になっています。今後も、この歴史と伝統を生かしたふさわしい教育を実現できるように推進していきたいという思いの具体的な中身をお聞かせください。あとは質問席から伺います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） お早うございます。ただいま、「文教のまち・三股」としての今後目指すことの中で、歴史と伝統を生かした三股にふさわしい教育とは何かというご質問でございました。それについてお答えいたします。

27年6月議会では、何をもって「文教のまち・三股」というのかというような質問でしたが、その回答といたしまして、本町では、明治初頭、都城に地頭として赴任し、三股の麓建設を進めた三島通庸公の開拓精神を受け継ぎ、米の蔵より頭の蔵との信念から、経済的困難の中でも子供の教育に情熱を注ぎ、上級学校に進学させ、多く有意義な人材を輩出してきたことから、「文教のまち・三股」のゆえんと回答したところです。

また、薩摩藩の郷中教育の理念を受け継ぎ、活気、質素、時間厳守などの実践的な道德教育も、戦前の龍雲館や正道館で行われてきたところであります。

このような歴史、伝統を踏まえ、学校教育の中で歴史と伝統を生かして、そして三股にふさわしい教育を実践しようとするものであります。

具体的には、三股町児童生徒憲章があります。全学校での気持ちよい挨拶、校門での一礼、授業前の黙想、座礼、無言清掃など、積極的に取り組んでいるところでございます。

次に、平成26年には、10月第3土曜日を三股町教育の日と制定し、町民が町の歴史と伝統を学ぶとともに、教育について関心を高めていただく機会として、「文教みまたフェスティバル」を開催しております。

その他にも、各学校で社会科副読本や地域の史跡等を活用して郷土学習が進められているところであります。また、郷土芸能の伝承活動も歴史を見つめる機会であり、歴史、伝統教育と考えています。そのほかにも、まちドラ、いろんな文化的な取り組みもしているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 昨日、資料を要請していたものをいただきました。各学校の学力向上のための今年度の具体的な目標というので、各小学校、そして三股中学校の具体的な目標というのをいただきましたけれども、その中でも、多くの学校におきまして、今、言われました文

教三股につきましては、同じようなことが書いてありまして、伝統教育として校門での一礼、黙想、座礼、無言清掃、郷土学習というものが多くの学校で書いてありましたけれども、私が今、伺いたかったのは、今後もこの歴史と伝統を生かしたというところで、この歴史と伝統ということ、今回は踏み込んでいってみたいと思っておりますけれども、歴史と伝統絡みで、町民憲章について伺ってまいります。

町民憲章につきましても、これまで何回か取り上げてきています。今回は、憲章前文にある先人の偉業、開拓精神を学べる具体的な体制についてと通告しております。特に、この憲章前文の理解について、まずこだわっていってみたいと思っております。ご存じでしょうか、確認のために資料の2に載せています。ご覧ください。

憲章とはということで、まず、言葉の意味を辞書から引っ張ってきたものを書いております。憲章とは、重要で根本的なことを定めた取り決め、基本的な方針や施策などをうたった宣言書、重要で根本的なこと、基本的な方針です。

また、前文とは、法令の条項の前に置かれている文章で、制定の趣旨や基本原則などを記すもの、前書きと、これも辞書にあります。ということは、三股町として、重要で根本的な方針や施策について、その制定の主旨や基本原則などをあらわしたものが町民憲章前文であるということになります。

この憲章は、昭和39年1月4日に制定され、平成11年4月1日に改正されています。改正された部分は前文のみです。そこにありますけれども、昭和39年の前文では、私どもは、歴史的に輝き、山河麗しい三股に生を受け、先人の協和と忍耐による郷土建設の偉業を継ぎ、郷土愛と開拓精神をもって、ここに明るく豊かなあすのまちづくりのために、この憲章を定めます。

平成11年の改正では、私たち三股町民は、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもって、ここに明るく豊かな町をつくるために、この憲章を守りますとなっています。

改正前の、歴史的に輝き、山河麗しい三股という表現は、今現在の「花と緑と水の町」と符合する点を見出すことができるような感じがします。

また、先人の協和と忍耐による郷土建設の偉業を継ぎという部分には、学ぶべき偉業というものを改正後の先人の偉業に学びという部分よりも、少し具体的に感じとることができるような気がします。なぜこのような改正が行われたのかに興味はありますが、今回は踏み込みません。

まず、三股町の先人の偉業に学ぶという点についてお伺いいたします。この場合、先人の偉業をどのように定義されているのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先人の偉業、開拓精神、この言葉の意義ということで、まず、先人の偉業についてでございますけれども、もちろん三島通庸も含めて、これまで、「三股の今日を築

いてこられた人々」という一つの冊子もございます。いろんな方々が、この町の建設に携わる、そういう、目に見える方もいらっしゃれば、そうじゃない方、いろんな方々のご努力の成果と、そういうものを踏まえて、これからの三股町も、そういう気持ちを持ってつくっていかうという意味合いでの先人の偉業というふうに捉えておるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。今、言われました「三股の今日を築いた人々」、ここに本を持ってきておりますけれども、たくさんの方が、ここに掲載されております。本当に、この経歴とともに、この作業は大変なものだったと思いますけれども、昭和43年に出された本になります。

今、言われましたが、目に見える人々もいるし、そうでない人もいらっしゃるということでしたけれども、私も、今、ちょうど田植えの前になりまして、農業用水を考えますと、三股町にはものすごくたくさんの用水路が建設されておりまして、はっきりしないものもありますけれども、古いものは戦国時代と言われる方もいらっしゃる運土用水というのがありますけれども、そういうもの。

それから、昨日も、この質問の中にありましたけれども、樺山用水の関連する福留関連の用水等々、名前も今日にはっきりと伝わっていない方々というように、たくさんのがあって、今が築かれているわけですが、それから、これも前に出しましたが、「沖水川治水史」、これも本当に内容はすばらしいものだと思っております。

この裏にある努力の方々、その人たちを、どこでどう顕彰するのかということが、非常に重要ではないかなと思っております。

前に聞きましたけれども、今、町長のほうもありましたが、社会科の副読本、この中にどれぐらいのものが込められているのか、対象年齢、学年が3年とか4年生ですから、どれぐらいのものかという程度の差はあるでしょうけれども、ここに「沖水川治水史」、「三股の今日を築いた人々」、それから、「三股の石像文化」、それから「梶山史」とか、これは最近ですけれども「ふるさとみまた」、創刊号を持ってきましたけれども、ほかにもたくさんの偉人の、先人の偉業、これを描いた、あらわした本というのがあります。

私は、この議員になる前は、なつてすぐは、都城の庄内のほうに何回となく通いまして、庄内の歴史をあらわしたものを、ずっと読んでいまして、「これ、すごいな、庄内というのは」と、「それに比べて三股は」と思っていたんですけれども、その後、図書館に通うようになっていきますと、これは決して庄内には負けていないと、庄内よりもすごいんじゃないかなと思う本がたくさんあります。

そういうものを、学校で、小学校ないしは、もちろん中学校におきまして、そして社会教育

の場におきましても、広めるというか周知するようなことがあってもいいのではないかなという気が強くいたしております。

そこでまず、先人の偉業、今、お聞きしたわけですけれども、学べる体制というものを、どのように設けていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 本町では、この町民憲章につきましては、各種の開会行事の中で、こうした憲章を一斉に朗唱しまして、町民への定着を図っているところであります。

また、先人の偉業あるいは開拓精神を学べる具体的な例といたしましては、例えば町内の史跡をガイド説明つきでめぐるツアーの町内史跡めぐりを、今年の3月にも実施しました。

このツアーの中で、特に梶山小学校の6年生の生徒たちが、子供たちが、梶山城跡や都城島津3代の北郷久秀、忠通等の墓のガイドを行ってくれました。

またさらに、より多くの町民の皆様が、町の歴史に対する認識を深めていただきますよう、広報みまたで、町史偏さん特集を組み、町史編さんをする過程で出た歴史的資料を紹介しておるところであります。

また、先人の偉業や開拓精神を実際に学ぶことにつきましては、現在取り組んでおります歴史の完成とともに、広く町民に対して学ぶ機会を提供していきたいというふうに考えているところでございます。

学校教育の中では、先ほど議員もおっしゃいましたように、社会科副読本の中で、用水路等に貢献しました茨木寿郎や山下糺等につきましては、ある程度、学ぶ機会は得ております。

中学校においては、なかなか、この地域の歴史を深く学ぶという学習の機会は、時間をとってやることは、なかなか難しいようです。今の教育過程の中ではです。広く、歴史、日本の歴史、世界の歴史等を学ぶことが中心になってまいりますので、三股を出て行って、三股町のことを学ぶという時間の設定、これは、なかなか厳しいというふうに考えていただきたいというふうに思っております。

つまり、先人の町民憲章にあります、この先人の偉業に学びというんじゃなくて、この偉業を学ぶ、偉業に学んで学校教育を支えている部分の、先ほど町長が説明しました児童生徒憲章にそれがあらわれている、そういう子供たちを育てているというふうに考えているところであります。

後でまた、学校教育の部分もあるんですが、この文教三股の教育という指導の手引きというのを、県と教育委員会、作成しております。この中で、例えば校門の一礼という部分、この部分は何で校門で一礼をするのかということについて、これでも説明し、子供たちに、こういったことで一礼するんですよということを学ばせて、この中で説明しておりますのは、建物や施設にするんじゃなくて、学校の歴史をつくった人々、あるいは先生、友達、学校にかかわる人々の物的、

精神的な意味合いを持つと。

あるいは、三股をつくり上げてきた人々が、学んできた伝統ある学校に敬意を表しますと。あるいは、学校創設にかかわってきた人々が学校を大切に守ってこられた人々への感謝の心をあらわしますと。そういった意味で、いろんな形で町民の、先人の偉業に学んで、こういった子供たちの児童生徒憲章にそれが息づいているというふうに考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。言葉のあちこちを捕まえて言うわけではないですけども、先人の偉業に学びというところで、先人の偉業を学ぶのではないと言われましたけれども、先人の偉業を知らなければ先人の偉業に学ぶことはできないというのは当然だと思います。

したがって、この先人の偉業、これを学校教育、特に中学校の場におきましては、学ぶ場を設けることがカリキュラムの関係上難しいと言われるのであれば、学びたいという子が学べる場というものを設ける、そういうことを考えられてもいいのではないかなという気はいたします。

以前から言っていますし、ほかの議員も言われましたけれども、例えば歴史資料館みたいなものを考える、そういうような予定のほうはいかがなものでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 以前も歴史資料館等、今現在ある教育委員会の一室では、大変学ぶ機会としては、大変お粗末ではないかというお話がございました。これについても、町としましては、やはりこの大きなテーマかなというふうに考えています。

梶山城のほうも、そちらのほうの用地買収等も進めておりますので、それと一体的に考えてきている声もございます。また、それとはまた別個に、町の中で、文化会館含めたところで検討すべきか、いろんな声もあると思いますので、今後の課題ということであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。

それから、次に、今、先人の偉業ということで、今、話をしましたけれども、今度は開拓精神、これを、三股町民憲章にあります開拓精神、これについて、どのような定義づけをされているのか伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 開拓精神といいますと、アメリカのフロンティア精神を思い出すわけなんですけれども、それと同じに、これ、いろんな取り組みに対する進取の精神、それから旺盛な行動力、活発な行動力、そういうものを大切にしようというのが、この開拓精神というふうに

捉えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） それが一般的な捉え方なのかなという気はいたします。進取の精神というところ、これと開拓精神と、こうリンクされたようではすけれども、三股町をあちこち見ますと、開拓にまつわるさまざまな話が伝わっています。

長田の奥のほうだったら、例えば鹿児島島の福山町からの移住の方々によって開拓された場所とか、それから、それ以外にも新馬場、前目、それから梶山は領主の所がえによつての移動、そういうもので、三股町はあちこちが古くからそこにずっと定着しているというところのほうが少ない、あちこちから、いろんな条件によつて移り住んできた、そういう意味で、私はこの開拓精神というものがとつてある、非常に過酷な条件のもとで、山林原野を切り開いて、そして今日の三股をつくってきたという意味での開拓精神であると思っております。

したがいまして、今、我々が住んでいる三股町内の、どこにおきましても、先人の労苦が積み重なっているということをいろんなところで示しておくということは、今、節目を迎える明治150年、節目を迎える今、町史編さんも進んでいるわけではすけれども、そういうものを、もっと目を向けていって、この開拓、三股は開拓の町だと。

以前に私は、宮崎の川南町のことを例に出しましたけれども、あそこでも開拓の村、川南合衆国ということで、銘打っているようでもありますけれども、三股も負けず劣らずといいますか、全く時代も違いますし、川南とは、三股のほうはずっと古い時代からの開拓の歴史があると思えます。そういうものが、十分、今後の地域おこしに使えるのではないのかと思っております。

そういうような意味から、先ほどの黙想、座礼、それから校門での一礼、そういうものと、また別にした伝統教育、そういうものを背景にした伝統教育というものは考えられないものでしょうか、お伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまお話がありましたように、私なんかも、ちょっと農業の仕事の関係をしていたときに、長田のほうのこの土地の山を切り開いて開拓した地域はどういう方々が、これ、やられたのかなということで、ちょっと調べてみますと、やはり四国のほうから三股のほうに移住されて、そして開拓された方もいらっしゃる。

喫緊では、三原のほうも、沖縄のほうから来られた方もいらっしゃいます。そしてまた、言われるように、国がえ等で、この三股のほうに鹿児島島のほうから来られた、いろんな方々が、この三股をつくっているという歴史的背景もございまして、そういう過去の歴史をやはり大切に、そして、それを掘り起こしていって、それをこの開拓精神とは何なのかと結びつけていくということは、非常に重要だろうというふうに思いますので、先ほど、今、町史70周年の町史をつく

っておりますけれども、それを踏まえながら、それとともに、それを皆様方に理解していただく、そういう中での一つとして、教材として、それも今後、勉強といいますか、周知するような努力をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 三股とは何なのかということに関する非常に重要なことであると思います。

都城ではない、これが三股だというところを、それを一つ一つ解明することによって、はっきりさせることができるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

今、申し上げたようなこの伝統教育のあり方等につきましては、今に始まった問題ではなく、古くから取り上げられていたことのようにです。

資料の3をごらんください。ここに、昭和3年発行の三股史から、序文を載せております。ちょっと読ませていただきます。ちょっと古い文章ですので自信はありませんけれども、

よく古今を論じ、東西を談ずる事はする。しかし、足許の郷土の事情に至っては、殆ど通じていない。産土神の縁起も知らず、一地名の由緒も分らず、其他郷土の伝うべき幾多の遺蹟に對して、日々、日夕、眼前に眺めていて、何等答ふるすべを知らないものも多い。況や、之を教育上に活用するに於いて、自らはその必要を十分に感じていながら、知らぬために、又事歴の徴すべき文献を欠いているため、思いながらもそのままに過ぎて仕舞う事も一再にとどまらなかった。いうまでもなく、郷土は一切を生む根源である。教育・産業乃至社会百般の事象悉く、郷土を基本として生まれた。また、郷土に立脚してこそ意義もある。郷土化されない教育は、龍を描いて睛を點せぬこと、一般に魂のいった生きものではなく、真に我がものとなすことは出来ない。

この序文を寄せられた佐沢さんは、当時の三股村教育会長と、こう書いてありますが、第9代の三股村長でもあった方のようにです。約90年前の文章ですが、非常に感慨深く読ませてもらうことができるような文章です。

突然ですけれども、同じような立場にあられる教育長として、どのようにこの文章を読まれて思われますでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先ほども言いましたように、三股町のことを知るということは、とっても大事なことだと思います。郷土の偉人に学ぶということも、これからされます。

郷土を知る伝統教育ということの大切さはわかるんですけれども、今、学校教育に求められているものは、それを礎にして、これから先に生きる子供たちを育てるということが、非常に求められております。

2030年代問題とうのをご存知だと思いますけれども、2030年、もう13年後です。この時代には、今、世の中にあるお仕事の50%はなくなるとも言われております。こういう時代に生きる子供たちを、これからどのように育てていくかということが、私たちに課せられている教育の大きな課題であります。

そのためには、もちろんこれを礎にしながら、三股で育つ子供たちを育てていこうと思っておりますが、これから生きる子供たちを育てることが大事じゃないかなと、そのために求められておるものは、表現力だとかいろんなものがあります。

学校教育の中に求められている教育というのは、学習指導要領で示されております、国語、社会、算数、理科という教科以外に、今、多くのいろんな世界、世の中から求められております伝統教育もその一つです。環境教育もその一つです。人権教育もその一つです。租税教育もその一つです。100以上あります、そういったものが。学校教育の中では全てやることはできません。一部分で、あるいは心のどこかでそれを求めています。

そういったことを礎にして、子供たちを育てております。だから、伝統教育に特化して時間をとって、それだけに時間をとるわけにはいきません。それが礎になっているというふうになって、子供たちを今後、育てているというのが学校教育の現状でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。今、言われたことが、今、読み上げさせてもらいました最初の文章、「よく古今を論じ、東西を談ずることはする」、ここに入ると思うんです。「しかし、足許の郷土の事情に至っては、殆ど通じていない。」

これから先、日本の人口は少なくなっていくと報じられております。この三股も、いつまでこのような状況が続くか、全くわからない状況ですけれども、今まで、私はですけども、やはり目は東京・大阪を向いて育ってまいりました。「花の都、東京」でした。

そのときに振り返ってみますと、ふるさと三股のよさを教えていただくことがなかったわけなんです。自分で探せばよかったんでしょうけれども、今、言われたように学校教育の中で追われていきまして、足元を知るようなことがなく、「花の都、東京」を目指して、ずっと生きてきたような感じがします。

これからも同じようであってはいけないんです。この、ふるさと三股が、いかにすばらしいところなのか、そこに定着しようとするような子供たちを育てる、これも大事な学校教育ではないかなと思っております。

これは私の持論ですけども、また、今、教育長に言われたことに対しての私の持論でしたけれども、また、この先ほどの文章を読まれて、町長としてどのように思われましたか。



○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） これを読ませていただきまして、初度と学生時代というか、小中学校時代を思い出しましたが、全く郷土の勉強というのは白紙でございました。

こういう仕事をさせていただいてから、こういう歴史、町に関心といいますか、勉強させていただきまして、本当にいろんな方々がこの町をつくり上げてきたんだなというのを、つくづく感じております。

ただ、小中で、この郷土史といいますか伝統教育を勉強できるかという、なかなかそういう時間等は非常に難しいんじゃないかなと。ただいま、社会科読本に本町にもあります稗田水路の話、そういうものを勉強することによって、この三股町の中の農業の発展、そして先人の苦勞、そういうものが思い出され、それ一つだけでも勉強するのは非常に重要なことだろう。

それとか、また郷土芸能とか、そういうのを学ぶことによって、先人たちのいわれといいますか郷土芸能のいわれ、そういうのが勉強できると。そういう意味合いで、完全にこの郷土の歴史というのを小中学校時代に学ぶというのは、非常に困難なことだろうというふうに思います。

ただ、三股町はこういう形ででき上がってきたんだという、一つのガイドラインというか大ざっぱな部分ですけど、そういうところをこの社会科副読本で学ぶこと、そのくらいであろうかというふうに感じています。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 私は先日、図書館に行きましたら、ちょうど梶山小学校の何年生かわかりませんが、子供たちが、先生に伴われて図書館におりました。結構、1時間半ぐらいいたんじゃなかなと思えますけれども、あちこちの本を見ながら、時間を過ごしていたようですけど、ああいう時間だけでもいいと思うんですけども、行くような——くどいですが——郷土資料館みたいなものがあれば、実際、今、中央公民館の資料館、小学生たちが見に行く機会、どれくらいあるものでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 今、数字的にはちょっとできませんけれども、例えば、三股小の子供たちは歩いてきますし、近隣の学校の子供たち、3、4年生を中心に資料館に来て見学をしているのがあります。

全ての学校はということに、例えば三股西小が全部というのが入りませんので、近隣の梶山、三股、宮村、資料館に来て学習をしている風景を見ております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 梶山、本当は十分いいと思うんです、人数的に。三股小だったら多いですね、あのスペースだったら。町長、何とかしてください。伝統教育ということで郷土

愛を育むために、よろしくお願いいたしまして、また次に行きますけれども。

今度は、資料の4をごらんください。これは、「ふるさとみまた」創刊号、これですけれども、これに当時の教育長、岩崎先生の言葉が載せてあります。

この中で、文教三股につきまして、文教は文化と教育を含めたものとあります。この観点から、本町の現状を見ますと、先ほどもありましたけれども、まちドラ、それから教育フェスティバル、それから文化協会のさまざまな活躍などなど、行政指導の文化振興というものは、他の自治体と比べてみると遜色ないというか、かなり充実してきているのではないかなと思っております。

このように考えれば考えるほど、何回となく取り上げていますけれども、全国学力学習調査、状況調査における本町の実情をこのままにしておくわけにはいかない気がいたします。

全国学力・学習状況調査、一般的に全国学力テストと言われるものですが、ことしも4月に行われましたので、今回の状況、どういう状況であったのか待たれますけれども、今、言う、本町の実情というのは、全国平均よりも低い、県平均よりも低いという実情なんです。

まず、この全国学力テストが、主に国語と算数・数学のみである理由を教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） ご質問が全国学力テストの対策についてというご質問のようですので、その中で、一部お答えさせていただきますが、全国学力テストの教科につきましては、平成19年発足時における当時の国際学力調査等の結果を踏まえて、読み・書き・計算など、日常生活やあらゆる学習の基礎となる内容を教える国語、算数・数学が対象教科になっております。

平成24年度からは、理科が追加教科となり、3年に1度実施しております。また、平成31年度からは、英語についても追加教科となる見通しであります。

この全国学力テストの流れにつきましては、4月に全国で統一的に実施をいたしまして、例年9月上旬に結果が公表されます。教育委員会といたしましては、各学校に対しまして、自校の調査を、結果を分析し、指導の工夫改善など、学力向上対策に取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。

通告の中におきまして、全国学力テストが国語、数学のみである理由というものも、ちゃんと明記しておいたわけですが、今、回答の中におきましては、いわゆる読み・書き・そろばんということからというふうに捉えられたんですけれども、他にもいろいろ理由があるようです。

言語的分野とか言語的な基礎能力の度合いとか、非言語能力検査とか、そういうものを兼ねるということで、この2つを見ることによって、その人の基礎能力がある程度判断できるということになされているということですが、平成19年から、今年11年目ということで、その

中で理科が1回、2回ですか、将来的には英語もと言われましたけれども、この最初のほうでは、宮崎県は、かなり上位のほうに位置していたと調べるとあります。

一桁台だったんですかね。全国で9位とか、何かそういうものも記録されているようだけれども、今現在では、ここ数年、全国平均よりも県が低く、その県の平均よりも低いということが問題となってきておりますけれども、もう一回お聞きしますけれども、このような現状、実情、県平均よりも低いという現状を、どのように思われますでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 学力というか、子供たちの学力という捉え方はいろいろあるんですけれども、支えているものというものは、学校の授業だけではないというふうに私たちは思っております。

また、いろんな調査、いろんなところから言われております学力、子供たちの学力を支えているものの大きなものは、家庭の教育力、経済力あるいは地域の教育力。特に、この家庭の経済力も大きなものを占めております。

そういった意味では、この学力の数値だけでいうと、実際試験を受けている学校は公立学校でございます。公立小中学校は全てやっております。私立の小中学校は希望ですので、全ては受けておりません。

そういった意味で、これを全国調べたときには、順位は変わってきます。例えば、全国統一テストというのが塾を中心としたものがございます。これで結果を見ますと、経済的な力のある東京は1位になってまいります。今は秋田県です。これは、小中学校、公立小中学校だけです。

といいますと、その結果を分析していきますと、いかに経済力が学力に大きな影響を与えるかと、あるいは親の、何と言いますか環境、学習に対する姿勢とか親の持っているもの、それが学力に大きく影響を与えてまいります。

そういう意味では、それを安易に公立学校の良かったところが、自分たちの学校は、学習はこれで良かったんだと安易に思うと問題がある。だから、いろんなところを分析していかなくちゃいけないというふうに思っております。

確かに、この全国学力調査で数字が出されますので、出されるとこういうことになって、いろいろと問題視されますけれども、もっともっと分析しなくちゃいけない部分は、多々あるんじゃないかなというふうに思っております。

学校では、今、指導方法工夫改善で昨年度まで研究しましたことを踏まえて、今年度もこの研究を継続して、子供たちの学力を伸ばそうということで、教師一丸となってやっております。

一朝一夕に学力が上がるものではございません。マンパワーで子供たちをがんがん鍛えて学力を上げることも可能かもしれません。短期間で身につけた学力、上がった学力というのは、すっ

と落ちてしまいます。これは、もう明らかです。

そういった意味で、やはりずっと、地域、家庭、基盤となるものが、こう支えられながら定着していった、それが学力に影響していくという部分が大事なかなということで、家庭学習や読書やいろんな部分を、学習規律、児童生徒憲章に支えられている学習規律、こういったものが基礎となって、ずっと支えていくものだというふうに捉えております。

だから、一朝一夕に学力は上がるものではないと、私は思っておりますし、もっと分析の仕方もあるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） それでは、この全国学力テストに限って絞っていきますけれども、この学力テスト、教育長はどのように位置づけられているんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 4月にあるということは、それを生かして学校で分析をしまして、授業の中でどこが落ちているか、個別にもその結果を反映させていくことはできますので、どの領域が落ちているのか、読み取りなのか、分析、資料の読み取りなのかとか計算とか、いろいろ細かに出ますので、その部分を授業に生かすように、教育委員会といたしましては、授業の中でどこに視点を当てたらいいのかということに対して、授業の工夫という部分で生かすようにしております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。

先ほど言いましたけれども、各学校の学力向上のための今年度の具体的な目標を見させていただき、ありがとうございました。この資料を見ますと、学校の状況に応じてそれぞれの取り組みがあるようで、町内一律ではないというのに非常に興味を持ちましたけれども、例えば三股小学校では、私の読み取りの力によってそう思ったんですけれども、例えば三股小では、既にある程度の力がついている算数科を使って、国語的な活動を入れれば、国語と算数の一挙両得を狙えるのではないかということで、理解と定着を図る算数科の取り組みを中心としてとの副題で校内研究が進められているとありました。頑張っていたきたいと思います。

また、CRT——これ、全国レベルでの標準学力検査の略のようですが——を使った取り組み、全国レベルでの標準学力検査、これが、この具体的な目標を見させていただきますと、三股小、勝岡小、梶山小、宮村小、西小で行われているようです。

逆に言うと、長田小、それから三股中学校では書いてなかったですが、何を私が申し上げたいかといいますと、全国レベルを意識するということは、将来にわたって、子供の将来に、進学で

も就職でも非常に重要ではないかなということです。

資料の5をごらんください。ここで、3月議会で就職試験で多くの企業に採用されているSPIのことを取り上げましたが、議会在終了した翌日の宮日新聞に、偶然、このような記事が掲載されていました。都城市は2017年度からどうのこうのということです。

これ、そこにSPIの説明をつけております。SPIは、基本的に国語と算数・数学の基礎能力の検査とあります。

書店に行きますと、SPIの問題集が山積みになっております、どこでもです。ご覧になられた方は多いかと思えますけれども、このSPIと全国学力テスト、捉え方が同じではないかなと思っております。

そう考えますと、全国学力テスト対策を充実させることは、子供たちの未来を切り開くことにつながるのではないかと、全国学力テスト対策が、その後のどの段階における就職試験、対策にもつながっていきます。進路保障に直結するということであると思っております。

最近、子供の貧困とか、貧困の連鎖ということが、社会問題として取り上げられることが多くなっています。先日の政府の経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針においても、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切り、子供たちの誰もが家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、夢に向かって頑張ることができる社会をつくる。その際、教育が果たす役割は極めて大きいとありました。

実際に、学力と収入は大きな関連があるという見方もあります。きのうは、生活困窮者の支援について取り上げられていましたが、今、申し上げていますのは、生活困窮者を少なくするための取り組みの一つではないかと思えます。

高卒、高校卒業する子供たちの場合は、毎年9月16日から就職試験が全国一斉に始まります。公務員試験を別にしてです、民間企業。ほとんどの都道府県は、9月16日から1カ月間は、1人1社しか受験できないというルールがあります。9月16日ごろに入社試験を実施する会社、いわゆる第一志望となるような会社の多くでは、給料などの労働条件がよいように思えますが、その多くで学力試験などが課せられます。SPIですね、一番多いのが。

この内容、SPIの内容は、繰り返しますけれども、国語と算数・数学の基礎能力検査です。SPI問題集を見ていただければよくわかると思えます。この全国学力テストの中学生のレベルと、ほとんど似たような、特に数学なんかは、ほとんど同じようなものです。

高卒の場合は、学校側から提出します調査書というものがあります。その生徒の学校生活全般についてを内容とするもので、その生徒の学科試験、面接試験を補完する役割を持つようなものです。部活だけ頑張っておけばいいよというような時代ではありません。

調査書や面接がよかったとしても、労働条件のよい競争率の高い会社となると、やはり学力が

問題となることが多いようです。それも基礎能力です。基礎能力とは何かというと、その最もよい例が——何回も言いますが——全国学力テストではないかと思っております。

就職試験に際して、まずどこの会社を受験しようかというときに、学力に余り自信のない子は、試験内容を気にすることが多いのです、悲しいことに。学力試験がなく、面接を重視する会社を考えることが多いということになります。

書店で、いろんな就職試験問題集等々を、進学試験の問題集じゃなくて、就職試験の問題集等々を見ますと、基礎能力検査が非常に求められていることがよくわかると思います。早目からしっかりとした目的を持った上での基礎能力検査対策というのは必要だと思います。

再度聞きますけれども、このような観点から再度伺います。県平均よりも低いという現状を、どのように思われますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） このSPIの問題の部分との関連でということなんでしょうか、県平均より低いということのいわゆる数値化でどうだという、議員のご質問のように捉えるんですが、私はこのSPI3の考え方というのには否定するものでもありませんし、こういう就職に向けての適性検査をするという、学力に、いわゆる教科の全てのことを点数化して云々という問題ではないと、総合的な読解力、判断力、こういったものを調査するということでは、非常にいいというふうに思っておりますし、その学力検査とこれを結びつけるという部分については、ちょっと気になるところがあるんですけれども、今、県平均と低いということと、このことが、ちょっと今、結びつかなかったことですから、回答に、今、困っておるんですが。

県平均よりも低いということにつきましては、先ほど言いましたように、何回も言いますように、学力向上に向けた取り組みを各学校で今やっておりますし、議員にも資料でお示しましたように、各学校で具体的な対策を立てております。

そのことを着実に一歩ずつ進めていくということで、県平均に近づく、あるいは、それよりも上回る、それに近づくんじゃないかなというふうに、県平均よりも低いことがどうだとかいうことではなくて、着実に一歩ずつ、この取り組みを実践していくということが大事かなというふうに捉えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 県平均よりも低いことがどうなのかということですが、いけないんです。子供たちの未来を考えれば、全国レベルでの就職試験を受けようとする子たちが、どういう対策をして、その会社を受けるかと考えたときに、基礎能力をどこの段階で養成されてきたかということが問題になります。これは、小学校までの問題です。

それをどこまでクリアできたのか、これは中学校までの基礎能力です。それをどこで、どこま

でクリアしてきたのか、それを知る目安が全国レベルでのこういうテストであると、私は思っています。

教育という広い目で見てどうのこうの、教育長、言われるわけですが、お立場上、それはしょうがない面もあると思いますが、子供たちの将来を考えると、未来を切り開いていくために、一番、まず入り口のところで問題になるのが学力ではないかなという感じがしていますので、このようなことを申し上げております。

3月議会で、三股魂について伺いましたけれども、今年の三股中学校の入学式の式辞の中で、三股魂についてありました。紹介いたします。

本校校歌にも込められている精神です。1番、2番、群山をぬき、一人そびえる。2番には、困難に身をおき、全力に生き、3番には炎熱にひるまず風雪に耐えと掲げられています。何事にもくじけず、力強く立ち向かっていく気迫に満ちた精神は、三股魂として、三股町教育大綱に位置づけられています。

と、校長の笠牟田先生が、三股魂を校歌を引用されて説明されました。町民憲章にあります開拓精神につながるものを感じました。

この三股魂が、基礎学力を裏づけとして、子供たちの将来に生かされていくことを懸念したいと思います。今後とも、意に沿わないかもしれませんが、全国学力テスト、せめて平均、県の平均、トップになれとは言いませんけれども、せめて平均になるように学校現場の先生方に叱咤激励していただくことを懸念して、次の質問にまいります。

資料の6をご覧ください。ここに上げていますけれども、4月15日付の町の回覧に、こういうのが大きく取り上げられていました。「鹿児島県沖永良部島研修、オーストラリア研修の派遣団員を募集します」、これが大きく出されていたところです。これでは、本来の主旨がストレートには伝わらないと思います。

この派遣団員募集の意味は何なのかといいますと、ふるさと振興のために人材を育成するという事業である、これを一番に伝えることが必要ではないかなと思っております。同時に配布されました生涯学習三股、この4ページには、ふるさと振興人材育成国内派遣事業及びふるさと振興人材育成海外派遣事業とあります。

国内派遣、海外派遣の目的が述べられています。同じく資料の6に載せてありますけれども、この目的にしましても、三股、ふるさとである三股の振興、人材育成目的なのかなと感じます。

現時点において、子供たちが学ぶべきふるさと三股の基本形があった上での事業であるのではないのでしょうか。

この目的を見ますと、三股でなくても三股町という一文字をほかに変えれば、他の自治体に置きかえれば、どこであってもおかしくない。いわゆる独自性がないものではないかなと思います

けれども、繰り返して申しわけありません。教育長、どのように思われますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） その資料を、ちょっと今、見比べておりませんのでいいづらいんですが、ちょっと募集のときのチラシのスペースとか、広報とか、回覧とか、あるいは生涯学習三股では分厚いものであります。だから、その紙面の都合で、文言を幾つか削ったというのは担当からは聞いておるところです。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 町長、どう思われますか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 国内派遣の目的、海外派遣、私は、これ、いいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） このふるさと三股の将来のための人材を育成するための事業であるということが、はっきりとわかる目的のもとで派遣される事業でなければいけないのかなという気がしております。

来年は、町制施行70周年という節目でありますので、これを機会にして、この事業の新たな目的と派遣先を考えるおつもりはないでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 派遣先の見直しがないかということについての回答でよろしいでしょうか。ふるさと振興人材育成国内海外派遣事業の来年度以降の派遣先の見直しについてでございますが、まず国内派遣についてお答えいたします。

本町における国内派遣につきましては、平成元年度に北海道を訪問したことから始まります。鹿児島県沖永良部島には、平成8年度から小学校6年生児童を派遣しており、途中、インフルエンザ流行により派遣を中止した年もありましたが、本年度で節目の派遣20回目を迎えます。

沖永良部島に児童を派遣するようになった経緯につきましては、都城市の民族芸能研究家、鳥集忠男氏から本町に対して、奴踊りが南九州でも特に盛んな三股町と沖永良部島の間で何らかの交流事業を行ってみてはとの助言があり、現在の派遣事業の実現に至ったとのこととあります。

そのため、現地にて、地元子供会との交流や、沖永良部島内での夏祭りの際のパレード事業に参加して、奴踊りを披露し、現地の方に大変喜ばれているところであります。

そのほか、毎年派遣終了後の児童に感想を尋ねますと、海辺に住む方々の暮らしやウミガメの保護に島の方が努力されている姿を見て、自然環境を守ることの大切さを学んだ。あるいは、親元を離れて生活をし、三股のよさを実感できたなどといった成長を感じさせる意見が、児童から多く寄せられているところであります。



なお、節目となる本年度は、町長と私が児童と一緒に沖永良部島に訪問をいたしまして、島内の2町、和泊町と知名町がありますが、表敬訪問をする予定であります。そして将来的には、この2町と三股町との間でさらに交流を深めていくことを検討しているところであります。

次に、海外派遣についてお答えいたします。本町では、平成9年度から海外派遣事業に取り組んでおります。

本事業の目的は、訪問国でのホームステイや語学研修等を通じて、異文化交流を深めるとともに、広い視野と豊かな国際感覚を身につけ、国際化社会に貢献できる青少年の育成を図ることです。平成11年度からオーストラリアへの派遣が始まり、本年度で16回目の派遣となります。本事業は、9泊10日の日程で、ホームステイをしながら現地学校で語学研修、交流活動等を行います。

滞在先となるオーストラリアは、英語を母国語としており、生きた英語に触れることができます。日本から飛行機で9時間、時差はわずか1時間なので、充実した研修時間を確保することができます。また、先進国の中でも治安がよいと言われており、安心して学べる環境があります。

そして、古くから多様な民族を受け入れてきた多民族国家なので、さまざまなバックグラウンドを持つ人々と交流でき、異文化理解や異文化コミュニケーションを肌で感じ、学ぶことができます。

また、本町では、近年オーストラリアからのALTを受け入れているので、派遣前も帰国後も、ALTを通してオーストラリアの英語や文化に継続して触れることができます。

これらのことから、オーストラリアとの研修は参加する生徒たちが本事業の目的に近づくことができる十分な環境であると考えております。

以上のような理由から、ふるさと振興人材国内海外派遣事業については、来年度以降の見直しを行う予定は、今現在のところございません。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） よくわかりました。

じゃあ、次に梶山城址につきまして質問してまいります。

これにつきましても、何回も何回も質問しておりますけれども、今月6日に総務省が次のようなことを公表しています。相続登記されず、所有者が不明のまま放置されている土地について、初の実態調査を行い、所有者不明の土地、地方で27%と出ておりました。

先ほども取り上げました、先日出された政府の骨太の方針では、所有者を特定することが困難な土地について、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、必要となる法案の次期通常国会への提案を目指すとありました。

梶山城跡の用地買収でもネックになっているのが、同様の案件であるということです。政

府の動向を注意して見ておいていただきたいということをお願いしておきます。そこで、史跡指定予定地の用地買収のこれまでの経緯について伺います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） ご質問の回答ですが、史跡指定に向けての進捗状況となりますけれども、土地開発公社の予算で用地購入を進めています。

平成28年度までに13室、1万5,476平方メートルの土地を取得し、平成29年度は16室、1万8,190平方メートルの用地を購入する予定です。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。この前、土地開発公社の理事会のほうに出ささせていただきましたけれども、不明の場所というのは、何カ所かやっぱりあるようですので、先ほどもありました国の動向を見ていただきまして、速やかな処置をお願いしたいと思っております。

資料の最後ですけれども、12月議会での教育課長の答弁の一部を載せております。梶山城に対する関心の高さ、その特徴を、具体的にどのように表現するかを協議しましたとあります。

梶山城跡の文化財としての絶対的な価値、全国レベルでの相対的な価値を文化庁職員という専門家の目線での情報として町民の皆さんに周知することが必要であります。これまでの文化庁職員の方々の来庁を受けての具体的な報告と、史跡指定に向けての進捗状況を伺います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 国指定史跡に向けての、過去に3人の文化庁調査官の来庁がありました。それぞれに調査の目的が異なっておりまして、平成26年度には史跡の指定にかかわる部門の方、27年度は全体総括の方、そして昨年度は史跡の具体的な調査、整備にかかわる部門の方の来庁となりました。

昨年度の調査では、梶山城跡の整備計画策定の方角性をしていただいたところであります。各部門の調査官が来庁されたことは、国指定史跡の必要な各部門の調査官が、梶山城跡を現地確認したことを意味しますので、文化庁からも梶山城に対する関心の高さが伺えます。

今後についてですが、用地購入を着実に進め、県の教育委員会のご指導を仰ぎながら、学識経験者による、これは仮称ではありますが、梶山城跡調査検討委員会を組織し、国指定文化財に向けた事業を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） この資料に載せてあるのと、ほとんど同じような説明が、今、な

されたんですね。これ、読まれているのかなって、今、一瞬思ったところでしたけれども、私がお聞きしたかったのは、この文化庁の方が来られたというのは、前にもこの場でも聞いているわけですので、その後の報告があったんでしょうか。その調査に対する報告というのは。いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） これは報告という形では、今年6月、まあ、7月にかけてなんですが、地元の文化財、梶山城の保存委員会の方に説明する予定あります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 予定は未定とまらないですね。それは必ずお願いいたしたいと思います。

その場合に、いつどこで何時からやるという、そういうことも、できるだけ広く周知していただくと、この梶山地区以外の方でも興味を持たれている方というのはいらっしゃいますので、私も何回となく案内もしていますけれども、周知のほうを宜しくお願いいたしたいと思います。

現状におきましては、梶山城にどのように触れたらいいのかということをおわっている方は少ないんじゃないかなと思います。どこに行けばいいの、何を見ればいいの、どこに価値があるのかということですね。

そこで、今ちょうど、先ほど言っておりましたように土地開発公社のほうで用地買収が進んでいる、それから国からの調査団も何回となく来られている、そうなりますと、それと並行しまして、この整備というもの、できる範囲内での整備、そういうものは考えられないでしょうかお伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 梶山城跡の整備につきましては、用地買収を進めながら、県の教育委員会の指導のもとに梶山城跡の評価や保存整備に関する検討委員会を立ち上げることを考えておりますので、その委員会での評価に基づいた整備計画が策定されますので、整備についてはその計画策定以降になります。

ただし、梶山城内に、いわゆる周回道路、いわゆる里道があります。その下刈りや台風などで発生した支障木の除去等については、必要に応じて行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。先日もありましたけれども、足元に一周回ってきたら足元にダニがついていました。そういうような、やぶの状態ですので、一般的には

あそこの中に入れることは難しいような気がしておりました。今、お聞きしまして、本当ありがたいと思います。ぜひ、今後ともに、より整備が充実していくようお願いをしておきたいと思っています。

次に移ります。最後の質問のほうになりますけれども、3月議会で質問した中で、傾聴と接遇に関しての研修について伺いました。窓口での苦情処理というのは、本当に大変なことであると思いますが、重要な役割であると思います。

例えば、解決できなかったが、すぐには解決できないという理由が理解できた、このような処理結果は成功であると言えると思います。接遇と傾聴の研修の成果が生かされる場です。

昨日、まちづくりについて、自治公民館を通しての申し出については公平に、そして順番に、緊急性の度合いや通学路かどうかなどの要因にも応じて行っているという答弁がありました。

それも窓口でも私はお聞きしたことはありますけれども、現在、行政側で側溝のふたを整備すべきであると判断し、設置を予定している箇所の有無について、事前に資料を要求しておりましたが、あるならば資料をくださいと要求していましたが、資料が来ていませんので、ないということ、設置予定はないということだと思っておりますけれども、自治公民館からの申し出で、ふたの設置が検討されるということは、先ほど言いましたけれども、行政側で必要だと判断して設置したということはあるのでしょうか。もし、あるとすればどのような場合ですかお聞かせください。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） これまで支部長とか要望等もありますけれども、行政側で判断して設置するような場所というのは、老朽化が進んで、側溝におきまして、ふたがけのない昔の現場打ちと言われる側溝で、側壁がもう老朽化により倒れているというような場所も見受けられることがあります。

そういう場所については緊急性がありますので、そういう場所については、そういうところも地区の住民の方からの通報等で発見することが多いんですけれども、そういう場所においては、即時に対応しているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 現場打ちって、改めて新しいことを聞いたわけですがけれども、またお伺いします。

最後に1点だけお伺いしますけれども、側溝のふたが道路の片側だけに設置してあるという場合、片側だけ設置されたという場合、そういう理由があるのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 要望によって、現場確認を必ずするようにしております。なお

かつ、道路の幅員ですね、道路の幅等に応じて、結構6メートル以上あるようなところで側溝が両側についているようなところというのは、通学路の状況等を加味しまして、片側だけという場合もあります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 通学路と、今、例を挙げられましたけれども、通学路、右側通行ですよね。行きがあれば帰りもありますよね。どういう意味でしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 現状で言いますと、幅員が広いということが一つ、現状を見たときに判断して、通学路であっても広ければ、とりあえず片側だけ、なかなか予算の都合もありますので片側だけ整備していくという場合もございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 将来的には両方というわけには、それはならないんですね。向こうがなったからこっち側も近々なるだろうという期待というものは、これは意味がないということもあるわけですか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） でき得るならば両サイドやっていくのが望ましいことだと、私たち考えてはおります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 非常に細かなところで申し訳ないんですけども、あちこち見ますと、特に三股の顔となります駅周辺には、もう要望してもかからないもんだから自分ちでかけたというようなので規格がばらばらの側溝のふたがなっているんです。片側はきれいになっているんです。非常に、見た感じが変なんです。とってつけた都市整備という感じがするんです。

やっぱり、駅の近くだからという意味でもないですけども、そういう点、もっとすっきりとした道路、予算が全て裏づけなんでしょうけれども、駅前周辺の再開発ということも、ずっと問題となっているようですので、見た感じが整備されているなというふうにする方法というのも考えておいていただくことを要望したいと思いますけど、一言どうでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 私たちも学校周辺というのは、なるだけ整備したいということで、三股小学校から農協の裏に行く通り、こちらについては両側側溝の整備を行っているところであります。

そこから曲がって駅のほうに行くところについては片側だけということの現況を考えて、その個人の入り口のふたが、欠けたり欠けていなかったりという現況があることも存じ上げておりま

す。

そういう場所においては、先ほど言ったように幅員が広くて車が通っても、子供の交通に、さほどというとおかしいですけど、狭いところよりは支障がないので、ちょっと先送りになっているというのが現状であります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 先送りですね。先送りということですね。

あそこの駅前近辺も、住宅がどんどんできております。このままですと、その側溝のところがまちまちになるんです。高さも違えば様式も違えばと、見た感じがすっきりしませんので、そこのところも考えておいて、先送りが少しでも近くになるようお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） ここで、11時25分まで本会議を休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時25分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位、7番、指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） 発言順位、7番、指宿です。通告いたしておきました3項目について、まず最初の2026年開催予定の宮崎国体についてということで通告いたしておきました。

①で、開催予定市町村の現状はどうなっているかということでございます。

宮崎国体は、夏季大会が昭和54年、1979年9月に、宮崎市・延岡市・日南市・新富町の4市町で開催され、秋季国体は、同じく昭和54年、1979年10月に、17市町村で28競技が開催されています。

2回目の国体が、平成38年は多分来ないと思っておりますけれども、2026年、47年ぶりに、第81回国体として開催予定となっております。

本年、平成28年を入れて10年、来年から数えると9年後になりますが、宮崎国体に向けて主要3施設と言われる陸上競技場・体育館・プールと言われるものがありますけれども、陸上競技場及び体育館については、複数の自治体が誘致の名乗りを上げております。

その現状を踏まえて、主な競技、もしくは全体的なものが町としてわかっているならばお教えを願いたいと思います。

後の質問は、質問席から行います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 2026年の宮崎国体において開催予定の市町村についてのご質問につきましては、担当部署が教育委員会でございますので、教育課長のほうから回答させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 2026年に2巡目となる宮崎国体が開催される予定となっておりますが、県の国体・高校総体準備室にて、各市町村に対しアンケートをとるなど、開催市町村の決定に向けての準備をしている段階であり、開催市町村の決定には至っていないのが現状であります。

また、今年7月以降に日本体育協会や各競技団体等の協議によって、国体種目の決定がされるため、開催市町村の決定も7月以降になるとのことです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） オリンピックも、3年後でも今ばたばたしているぐらいですから、9年後、10年後と言えば、そういうことはないとは、要するに全体が決まっているかどうかということはないかもしれませんが、実際上の問題として、今まで国体もしくは高校総体、まあ、高校総体につきましては、鹿児島と合同でとか話があるやに聞いていますけれども、要するに協議はそれを見越してという形で動き出しているというふうに思っています。

そこで、宿泊施設も何もない三股町ですけれども、例えば都城市は、うわさで言うと、あそこの弓道場を8億かけたのは、多分、国体ではないだろうかと言われているわけですが、過去をひもといて、第1回目の国体を見ると、考えて見ると、三股の野球場もサブの競技場として複数の試合が行われたと記憶いたしております。

そこで、この問題をあえて町長としたのは、その施設の関係ということがあって質問をしたわけで、要するに国体を行うということは、他の自治体は、要するに国庫補助をひっくるめて、全てそこできるといって誘致をしようということになっているんだろうと思います。

先ほど、登壇のときに言いました陸上競技場と体育館は手を挙げているけれども、プールは手を挙げないんだそうです。理由は簡単、要するに維持費に莫大な金がかかるということで手を挙げないということなんだそうです。二重にプールの水深を変えられる構造でないといけないということなんだそうです。飛び込みの関係、もしくはシンクロの関係、いろいろあるんだそうですけれども。

そこで、ほかの三股町について、そういう3施設以外のものについて国体で行うとすれば、北

海道からも来るわけですし、沖縄からも来るわけですが、そのサブの会場、もしくは三股町ででき得るものというような論議はしたことがあるのかなと思ったので上げたわけです。答弁をよろしくお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） まず、宮崎国体へ向けた本町の取り組みについてですが、現在、県の国体・高校総体準備室から、予備調査として開催希望競技や開催可能施設等についてのアンケート調査が来ており、競技を行う上での施設の条件等について調査をしているところであります。

ですので、今のところは、町のほうの開催のサブ等の施設については、今のところ、また協議はしていないところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） どんな競技でも、大きな、通称メイン会場というところがあって、サブということがあるんですけれども、町として、こういうことにも取り組むとか、もしくは国体について何かの会議をしたということがあるのかどうか、三股町として2026年に向けて、何かそういう会議をされたことがあるのかどうかお聞きをいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 現在のところ、その国体に向けての協議は、今のところはしておりません。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひとも、2026年、我々がこの世にいるのかどうかわかりませんが、年数的に言うと必ず来るわけで、先ほど登壇で申し上げましたように称号は平成ではないかもしれませんが、2026年というのでは必ずあるわけで、三股町では何かできないのか、もしくはそれをかこつけて、サブ競技場を、いろんなものがあると思いますが、例えば練習場、例えばほかの県とタイアップして本町に来てもらうとか、何かそういうことも議論をしてほしいなど。

そうすることによって、三股町の施設が何万人も収容するような施設をつくれということではなくて、サブであれば、ある一定の、補完の投下は少なく、何かできるのではないのかなというふうに思っています。先ほど話したように、野球は旭ヶ丘運動公園で、3試合か4試合あったと記憶しております。

もちろん最初の、第1回の国体は、台風の関係で全てが行われなかったと。記述によると、閉



会式は行いというふうに書いてありますから、全て行われなかったというのも事実なんですけれども、全体的に三股町として、何かすることによって、要するに、そういう施設をつくることによって、町民が国体を身近に感じられるという形が必要ではないのかなど。要するに、どっかでやっているよと。

私が一番、頭に来ているのは、宮崎市が、利便性が高いから県都でやるんだというふうに言っています。もし、それが正論であれば、国体は日本全国回る必要はないわけで、東京で1回やっておけば、ずっと、2020年、オリンピックがあるわけですから、そうすると国体なんか、もうずっと東京でやれば済むという話になります。

そうではなくて、地域のスポーツの振興だとか、そういうことも踏まえた上で各県を回っているんだろうという主旨から言うと、少しでも、今ある自治体の中に、国体が身近に感じられるようなものに着手すべきだというふうに思いますので、ぜひとも早急な議論をした上で、もう県は準備室が、答弁にあったように、もうでき上がっているわけですから、準備室の中に、もう電話番号も引いてあります。インターネットで調べると、もう何人いらっしやるのかわかりませんが、複数の電話が、もう備えつけてあるようですから、そういうことで言うと、ぜひとも議論をお願いしたいと思います。9年後ですから、よろしく願いをします。

次の問題に入ります。いいですか、はい。お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまお話がありました本施設あるいはサブ会場というような形での取り組みですけれども、この前も知事が本町のほうに来まして、くるま t h e 談義というのがございました。そのときに、都城が今誘致を検討しています山之口の話が出まして、それで、そのサブ会場といったらあれなんですけれども、本町のほうでも、今年から旭ヶ丘運動公園を5カ年かけまして、陸上競技場の整備をいたします。そういった意味あいでは山之口のほうに誘致されれば、そのサブ会場としても本町としても役割を担えるんじゃないかなという話をしまして、ぜひ来年度以降の予算措置ですね、県が割り振りしますので、旭ヶ丘運動公園のほう、お願いしますという話も若干させていただきましたけれども、そういう意味合いでの国体のかかわり方にはアンテナを張っておこうというふうに思っています。

それとともに、先ほどお話がありましたように弓道場ですね、そちらのほうも都城市のほうに頼んできました。本町にも12人立ちの立派なものがございます。それで、両方合わせたところで、会場として指定を受けないかなど。そういうことも検討っていうか視野に入れながら、県のほうとのやりとりはお願いしたいということで、教育課のほうには申し上げておりますので、そういう、何らかの形での本町も会場の一役を担える、あるいはサブ会場として全国から来ていただける、何らかの取り組みにはかかわりたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひお願いをしておきたいと思います。ついでに申し上げておきますが、都城の弓道場は全国大会にはできません。あそこは観客席が100人しか入れないんで、各都道府県から、47都道府県から来たら、監督他男女だけで90人いるわけですね。監督入れたら、もう観客誰も入れないです。ましてやクローズされている敷地内ですから、そうなるらば仮設をつくる以外にどうにもならないという欠陥があるということだけは申し上げておきます。

次に行きます。通告いたしておりました2番ですが、町の中心部にあって今現在建っている状態ですけれども、今後の活用状況ということで通告をいたしておきました。質問の中で、昔は、今教育委員会が入っている中央公民館で結婚式をして、そして、その後に福祉会館といわれた、今、私がお質問したところで披露宴をするというのが私の同級生でもいたので、役場に、そういうことが普通でありました。結婚式場を、三股町が結婚式の道具も持っていました。着るものも。そして、そういうことがあったわけですけれども、披露宴をして、向こうの今の旧の福祉会館は風呂も大きいのがあって、それから囲碁教室があったり、いろんな社会福祉協議会が入っていたということもあるんでしょうけども、いっぱいそこでいろんな行事をやっていました。それが今、あそこに行く風呂よりも数段大きい風呂があったわけですね。要するに温泉ではないですけども、ただの沸かしのお風呂ですよ、温泉じゃなくてお風呂というのがあったわけです。

弓道場だけで言うと、向こうに古いのがあったときに、宮大が合宿にも使っていました。福祉会館のあそこですね、風呂があって、大きい広間が、畳間があるわけですから、十分寝れるわけで、夏休みは合宿にして使っていました。そういう歴史もあるところの施設であります。幸いなことに、まだ東側は空き地ですので、そうすると取りつけ道路のことの心配もいらぬ、あそこにあれだけの大きい土地があいてるよなということで、今回質問をしたわけです。この問題について答弁をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 旧老人福祉センターは、施設の老朽化によりまして、平成17年度に三股町総合福祉センターを開設以来、普通財産となりましたが、耐震化もされておらず、主に町の資材や試掘等による出土品の保管等、倉庫として活用してきておりました。旧福祉センターの用地につきましては、2件ほど問い合わせも過去にありまして、平成26年度に一般公共入札で売却の公募も行いましたが、申し込みがなかったところであります。

売却の条件といたしましては、建物が補助事業で実施しているために、県の長寿介護課協議によりまして、建物は現状のまま無償譲渡での売却ということになっております。当時、建物、樹木、庭石などについて町の技師が撤去に関しまして算出した費用が約2,100万円、ただ、町内の3社に見積もりをお願いしたところ、大体1,300万程度ということで、その当時、見積も

りがされたところであります。

現在、建物につきましては教育課の試掘等による出土品や住民提供の農具、農業振興課の資材、社会福祉協議会の生活困窮者に対応するための電化製品、商工会の舞台など、倉庫として活用しているところでもあります。町としましては資材の保管場所は必要でありますので、新たな活用方法が出てくるまでは倉庫として活用していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 町の真ん中であれば、売るのは簡単なわけですけども、せっかくあいてるなど、せっかく土地があるなど。建物をそのまま耐震化をするというのは大変なことでしょうし、あそこは迷路のように増築から増築を重ねているところで、とてもじゃないけどそのままでは利用できないなというふうに思います。風呂のところもないんですけども、要するに、もう一回更地に返して、どうにか利用できれば、例えば先ほど言ったように、晩年ですけども、最後になるころ、今から二十五、六年前までは、そういう合宿所として相当利用されてきました。あそこからすると、町の施設はそこなんですよね。歩いて行けるところというところで、頻繁に、「ああ、きょうも洗濯物干してあるなあ」というような感じで見えていました。そういうことから言うと、あそこももう少し活用できないのかな、建物を更地に返して、もしくは補助がどうなっているのかわかりませんが、相当、土地そのものは広いし、東側も今、ゲートボールか何かされているようですけども、相当広い土地が道路に面してあるかなというところからいうと、もう少し何か考えられないのかな。要するに、きのうも簡易宿泊地の話とか出ていましたけれども、三股町はあったよなというところから、これをつくりだしたわけですけども、一時はですよ、旧駅の鉄軌道用地に寝台車を引っ込んで、そこを管理する施設にしたらどうかとかっていう話がちょっとあったようですけれども、それは無理としても、今から先、町で何かをやろうとしたときに、あそこがちょうど真ん中であって、近くには駐車場もいっぱいあるところが、武道館、歩いてそこですから、そういうところからいうと、恵まれた立地条件だなということで上げたわけです。総務課長に再度聞きますけども、買収を避けて、もう一回その土地の利用ということは、テーブルに乗せるっていう予定はありませんか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど総務課長が回答しましたように、以前は売却ということで進めておりましたけれども、現在はこのように倉庫としての活用ということで取り扱っておりますけれども、今後ですけども、何回となく言いますけれども、五本松団地の跡地の活用、それと合わせた形でのこの活用というのも視野に入れていいのかなというふうに思いますので、当分の間といたしますか、現在のところ売却の予定はございません。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひともお願いをします。

昔、私が、もう役場をやめたから言っているんでしょうけども、福祉のベットもあそこに、今はないのかもしれませんが、ベットを利用できなくなった、要するに入院されたもしくは亡くなった等々でベットが必要でなくなったという人から寄附、寄贈があると、そのベットに該当しない、要するに申請しても該当しない人用にとっておいて、該当しませんけど古いのであればどうぞという形で大変喜ばれたというところもある、そういうベットの置き場にもなっていたところでもありますので、別な意味のところで、いろんな利用方法があり、町長が言われたように五本松の跡地とセットで考えると、いろんなアイデアが浮かぶと思いますので、ぜひとも先ほど言った合宿所みたいのところ、簡易宿泊所っていうことであると、いろんな制約があるんだそうですね。防災上の関係だの何だのって。そこら辺も加味した上で、何かいい方法があれば考えてほしいと思います。

最後の問題になります。最後は3番の問題として、ふるさと納税について通告をいたしておきました。都城市が7割、8割ですかね、還付するという形で、総務省が最初はよくやったよくやったと言いながら、後になったらやりすぎだと、こういう形で、都城市が霧島酒造関係の大きな売買お手伝いをするような形で、要するに過剰なお礼品という形で、今回少なくするように、3割ですかね、今通知が来ているようですけども、この感じがあった中で、本町としてどういうふうを考えていらっしゃるのか、動きはどうなっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 国からの要請を受けての取り組みですが、ふるさと納税の返礼品につきましては、まず平成27年の4月に総務省よりふるさと納税の指針を踏まえた良識ある対応をするように要請があったところでございます。良識ある対応とは、返礼割合が5割以下との情報を得ましたので、本町におきましてはプレミアム企画以外の通常の返礼品については送料込みで寄付額の5割以下としてきたところでございます。しかしながら、要請については罰則規定等もないことから、一部の団体では換金性の高いものや返礼割合の高いものなど、団体間の競争が過熱したようでございます。このような状況を受けまして、ことし4月に、総務省はふるさと納税に関する事務の遂行に当たって、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を徹底するように改めて要請しました。その内容は、返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎み、寄付金の使用目的や充当した事業の成果を十分周知することで募集しなさいということ。もう一つは返礼品については、換金性、資産性の高いものや高額なものを送付しないこと。また、返礼品の調達額を寄付額の3割以下にすること。返礼品は一時所得となることを寄付者に通知すること。ふるさと納税に係る申告特例通知書においてはマイナンバーを取り扱うため、個人情報

を厳格に管理すること。また、外部委託等を行う場合は個人情報漏えい防止対策を徹底することなどが要請されました。

本町におきましては、この要請を受けまして、返礼品の調達額を寄付額の3割以下へ見直し、送料については、今まで込みだったんですが、実費をお支払いする方向で現在、業者の皆さんと協議を進めて、説明に伺っている状況でございまして、今年の8月をできればめどにリニューアルを計画しているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 多分、新しい人たちを開拓するっていうのは、なかなか今、ネットで調べると三股町を探すのは至難のわざというような感じになっています。残された道はたった一つ、過去に三股町と縁があった人、要するにふるさと納税という形ででも、もしくは出身者という形でも。

そこでお聞きをいたします。鹿児島県と宮崎県と間違えて送って、代替品を送ったわけですが、その後、そこから何かあったのか。もしくはそこにもう一回働きかけるつもりがあるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 昨年ありました宮崎牛と鹿児島産を間違えたことにつきまして、お詫びして、また正しい宮崎牛を送ったという事です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 聞きたかったのは、そこまでは承知しているんです、報告があったので。だから先ほど言ったように、返礼品が落ちていって、新たな人を開拓するには無理なので、そこに要するにお詫びして送ったわけですね。ということは、何らかの連絡がついたわけですね。ということであれば、こういうふうにしましたという形で、通称言えば営業ですかね、という形で、過去はこうでした、こういうふうにあります、引き続き三股町とこういうことはできませんかというような営業らしきものをやっていますかということをお聞きしたかったんですね。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 失礼しました。今まで寄附いただいた方が一番の三股町の応援者というふうに理解してございまして、そういう方向けの特設サイトもしておりますし、そういう方に対して、こういう制度改正しましたという新しいパンフレット、そういうのもお送りする予定でございまして。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 特に、その管理でクレームも来なかったというふうに聞いておりますので、多分、気分的には、その人たち、町の対応がよくてクレームもなかったんだろうというふうに思いますので、そうすると、紳士的な対応をとったということであれば、また再度のものができやすくなるだろうし、それからそれがこういうことですよという形で、もし全体的に何かにお知らせがあれば、そんなのも載せるとか、もしくは三股町、そこについての、例えば広報みまたみみたいなやつは、送付は、そこは別に、ふるさと納税があると、そういう町からの発信ものというのは納税だけにとどまってるんですか。それともほかのものも何か送るようにしてるんですか。例えば、三股の広報紙も送るとかっていう形はとってるんですか。ちょっとお聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 三股町の広報紙自体は送ってないんですが、そういう三股町をお知らせするPRですね、そういう資料と一緒に、あとお礼状と送っているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 多分、返礼品の中には入らないで、金額的にはそれは算定されないと思いますので、例えばそういうことをされた人については、町の広報紙等々は送るようにして、三股町が例えばふるさと納税で使ったもの、納税していただいたものはこういうふうに使っていますよっていうPRだけでなく、そうか、自分たちがふるさと納税したところについてはこういうことをやっているし、例えばこんなイベントを行っているなというのやらすると、より身近に感じていただけるんじゃないのかなというふうに思うんですが、そういうことの論議ができるかどうかだけ答えてもらって。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） お礼状の中に、やはり使い道、どうだったかっていうことを、やっぱりお知らせするというのが、この町を近くっていうか、親しく感じていただけるものだなということで、町長のお礼というようなことで、お礼状の中に今回、パノラマまらそんですね、こういう具体的にはこういうものに使いましたよっていうことを一文入れまして、本当にありがとうございました。大成功で、このマラソン大会が成功裏に終了しましたと、そういうふうな内容のお礼状を今回追加して出したところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 大変いいことだと思うんですが、ところで、広報紙そのものは年額交付契約すると、幾ら金を払えば町外の人に送ってもらえるんですか。送ってるのがあるんじゃないですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 正確な金額はちょっと持っていませんので、後ほど。恐らく2,000円ぐらいだったと思うんですけど。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 正確な数字じゃなくてもいいんですが、例えば、万単位したらその年度は送りましょうとか、もしくはそのされたところから1年に限ってやりましょうとか、何か返礼品用として、それは返礼品に入らないでしょうから、ただの紙なので。だからもらった人がほかに利用できないものとするれば、何かこういうのも必要ではないのかなというふうに今思いましたので、最初言いましたように、新しい人を見つけて、その人をするというよりも、商売人がみんなやっているダイレクトでそこに届けば、またやってみようかなとか、1回やった人ですから、三股町に何かの縁があつて、もしくはネットか何かわかりませんが、何かで三股町をクリックしたってということなので、そういうことで論議をしてほしいというふうに思います。

私は今回3つのものをやりました。全部一貫してするのは、三股町内ではなくて、町外に何か発信できるものはないのかなという視点で、今回3つをしたわけです。2020年の国体のものについても、これ開催は決定して、もうネットに載っています。2015年から2026年まではもうネットで、だっと出てくるんですよ。宮崎、一番最後、今、一番新しいんでしょうかね、決まったのが。という形でもう決まっていますので、過去のものじゃなくて、もう身に迫ったものとして長期的な決定をお願いをしたいと思います。

2点目の福祉会館については、先ほど言ったように、広くホテルとかっていうふうにするのではなくて、何かの合宿所みたいな形をとれば、観客席がない三股町の施設ですけれども、ちょっとした強化合宿には利用できるんじゃないのかな。そうすることによって地場産品の農作物、畜産等々のものもそこで消費できるんじゃないのかなというふうに思いまして、これに入れました。

3点目はふるさと納税は、先ほど言ったように、広く興味を外に知らしめていただくということで、3点、同じスタンスでしたつもりですので、町長初め、教育委員会等々も連絡をとりながら、ご討議、ご議論いただければありがたいと思います。

以上で終わります。

.....  
○議長（池邊 美紀君） それでは、これより13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時00分休憩

.....  
午後1時26分再開

○議長（池邊 美紀君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位8番、内村君。

〔8番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（6番 内村 立吉君） 発言順位8番、内村です。今年、雨が少なくて作物も発育が余りよくないようであります。6月の8日に梅雨入り宣言が行われまして、6月に入りまして1日から8日までの1週間ですけれども、昼間は暑くて、朝夕が非常に寒くなりまして、1日の温度差が15度以上ある日にちが、気象庁が8日に発表した段階で5日間あったということでもあります。そして、13日、今日からですけれども、1週間、九州南部の気温が平年より1度以上下がるというようなことでもあります。体はまだ慣れてないですから、体調管理に十分注意したいなと思っております。

一般質問を行っていきますけれども、重複する点もあります。それぞれに思っていることが重なりまして、それぞれ皆さん考えていることをここで発言したいというふうなことで重複するんじゃないかと思っております。今回は4項目について一般質問をやっていきたいと思います。

まず最初に、職員の採用試験についてであります。主な事に対しまして質問をしていきたいと思っております。それでは、本町の職員の採用試験についてであります。どのような方法で行われているか、伺っていききたいと思っております。

あとは質問席にて質問していききたいと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 本町における職員採用試験について、現在の取り組みでございますが、まず試験実施の有無を判断するため、職員に対し、4月に退職希望者の申し出を依頼しております。また5月下旬に三股町を定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定の制度を定める規則の規定に基づきまして、早期退職希望者の募集を行い、これと同時に、職員の再任用に関する条例に基づく再任用職員の任期の更新希望の確認も行っております。

次に、試験の実施に向けての取り組みですが、宮崎県町村会主催の宮崎県町村職員採用統一試験実施打ち合わせ会に出席しまして、統一試験実施委員会の設置や職員採用試験の実施予定等について打ち合わせを行っております。なお、今後は町回覧板や町ホームページを活用しまして試験の案内を行っていきます。今年9月17日、日曜日に統一試験、一次試験を行う予定でございます。

倍率についてですが、過去3年間の一般事務Aにつきましては、平成28年度が9倍、受験者45名に対しまして合格者5名、平成27年度が16.8倍、受験者数67名に対しまして合格者4名、平成26年度が13倍、受験者数65名に対しまして合格者5名となっているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。



○議員（6番 内村 立吉君） これは町村議会合同で試験をなされると思いますけども、場所とか、一次試験、二次試験の内容的なことをちょっと伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今年度は、今からまた計画するところではありますけども、昨年度、一次試験では一般教養試験保健師等につきましては専門試験と一般教養、一般事務につきましては一般教養と作文試験と適性検査を一次試験で実施しております。二次試験では面接ということで選考しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 非常に倍率が高いようでありまして、その中で町が本年度は何人採用するかというようなことが、はっきり退職者とかいろいろ募ったときに出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、その中で、やっぱり一次試験の合格ラインの点数というのはあるわけですかね。何点以上が合格ラインの点数とあって、その中で合格ラインに達しないというようなことがあるわけですかね。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 試験のラインにつきましては、職員の中で構成しております委員会がありまして、その中でその試験のたびに全体の成績を見ながら検討しているところであります。当然、一次試験での採点が、もともとが、例えば県内平均とか、それよりも低いという場合は、当然、種別によっては合格者がいないという場合もあり得ますけども、基本的には試験問題で大体全体の平均点とか、その辺も出ますので、あと本町が採用をある程度予定している人員等の人数等も含めて検討した上で決定しております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） そのような中で、今非常にいろんな新聞等で売り手市場といえますか、学校を卒業された方とか、いろんな方が、非常に優先的だというふうなことを言われておりますけども、まだまだこれから先は素晴らしい人材がいいんじゃないかということも言われておりますよね。その中で、年々いろんな人の受けられる方もいらっしゃると思っておりますけれども、万が一、その採用試験の中で、今年は何名採用するちゅう中で、一次試験が合格ラインに達しなかったというようなことはあり得るわけですか。その中でもし達しなかった場合は、翌年に追加人員を大目に見るとかというようなことはあり得るわけですかね。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 採用につきましては、当然、退職者等がありまして補充をする必要があるわけでありまして、先ほど言いましたように、一次試験をして余りにも全体が成績が悪いという場合も考えられますけども、基本的には補充していきますけど、ある程度の有能な

人材を確保するという点でいくと、だからといって点数をかなり下げてまで採用するかということとはできないものと考えておまして、その場合は、また次年度なり採用の対象になっていくのかなと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） その中で、合同で試験が行われて、その一次試験の合格通知というのは町から出されるわけですかね、どちらから出されるわけですかね。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 試験の第一次の合格通知については、一次試験を行った後に再検討が届きます。それで、先ほど言いました委員会等でラインとかも検討しまして、その結果によって町のほうから一次の合格者発表ということで通知をしております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） その中で一次試験が合格されてから二次試験に入っていくわけですが、一次試験から二次試験までの間の間隔ってというのはどのくらいあるわけですかね。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 大体一次試験が、昨年も先ほど言った感じで9月の中旬ごろ行いまして、ほぼ1カ月後ぐらいになると思います。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） その中で、この前、宮日の新聞に都城市のことがちょっと書いてあったわけですが、市の職員の採用の一次試験で一般教養試験と専門試験を原則廃止して、総合能力試験、SPI3というんですかね、を導入するというようなことが書かれておりました。このことにつきましては、基礎能力検査と性格検査で、個人の基本的な資質を測定するというようなことが書かれておりました。市によりますと、仕事上の正確性や迅速性を図るなどを重点に置き、現場能力を充出する検査であるということがありました。法律や行政学などの公務員試験対策が不要になってくると。今までの職員採用試験とかいった場合には専門学校、公務員学校じゃなきゃいけないというようなことがいろいろ言われておりましたけども、これはまさしく今までのことを覆すようなことだと思います。

その中で、今、全国の自治体で16年度が771の市のうち50市が採用をしたと言われております。本町におきまして、このような採用試験に総合能力試験を導入する考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 都城市が県内で初めて導入しますテストセンター方式の総合能力試験、SPI3につきましては、民間企業の多くが導入している試験であります。これによりまし

て、従来のいわゆる公務員試験対策が不要になり、受験がしやすくなり、幅広い分野からより多く受験してもらうことで優れた人材の確保が期待できるということで聞いております。

また、都城市におきましては、大学卒業程度及び社会人枠の受験者は設定された期間内であれば全国に設置されている試験会場、テストセンターの中から都合のよい会場、日時を選択することができ、受験者にとっても利便性が格段に向上するようであります。

本町では、今のところ総合能力試験の導入については考えておりませんが、本町におきましても県内初となります都城市の状況を注視していきたいと考えております。また、宮崎県町村会で統一試験を今行っているところでもありますけども、町村会も導入について検討中ということで伺っているところでもあります。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） ということは、町村議会で一応にいろいろ協議とかなされて、そのような形で方向性を持っていくちゅうことですかね。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 都城市が今回初導入ということで、町村会のほうも導入に向けての検討というよりも、その内容をもうちょっと正確に勉強して、市町村の採用試験に合うのかもかも含めて検討されることだと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 先ほど総務課長のほうからいろいろ答弁があったわけけども、これから先はすぐれた人材といいますか、そういうような方を早めに確保するというようなことが言われております。委員会も幅広い受験ができるようになる、すぐれた人材の確保にはつながっていくんじゃないかと言われております。改めて伺います。総合能力試験を導入する考えはないか、町長に伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今、総務課長のほうで回答しましたように、本町は今まで町村会で統一試験という形でやってきておりまして、やはりそういう今までのやり方をまだ今のところ続けながら、そしてまた言われますように県内初でございますし、また各町村会のほうでも研究するというのでございますので、その様子を見ながら町としての考え方を整理していきたいというふうに思います。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） これからいろんな町村議会の様子を伺いながら、それ以外にまたやっていくちゅうふうなことですけども、これから先は人材が不足するんじゃないかと、いろんな企業的にも言われておりますから、やっぱり検討するちゅうようなことじゃないかと思っております。

で、次に行きたいと思います。

税金の滞納者の問題ですね。税金は国民の義務と言われております。収納対策係ができて、なかなか、いろいろ決算のときに説明も聞いておりますけども、その中で今の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 特別収納対策係につきましては、町税を中心とした滞納問題が深刻化しつつあることから、収納率の回復による自主財源の確保と町債権の効率的、効果的な回収を行うために税務財政課内に特別収納対策係を平成24年度に設置したところでございます。係の仕事、これまでの状況、収納率等について税務財政課長のほうから回答していただきます。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 特別収納対策係では、各債権担当課の徴収事務に関する支援等を行うとともに、債権の発生から回収まで、それぞれの段階ごとに的確な債権管理を一層推進するための基本的事項と債権管理に関する組織及び事務処理の方向性を示す三股町債権管理適正化指針を策定しました。また、債権者として行うべき統一的な処理基準を明文化し、債権管理の適正化を図るための債権管理条例及び同施行規則を制定し施行しているところであります。さらに、知恵を絞り、戦略を練り、スピードを持って実行に移すを基本方針とした特別収納対策係事務執行方針を策定し、事務処理を行っています。具体的には、高齢者や社会的弱者等の例外を除き、自主納付へ転換した結果、徴収嘱託員を2人から1人に削減できたところです。また、町税徴収の年間スケジュール、税徴収マニュアルに基づく事務処理の徹底、滞納者の預金、給与、生命保険等の調査により、年間約300件、1,300万円ほど差し押さえを行っています。他にも自宅の搜索、タイヤロック等を実施し、昨年度は当町として初めて差し押さえた不動産の公売、換価を行ったところです。さらに、職員のスキルアップ、ノウハウの蓄積のため、各種研修会や公売会等に参加しているところです。

これらにより各年度の収納率が前年度を上回り、平成28年度の収納率は現年度97.65%、平成27年度比プラス1.17%、滞納繰越33.26%、平成23年度比プラス14.62%、全体収納率92.74%、平成23年度比プラス5.98%と向上しているところです。この結果、滞納繰越額を平成23年度に比べ1億3,185万9,000円削減することができたところであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 税務財政課長のほうからいろいろ説明がありましたけど、やっぱり弱者、生活困窮者、保護者、いろんな方がいらっしゃいますから、そこへんも考慮しながらや

っていらっしゃるというようなことですが、やっぱり払える状態であって払えない人が一番いけないんじゃないかと思います。そこへんの人が、それが慣れっこになって、これを税金で払わなくてもいいんじゃないかというようなことが、やっぱりそういうふうに広まっていったら、大変なことです。この税金の払わない方に対しましても、連絡とか通知はどのような形でなされているわけですか。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） この通知におきましては、まず滞納の方につきましては最初、督促をいたしまして、その後、催告をしておりますけれども、これにつきましては、地方税法にあります「督促を発した日から起算して10日を経過した日までに督促にかかわる町税を完納しないときには滞納者の財産を差し押さえなければならない」という規定に基づきましてやっているわけですが、いきなりではなくて、やはり催告の中で納付誓約という形で分納とかの誓約をしていただきまして、その後、分納の誓約も履行されない方につきましては、催告の督促とかの案内をしているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） なかなか納めない人から取り、結局なかなか難しい人もいらっしゃると思いますけど、成果も上がっている状態ですから、これからいい状態で、これはなかなか難しく、取りに行ったりしたら大変な人もいらっしゃると思いますけど、そのところはいいふうにして、今後も収納率が上がるように努めてもらいたいと思います。

続きまして、農業問題につきましてはいろいろと質問をしてきました。今議会に農業委員が6名、農地最適化推進員が10名、名前が上がっております。地域の農業の中で、メンバー等を見たら、地域のリーダー的な人が上がってきているのではないかと思います。そしてまた、農業につきましては三股町農業振興対策協議会のほうでもいろいろ説明があったわけですが、そしてまた第2地区におきましても樺山営農集落を中心として土地改良多面的機能支払を利用しながら地域の保全管理をやっているところであるわけですが、今年も樺山集落営農の組合で休耕田にジャガイモ等をやられて、収穫が終わったばかりであります。今年は雨も少なく、できも上々ということでもあります。昨年の北海道の大雨による被害で田畑が荒れまして、作れなくなりまして、大阪のコイケヤポテトチップスのもとをつくっているところであるわけですが、このことにつきましても、単に作るだけじゃなくて、地域の人たちがまとまって、みんなが一緒に仕事をする。みんなが集まる場所でもある。そして、雇用の場でもあると思います。そしてまた、いろいろことをする中でいろんなことが出ております。ブロックローテーションがという話も出ております。どのようにするかと言われておりますけども、産業振興課長に伺いたいと思います。ブロックローテーションですけども、今後も地域のそういう集落営農的な組合の中

で、主に話し合いをしながらやっていくのが本当じゃないかと思っております。それでないと、水の問題とか、いろいろ問題等が出てくるんじゃないかと思っております。その中で、やっぱり水の問題は大きな問題になりますから、このことに対しまして行政としてちょっと伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今、水の問題ということで質問があったわけですが、先日、堀内議員からの質問にもありましたとおり、まず水田というところについての水利用についてなんですけれども、コメの生産調整の廃止等もありまして、平成30年産の米から国の施策自体も若干変わってくるという中で、本町としましては、やはりこのブロックローテーションですね、これを根幹とした中での新たな施策、そういうのを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） それぞれ地域の中で話し合いの中で解決して、まとまりの中で農業をやっていかないと、なかなか話し合いの折り合いがつかないですから、農業を取り巻く状況の中で、やっぱり一番怖いのは災害であります。災害であって、去年、台風の16号が来てから、いろんなところに被害が出ました。その中で樺山用水路ですかね、中野地区の復興工事について伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、昨年台風被害を受けました福留水路の復旧状況についてご説明したいと思います。当災害箇所への復旧におきましては、中野地区、樺山地区の水田を潤す重要な用水であります。通水を最優先とした復旧計画で進めてまいりました。復旧事業費は2,585万7,000円、対する補助率は94.4%でございます。平成29年1月26日に着手しまして、山崩壊部分のモルタル吹きつけ工法を中心に、平成29年6月26日の竣工を予定として進めているところでございます。最優先とした用水路の復旧につきましては、平成29年5月26日に樺山土地改良区員の立会いのもと、通水の確認をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 6月26日はもうあれですけども、田植え前ですけども、今年はなかなか梅雨に入りまして雨が降らなくて、今日の雨の様子じゃないけど空梅雨じゃないかというような話が出ましたから、また水の問題が大きな問題になってくるんじゃないかと思っております。やっぱり休耕田、今WCSとか、いろいろ植えられる方もいらっしゃいますから、水の多

いときはいいですけども、その中で奪い合いになりますから、お互いに行政、農済とか、J Aとか、その方が入って、お互いの話し合いの中で解決をしていかなければならないんじゃないかと思っております。

次に行きます。県勢が3連覇を目指す宮城全共であります。全国和牛能力共進会につきましては、今、毎日のように新聞に載っております。現状、今後の日程について伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、平成29年9月に行われます全国和牛能力共進会宮城大会に向けて、現在の状況と今後の日程についてお答えいたします。

2部門ありますけれども、まずは種牛の部でございます。都城北諸県代表牛の二次審査が平成29年4月4日に開催されました。23頭の出品がございまして、そのうち本町は3頭を出品したところでございます。結果は最終審査へ15頭が選抜され、うち本町から1頭が選抜されました。平成29年5月11日に都城北諸県代表牛最終決定審査が行われました。出品区分の第2区に1頭、第3区に2頭、第7区に4頭ワンセットの計7頭が都城北諸県代表牛として選抜されたところでございます。そのうち第3区に本町の久保義博さん出品の「かねとし」号が選抜されたところでございます。現在、平成29年7月7日に小林市で開催される宮崎県代表牛決定検査に向けて、和牛生産部会、農協、行政との連絡をさらに密に、調整を進めているところでございます。

次に、肉牛の部でございます。本町では株式会社福永牧場において3頭の候補牛をJ A、経済連、家畜改良事業団、家畜登録協会、行政で定期的に巡回し、肉質の超音波診断や血液検査によるビタミン濃度測定、及び肥育度数をはかる外貌審査等の検査を実施しているところでございます。今後は平成29年6月9日に都城北諸県地域の最終巡回検査が行われましたが、宮崎県内候補牛、今現在90頭います。その最終巡回検査後、平成29年6月17日に候補牛が30頭に絞られる予定でございます。その30頭が平成29年7月3日に小林で行われる生体比較審査に出場し、出品区分の第7区に3頭、第8区に3頭、第9区に2頭の計8頭が宮崎県代表牛として決定されることになっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） いろいろ説明がありましたけど、本町は福永牧場ですかね、親父さん、昇さんと息子さんが続けて連覇していますけれども、今年はまた3連覇というのがかかっているわけですけども、その中で、これは推薦というふうな形はとられなくて、全部審査を受けるわけですかね。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） これは、厳正なる審査、登録協会、こちらを中心に、家畜改良事業団、あと経済連等で最終的な判断がされます。先ほど申し上げましたとおり、都城北諸県から何頭という出品区分はございません。今現在、県内に90頭残っている候補牛、そのうち各地区で行った巡回検査の結果に基づいて17日の日に30頭の出品者と牛の名簿が発表されると。その30頭が7月3日に、今度は生体の比較審査によって県代表が決まるという形になっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 検査をされる方は、同じ人が全部県内を回られるわけですね、やっぱり。巡回。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 同じ審査員が回っています。県内一緒です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） その中で血統的なことを教えていただけますかね。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 出品用の血統ということで、本町の、よろしいでしょうか。まず、種牛の部ですね、こちらに本町の久保義博さんの「かねとし」号という雌牛が出品するわけですが、血統は、まず父方のほうでしか言いませんので、父方、そして母の父という形で申し上げます。種牛の部第3区に出品します久保義博氏の「かねとし」号につきましては、父が美徳国、母の父が忠富士という血統構成です。続きまして、肉牛の部ですね、こちらに出品されます福永牧場の牛でございます。こちらのほうはまだ決定ではございませんけども、現在、3頭の血統を申し上げます。まず、1頭目が父が義美福、母の父が忠富士、2頭目が父が忠高盛、母の父が福之國、3頭目が父が秀正実、母の父が勝平正でございます。

以上でございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 以前にも全共のことでちょっと質問したことがありますけども、この中で今、三股町で育む種雄牛づくりというのがありますよね。その中で課長が以前答弁のときに、できたら三股町からのそういう種雄牛のあるあれを全共に持って来たら一番いい状態じゃないかなというようなことが言われました。やっぱり、せっかくこういう三股町ですから、そういうことは生産農家から肥育農家まで三股町で育む種雄牛づくりというのは、やっぱり生産農家が育てたのを肥育農家買って、それをまた三股町の人買って、そしてまた育てるわけですから、その中身というのわかるわけですから、その中でやってもらえればいいんじゃない



ないかと思っております。

私のほうでいろいろと、この宮城県全共について、駆け出してきております。宮城県で始まる今後の課題としまして、町とか県とかいろいろありますけれども、県のほうからも町のほうにもいろいろ要請も来ているんじゃないかと思っております。また、町のほうも県に対してまたいろいろ頼みをしなければいけないところがあったり、補助金をもらったりありますから、その中で踏まえた上で、宮城県で始まる全国和牛能力共進会ですね、大きな話題の一つが、今年は暑さ対策じゃないかと言われております。今年は8月が全国的に暑さが厳しい見込みであると言われております。猛暑を乗り越え、出品牛の体調を考えて、審査に臨んでほしいということと言われております。暑い夏をどう乗り越えるかがひとつのポイントになる。夏場は餌の喰いこみが悪く体重を落としやすい、準備期間中の暑さ対策と飼養管理が重要である。重要なのは開催期間中も会場への移動時の問題じゃないかと思っております。昨年9月7日の仙台市の最高気温が29.5度あります。ここ3日には30度を越えたと言われております。審査会場も暑いことが予想されまして、出品牛は人と人との体力を講じた対策だと言われております。前回、10月下旬に開かれた長崎全共で、北日本の中で移動したりで体重を大きく減らす牛もいたと言われております。今回も暑いさなかの中での移動が見込まれます。休憩ポイント、移動ルートの設定には、いつも以上の工夫が必要であるじゃないかと言われております。地区予選とは比較にならないほどの長距離であります。審査では、今まで以上にない経験がやっております。牛も普段どおりの実力を発揮することがなかなか難しいんじゃないかと思っております。そして、今回は東日本大震災からの復興をアピールする東北で、3連覇がかかる宮崎勢、次回開催で生産地の威信をかける鹿児島など、話題は尽きないと言われております。その中で産地の仲間やJA、自治体の協力が欠かせないと言われております。出品牛の仕上がりには産地の総合力が問われております。大会で日本一を獲得することによって2020年の東京五輪、パラオリンピックで世界にアピールすることも言われております。各地区とも上位入賞を望んでおります。その中で本町は地方的に肉牛日本一であります。あと100日を切っておるわけですけども、全国和牛能力共進会については、今日が最後の質問になると思っております。その中で、町長から一言、バックアップといいますか、後押しをするような発言をいただければいいんじゃないかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先日、この代表牛の激励会がございました。この代表牛になるということ自体が、昨年の10月、11月ごろから選抜されまして、それから各予選会といいますか、そちらのほうの一次審査、二次審査、そして4月7日に向かって7頭が取り組むわけなんですけど、本当に選ばれることは名誉なんですけど、これをまた選考会で合格して行って、代表になると、相当な努力が必要だなと。もちろん、この種を管理される生産者の方だけではなくて、そしてそ

れを取り巻く部会の方々、そしてまた農協、行政、朝から行って、牛をみんな磨いています。もうシャンプーをかけて、毎日です。そういうのを考えると、本当に頭が下がる思いでございます。そういう意味合いでは、一生懸命、この久保義博さんの第3区ですか、そちらのほう代表牛になるように努力をさせていただきたい。そしてまた福永さんが3連覇を目指していますので、そちらのほうに選ばれることを期待したいなというふうに思っております。本当に、5年に1回の和牛オリンピックでございますので、そちらのほうの代表牛、宮崎県はもう既に宮崎県で選ばれること自体が全国一になっていくんじゃないかなという感じがいたしますので、精いっぱい努力をさせていただきたいと、また、頑張っていたきたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） せっかく3連覇がかかっていますから、力添えをしていただければいいんじゃないかと思っております。質問を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 以上を持ちまして、一般質問は終了します。

---

○議長（池邊 美紀君） それでは、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時06分散会

---

議事日程(第4号)

平成29年6月14日 午前9時57分開議

- 日程第1 総括質疑  
日程第2 常任委員会付託  
日程第3 質疑(議案第48号から第54号までの7議案、発議1号)  
日程第4 討論・採決(議案第48号から第54号までの7議案、発議第1号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 総括質疑  
日程第2 常任委員会付託  
日程第3 質疑(議案第48号から第54号までの7議案、発議1号)  
日程第4 討論・採決(議案第48号から第54号までの7議案、発議第1号)
- 

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君  | 2番 楠原 更三君  |
| 3番 福田 新一君  | 4番 池邊 美紀君  |
| 5番 堀内 義郎君  | 6番 内村 立吉君  |
| 7番 福永 廣文君  | 8番 指宿 秋廣君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |
- 

欠席議員(1名)

- 12番 桑畑 浩三君
- 

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 局長 兒玉 秀二君 | 書記 矢部 明美君 |
|-----------|-----------|

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |         |           |        |
|--------|---------|-----------|--------|
| 町長     | 木佐貫 辰生君 | 副町長       | 西村 尚彦君 |
| 教育長    | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | 黒木 孝幸君 |
| 企画商工課長 | 鍋倉 祐三君  | 税務財政課長    | 綿屋 良明君 |
| 町民保健課長 | 横田 耕二君  | 福祉課長      | 齊藤 美和君 |
| 農業振興課長 | 白尾 知之君  | 都市整備課長    | 上原 雅彦君 |
| 環境水道課長 | 西畑 博文君  | 教育課長      | 渡具知 実君 |
| 会計課長   | 内村 陽一郎君 |           |        |

---

午前9時57分開議

○議長（池邊 美紀君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 総括質疑**

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案等のうち、議案第48号から54号までの7議案及び報告3件を除く全ての案件に対する質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議案以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき、1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に係る議案に対しては、常任委員会の場、あるいは全体審議の場で行ってください。

それでは、議案第40号から47号までの8議案、請願2件及び発議1件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、総括質疑を終結します。

---

**日程第2. 常任委員会付託**

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。

よって、各議案は付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしく申し上げます。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

---

### 日程第3. 質疑（議案第48号から第54号までの7議案、発議第1号）

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、質疑を行います。

議案第48号から第54号までの7議案及び発議1号を一括して行います。

質疑の回数は、1つの議題で3回までといたします。

質疑はありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 発議について質疑をしたいんですけども、全協でもちょっと聞いたんですけど、対応する課がそのまま書きかえられているだけに見えるんですけど、この課の記載する順番というのは何か意味があるのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 休憩をします。

午前10時00分休憩

-----  
午前10時01分再開

○議長（池邊 美紀君） 本会議を再開します。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（楠原 更三君） 全協の場でも同様の質問出ましたけれども、課設置条例のまま書きかえたということで、特別深い意味はないということで、全協の場でも説明がありました。以上です。

○議長（池邊 美紀君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

---

### 日程第4. 討論・採決（議案第48号から第54号までの7議案、発議第1号）

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第48号「監査委員の選任について」の議題として討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第48号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は、原案のとおり同意されました。

議案第49号「農業委員会委員の任命について」を議題として討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第49号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は、原案のとおり同意されました。

議案第50号「農業委員会委員の任命について」を議題として討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第50号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は、原案のとおり同意され

ました。

議案第51号「農業委員会委員の任命について」を議題として討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第51号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は、原案のとおり同意されました。

続きまして、議案第52号「農業委員会委員の任命について」を議題として討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第52号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は、原案のとおり同意されました。

続きまして、議案第53号「農業委員会委員の任命について」を議題として討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第53号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は、原案のとおり同意されました。

議案第54号「農業委員会委員の任命について」を議題として討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第54号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は、原案のとおり同意されました。

続きまして、発議第1号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」についてを議題として討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時06分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前10時13分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。



---

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時13分散会

---

議事日程(第5号)

平成29年6月21日 午前9時57分開議

- 日程第1 常任委員長報告  
日程第2 質疑(議案第40号から第47号までの8議案及び請願第1号・2号)  
日程第3 討論・採決(議案第40号から第47号までの8議案及び請願第1号・2号)  
日程第4 意見書案第3号上程  
日程第5 意見書案第3号の質疑・討論・採決  
追加日程第1 意見書案第4号上程  
追加日程第2 意見書案第4号の質疑・討論・採決  
日程第6 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告  
日程第2 質疑(議案第40号から第47号までの8議案及び請願第1号・2号)  
日程第3 討論・採決(議案第40号から第47号までの8議案及び請願第1号・2号)  
日程第4 意見書案第3号上程  
日程第5 意見書案第3号の質疑・討論・採決  
追加日程第1 意見書案第4号上程  
追加日程第2 意見書案第4号の質疑・討論・採決  
日程第6 議員派遣の件について

---

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君  | 2番 楠原 更三君  |
| 3番 福田 新一君  | 4番 池邊 美紀君  |
| 5番 堀内 義郎君  | 6番 内村 立吉君  |
| 7番 福永 廣文君  | 8番 指宿 秋廣君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |

---

欠席議員（1名）

12番 桑畑 浩三君

---

欠 員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |       |         |           |       |        |
|--------|-------|---------|-----------|-------|--------|
| 町長     | ..... | 木佐貫 辰生君 | 副町長       | ..... | 西村 尚彦君 |
| 教育長    | ..... | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | ..... | 黒木 孝幸君 |
| 企画商工課長 | ..... | 鍋倉 祐三君  | 税務財政課長    | ..... | 綿屋 良明君 |
| 町民保健課長 | ..... | 横田 耕二君  | 福祉課長      | ..... | 齊藤 美和君 |
| 農業振興課長 | ..... | 白尾 知之君  | 都市整備課長    | ..... | 上原 雅彦君 |
| 環境水道課長 | ..... | 西畑 博文君  | 教育課長      | ..... | 渡具知 実君 |
| 会計課長   | ..... | 内村 陽一郎君 |           |       |        |

---

午前9時57分開議

○議長（池邊 美紀君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 常任委員長報告**

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業委員長よりお願いいたします。総務産業委員長。

〔総務産業常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。総務産業委員会の審査の結果を会議規則第76条の規定に基づき、報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案40号、41号、47号、請願2号の合計4件でございます。以下、案件ごとに説明させていただきます。

議案第40号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

本案は、農業委員会制度の改正に伴い、平成29年7月20日からスタートする三股町農業委員会に関連する委員の報酬額の見直しを図るもので、報酬額については三股町特別報酬等審議会に諮問し、年額を会長62万1,000円、会長職務代理者47万5,000円、農業委員会委員44万1,000円、農地利用最適化推進委員44万1,000円の答申を受けて報酬額の一部を改正し定めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第41号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

本案は、人事院規則の改革に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律で定める第2条育児休業の承認、第3条育児休業の期間の延長、第10条育児短時間勤務を承認の中の条例で定める特別な事情において保育所等を希望し申し込みを行っているが、保育が行われていない待機児童を名分化するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第47号「平成29年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を5億4,407万2,000円に、歳入歳出それぞれ73万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億4,481万1,000円にするものであります。

歳入につきましては一般会計繰入金を増額し、歳出につきましては4月の人事異動に伴う人件費の増額を行うものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

請願第2号「中小自営業者婦人・家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求めることについて」であります。

審査の経過といたしまして、事業会計と家計との分離計算が至難であるため、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れるという所定会費行為が横行するなどの弊害が懸念されたため、所得税法第56条が制定されました。所得税法56条については、当委員会では廃止する必要はないということで、慎重に審査いたしました結果、全会一致で否決すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、文教厚生委員長より報告をお願いします。委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） おはようございます。それでは、文教厚生常任委員会の

審査の結果を会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第43、44、45、46号、請願第1号の計5件です。以下、案件ごとに説明します。

議案第43号「平成29年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額35億4,011万1,000円に、歳入歳出それぞれ47万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,059万円とするものであります。

歳入の主なものについては繰入金を増額し、歳出については4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「平成29年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額2億6,878万9,000円に、歳入歳出それぞれ10万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,889万4,000円とするものであります。

歳入の主なものについては繰入金を増額し、歳出については4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「平成29年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額22億1,210万2,000円に、歳入歳出それぞれ648万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,858万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは国庫補助金と県補助金の増額補正するもので、歳出の主なものは4月の人事異動に伴います人件費の減額及び包括的支援事業任意事業費の増額補正を行うものであります。

45号、46号、関連がありますので、一括して報告申し上げます。

議案第46号「平成29年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額2,749万1,000円から歳入歳出それぞれ1,154万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,594万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは一般会計繰入金を減額補正、歳出については施設管理費を減額補正、これは制度改正により、雇用契約職員委託料を介護保険サービス事業特別会計で予算を組んでいましたが、補助経費が対象になるとわかったため、介護保険業特別会計に組みかえるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、請願第1号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願」。

これは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るため、青少年健全育成基本法の制定を求めるものであります。

慎重に審査した結果、一部修正することにより、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、一般会計予算・決算委員長より報告をお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） おはようございます。一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第42号「平成29年度三股町一般会計補正予算（第1号）」でございます。以下、御説明いたします。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業等について、所要の補正措置を行うものであり、歳入歳出予算の総額98億5,000万円に、歳入歳出それぞれ975万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億5,975万6,000円とするものです。

まず歳入について主なものは、県支出金は事業決定等により農林水産業費県補助金、教育費県補助金、総務費委託費の増額補正を図るものです。諸収入は、後期高齢者医療広域連合派遣職員に伴う給付金やコミュニティー助成事業の決定による雑入の増額補正をするものです。

次に歳出についての主なものは、各費目にわたる給与費等について、本年4月の人事異動に伴う人件費の増減等を補正するものです。総務費は、機構改革や制度改革に伴う賃金・労務費の共済費などを増額補正するものです。衛生費は、衛生センター施設整備審議会報酬費を増額補正するものです。農林水産業費は事業内定により、かんがい排水事業、肉用牛生産基盤強化対策事業補助金を増額補正するものです。土木費は、公共下水道事業繰出金を増額補正するものです。消防費は、コミュニティー助成事業助成金の決定に伴う補助金や水門等操作委託金を増額補正するものです。教育費はコミュニティー助成事業助成金の決定に伴う補助金や和太鼓の修繕料、町史原稿作成と業務委託医療の増額補正するものです。

次に、債務負担行為についてですけれども、町史作成事業を来年度までの2カ年事業とし、地域おこし協力隊用の公用車リース事業の5カ年事業を導入時期のずれにより平成34年までに変更するため、債務負担を補正するものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告終わります。

---

## 日程第2. 質疑（議案第40号から第47号までの8議案及び請願第1号・2号）

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 請願第2号の補正について、委員長にお聞きをいたします。

この請願につきましては、税の算入に疑義が生じるというような報告でありましたが、収入と支出をしていって、収入がある一定超えないとその算入にはならないわけでありまして。なぜかという、これを認めるということがひいては次の青色申告への道につながる。なぜかという、収入がないと支出は認められない。収入が益金がないと認められないわけです。こういうことを今まで家族だから、家庭内だから関係ないよと普通の扶養と一緒にだということよりも、収入をあなた方と奥さんもこんだけ収入ねとあなたも収入がありますねとすることによってきゅうしゅうに使う、今度は。そうすると、収支の明示につながると思うんですが、その件をまず意見するのが一つ。それから、今回、配られたこの案件ですけれども、上からの4行目のこれは対価の支払いに必要経費には参入しないというふうになってはいますが、これはこれでいいんですか、委員長。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 先ほどの審査の結果として申し上げましたとおりであります。そして、自営業者については税務署が把握をしづらいということでもあります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿議員。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 税務署は白の場合は（ ）、自治体が税務課の職員がやるわけでありまして。もちろん私も税務課の職員でありましたので、どういうものか、大体、わかっているつもりであります。それで、矛盾点といたら、税法上こういうのがあるからということであれば、例えば、農家の人が養っている牛について100万円以下は免税牛、そういうことも一方ではらんでいるわけですね。要するに、100万円以上しないと収入、対価として認めない。だから、免税牛という名前を、免税豚でも免税鶏もなく、牛だけが免税牛という形で100万円以下は税金がかからないと、こういうふうになっているわけです。だから、農家の人がこれが算入、この請願が通って法律になったにしてもほぼ関係ないというふうに思うんですけれども、その点の話になったのかどうか。それからもう1点、先ほどの私が質問したこの4行目の参入はこれでよろしいんですか、質問した答えになってませんのでお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 先ほど述べましたように審査の経過といたしまして、全会一致で可決したものであります。

以上です。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 質問したのがなっていないし、この参入はこれでいいんですかと聞いたんです。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） はい、その通りであります。

○議員（8番 指宿 秋廣君） これ、ちょっと待ってな。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 必要経費の参入をまいて入るんですか、これ。4行目ですよ。

「私たちは」という定義の中の4行目の後ろのほう。対価の支払いは必要経費に参入しない。これはこれでいいんですかと聞いているんですけど、これは。お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） このことについては議論として上げたことはありません。

先ほど委員会の審査のものとおり、全会一致で否決したものであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 他にございませんか。森議員。

○議員（1番 森 正太郎君） 請願2号について、総務産業常任委員長にお尋ねいたします。

先ほどの委員長報告の中には、税を不当がまかり通ったために、この所得税法第56条が生み出されたという説明がありましたけれども、反対にこれがあるために働きがいを感じないとしていらっしゃるということについて、その立場にたつての議論はありましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 委員会の中では、いろんな話がなされました。その中で審査の結果といたしまして、先ほど述べたとおりでございます。全会一致で可決したものであります。（「否決でしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（池邊 美紀君） 他ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 文教厚生委員長に質疑いたします。（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

○議長（池邊 美紀君） 質疑ですね。質疑ですね。内村君、返答かと思いました。失礼しました。



○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 請願1号についてであります。どこをどのように修正されたか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 文教厚生委員長。

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 先ほど委員長発表の中で述べました一部修正というその内容ですけれども、まず、請願書の中ほどを見ていただくと、そこに「平成25年度内閣府調査」とあるんですけど、その「内」という字がダブってしまっていて、この字句修正が一つです。それともう一つ、今度は、下から6行目に「特に、家庭は社会の最小単位」というところから4行、「制定をして、制定が必要であると考えます」というこの4行について、家庭内合法に縛られることになり、表現がふさわしくないんじゃないかという意見がありました。そこで、この4行をカットしてもこの本請願の趣旨は十分理解できると判断いたしまして、委員会に応じては、請願の含意については十分理解できるという判断のもと、一部修正することによって賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 他にありませんか。楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 委員長に対してですけれども、削除をされた部分がよりますと、（「請願2号ですね、今。請願1号」と呼ぶ者あり）請願1号に対してですけれども、今、委員長の回答に対しましてですが、削除された部分は「特に」と始まっている4行のようです。請願者が「特に」と表現している部分です。この部分を削除するという修正をしても全会一致でなかったということは、原案から4行を削除しなければ原案に反対となる状況があったのでしょうか、伺います。

○議長（池邊 美紀君） 文教厚生委員長。

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） それに対しての吟味はされておりましたが、先ほど言いましたように、趣旨に対しての大意と言いますか、その含意というのは、この4行をとっても何ら差し支えないという判断のもと一部修正のもと趣旨採択という結論に至っております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） そうでありますと、最初に冒頭、議長のほうが言われましたが、今回から採決につきましては、「原案について」という表現にするというのが6月8日の全員協議会で確認されたところですが、そういう変更については審査の過程で触れられたのでしょうか、お伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 文教厚生委員長。

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） これは、委員会の自主的判断とそういう必携に基づいての判断で吟味するに対しての討論はされておられません。

○議長（池邊 美紀君） 他にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

---

**日程第3. 討論・採決（議案第40号から第47号までの8議案及び請願第1号・2号）**

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第40号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第40号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第41号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号「平成29年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決

を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号「平成29年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第44号「平成29年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第45号「平成29年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第46号「平成29年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第46号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第47号「平成29年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第47号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

続きまして、請願第1号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森議員。

○議員（1番 森 正太郎君） 請願第1号について、趣旨採択すべきものとの委員長報告に対し、反対の立場から討論いたします。

本請願では、相次いで発生する凶悪事件などの原因を、学校や特に家庭を最小単位とした大人の子供に対する関わり方にあるとしています。それに対して大人が子供に対してどのようにかわるか、そのあり方を法律で決定しようというものであります。親は子に対してこうあらねばならないと、また、子は親に対してこうあらねばならないということは法律で決めるべきものでしょうか。例えば、東京のような大都市部とここ三股町では家庭や地域のあり方というのは、当然、変わってまいります。だからこそ各都道府県で青少年健全育成条例が定められているのではないのでしょうか。

また、事件の原因を学校や主に家庭に原因があるとするのは問題だと考えます。請願で指摘されているように、いわゆる欲望産業の膨張、SNSやスマートフォン等のIT関連技術の爆発的な発達、普及、これらにルールづくりが追いついていないというご指摘はごもっともであります。しかし、社会の荒廃、凶悪事件などの原因はそれだけではないです。なぜ、子供の貧困が社会問題になっているのか、いじめや不登校が発生するのかを正面から見つめなければなりません。大人が子供の声をしっかりと聞いているか、長時間労働や賃金格差、ひとり親家庭の貧困率、こういったことが家庭でのコミュニケーションの時間を奪っているということもあります。

また、大人がルールを守る姿、モラルを持って行動する姿、こういった姿を子供に見せられているのでしょうか。何より日本のリーダーである安倍首相自身が憲法を守らなくていいんだ、目的のためには国会運営をゆがめてもいいんだと、こういう姿がテレビで連日報道されることのほうがよっぽど有害であります。今、国や地方自治体に求められていることは、青少年を憲法教育基本法に基づく社会の一員として尊重すること、その中でこそ自分を大切にし、他人を大切にし、社会のルールを尊重する主権者として成長できるものであります。そして、何より子供たちの豊

かな学びのための教育環境を整えることが大切です。こうしたことを徹底してこそ、非行や犯罪を減少させ、子供たちの健やかな成長を保障することになるのではないのでしょうか。

以上のことから、青少年健全育成基本法の制定を求める請願の採択に強く反対するものであります。

○議長（池邊 美紀君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。請願第1号は文教厚生常任委員長の報告のように一部修正したとおり、趣旨採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。したがって、請願第1号は文教厚生常任委員長の報告のように一部修正したとおり趣旨採択されました。

続きまして、請願第2号「中小自営業者婦人・家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求めることについて」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。指宿議員。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 委員長報告では、これは否決すべきものということでしたので、私は可決すべきものという立場で討論したいと思います。

先ほど質問でも申し上げましたけれども、要するに、収入と支出のバランスをとればとるほど家庭の中では給与収入という考え方のほうがうまくいくわけであります。そして、なおかつ、自分たちが事業を起こして行っているのを税務課自体で収入・支出を見て、そして、この人は給料にふさわしいという控除額があって初めて控除ができるわけであります。したがって、収入と支出のバランスがほぼゼロに近いところでマイナスということには絶対にならないわけであります。したがって、ある一定収入があってあえて事業が順調にしている人について青色申告への算入を促すという意味でも、この請願は可決すべきものという立場で発言いたします。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 原案に賛成の立場から討論いたします。

本請願の中に、2014年の税制改正により、全ての事業所に記帳義務が課されましたと。これによって、先ほどの委員長の報告にあった不当な収入、不当な利益を得ることについて一定の歯どめがかかっているのではないかと思います。さらに、先ほどこの字句のことや、また、質疑に対して委員長の答弁が非常に不十分であると感じました。請願権というのは憲法16条で保障されている国民の権利であります。町内の建築業者の方からやはり奥さんが「幾ら働いても働きがいがないよね」という切実な声が寄せられております。住民のこうした声に議会としてどういうふうに応えていくかということがこの請願権の保障されていることであります。しっかりと慎重な審議がなされていないという角度からも、この請願に対して賛成の立場から討論いたします。

○議長（池邊 美紀君） 他に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

ここで、一旦、休憩をとります。

午前10時35分休憩

-----  
午前10時36分再開

○議長（池邊 美紀君） それでは、再開します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。請願第2号は総務産業常任委員長の報告の結果は否決すべきものとありました。

そこで、お諮りします。請願第2号について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立少数であります。したがって、請願第2号は不採択となりました。

-----  
**日程第4. 意見書案第3号上程**

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、日程第4、意見書案第3号を議題とします。

まず、意見書案第3号「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）」について、提出者の趣旨説明を求めます。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 提案いたしました「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）」について、ご説明いたします。

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会にお

ける附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めています。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところであります。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握してきませんでした。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求めるものであります。

一つ、公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。

二つ、3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。

三つ、アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出するものであります。

慎重にご審議の上、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

---

### 日程第5. 意見書案第3号の質疑・討論・採決

○議長（池邊 美紀君） それでは、日程第5、意見書案第3号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方、よろしくお願いいたします。

それでは、意見書案第3号「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 意見書案第3号について質疑いたします。

「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化」というのがタイトルになっていますけれども、この「記」の次の「一つ、公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり」とあります。「ギャンブル」という言葉と「公営ギャンブル」という言葉は、やはり違いがあるのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これは、あくまでも公営ギャンブル、「公営」がついておりま



す。公営でございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） その1つのほう、記の1は公営ギャンブルですよね。そのほかは「公営」ついてないんですけれども、例えば、パチンコとかパチスロとかそういうギャンブルはこの依存症対策に、当然、含まれると思うんですけれども、記の1以外のところのギャンブルはどのようなギャンブルなんでしょうか。マーじゃんとかも違法にお金をかけている場合はやはりギャンブルになりますから、そういうのも含めるんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） あくまでも1については公営ということで申し上げました。当然、ギャンブルということであれば、いろんな先ほど申したように（ ）もかかわる、そういうものも含めておると思いますので、全てのギャンブルということになると思います。

○議長（池邊 美紀君） 他にございませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） わかりました。この意見書の冒頭に、「昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の附帯決議について政府に求めている」というふうになっております。その2段落目以降は、「これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産などの深刻な問題を把握してこなかった」とありますけれども、この1段落目に関して、私はこのカジノ法の補強につながるのではないかという危惧があるんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これは、先ほど申しましたように、特定複合観光施設区域整備推進法ということでございますので、これは観光施設としてそれを認めていくという推進法でございます。しかし、それをたんに、推進だけをしていたんではやはりいろんな方のギャンブル、そういうもので皆さん家庭を壊したりとかいろんな自己破産したりとかそういうことがあるんで、附帯決議にこういうものをちゃんと推進するためには附帯決議をつけますよという意味で附帯決議がつけている状況でございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 要するに、その推進するための附帯決議ということですね。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 特定、この観光施設、これは成立していつているわけですから、この国が、皆さんが賛成した上での成立でございますんで、それを推進したとかするとかということは、今、ここで申し上げるものではないと思います。

○議長（池邊 美紀君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 意見書案第3号について、反対の立場から討論いたします。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の附帯決議として、このギャンブル等依存症対策の強化を求めるといった意見が上げられていると伺っております。しかし、そもそもこの依存症対策というのであれば、カジノをやらなければいいのではないかというふうに考えております。以上、反対討論といたします。

○議長（池邊 美紀君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第3号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議があるようですから、起立により採決します。意見書案第3号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

続きまして、お諮りします。先ほど請願第1号が趣旨採択することに決しました。これを意見書案第4号「「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書（案）」として日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第5の次に、「追加日程第1、意見書案4号上程」とご記入願います。

続きまして、議事日程表の追加日程第1の次に、「追加日程第2、意見書案4号の質疑・討論・採決」とご記入願います。

これより、意見書案作成及び配付のため、しばらくの間、本会議を休憩いたします。

午前10時45分休憩

-----  
午前10時45分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

#### 追加日程第1. 意見書案第4号上程

○議長（池邊 美紀君） 追加日程第1、意見書案第4号を上程いたします。

意見書案第4号について、提出者の趣旨説明を求めます。福田君。

〔3番 福田 新一君 登壇〕

○議員（3番 福田 新一君） それでは説明します。

意見書案第4号「「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書（案）」。

「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書（案）。

あすの社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いです。

しかし、相次ぐ凶悪事件などに見られるように、社会の荒廃は深刻な事態に直面しています。

その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等。「徳育」を忘れ人格形成の場として役割を果たしてこなかった学校の問題、モラルが失われつつある社会の問題、そして何より性や暴力を誇張し刺激して利益を得てきた「欲望産業」の問題などかねて指摘されてきました。この現状を見るとき、そのときそのときの大人が「青少年を見守り支援し、ときに戒める」という義務を果たさなかったと言わざるを得ません。

これらの問題に対して、都道府県では「青少年の健全育成に関する条例」で対処し一定の効果を上げてまいりましたが、きょうではその限界性が指摘されています。その最たるものがIT（情報通信）関連技術の革新です。中でも高校生では82.8%、中学生でも47.4%もの所有率（平成25年度内閣府調査）となった携帯端末（SNS）は大きな利便性を持つ半面、利用マナーが確立されておらず、学力低下やいじめ、さらに犯罪につながるケースも見られるなど、青少年に大きな影響を及ぼしています。

今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者、そして保護者などの責務を明らかにし、これによる一貫性のある包括的、体系的な法整備が必要であると考えます。

以上の内容を踏まえ、国会及び政府に「青少年健全育成基本法」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上です。慎重にご審議をお願いします。

---

#### 追加日程第2. 意見書案4号の質疑・討論・採決

○議長（池邊 美紀君） 追加日程第2、意見書案4号の質疑・討論・採決を行います。

意見書案第4号「「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書（案）」を議題とし、質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 意見書案第4号「「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書（案）」に対して反対の立場から討論いたします。

欲望産業の膨張、SNS、スマートフォン等のIT関連技術の普及に対してルールが確立されていないというこの指摘はもっともであると考えます。

しかし、それだけがこの社会の現状の原因ではないと考えます。また、この青少年に対する大人や地域の関わり方、これを法で制定するべきものではないという立場から反対討論といたします。

○議長（池邊 美紀君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。意見書案第4号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

---

## 日程第6. 議員派遣の件について

○議長（池邊 美紀君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、大会や研修にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については資料配布のとおり、

それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時52分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前11時08分再開

○議長（池邊 美紀君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（池邊 美紀君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成29年第4回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時08分閉会  
-----

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 邊 美 紀

署名議員 内村 立吉

署名議員 山中 則夫